

平成30年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月7日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○町長の施政方針	8
○町政に対する一般質問	12
7番 関 口 雅 敬 君	12
6番 野 口 健 二 君	19
4番 岩 田 務 君	20
2番 田 村 勉 君	28
5番 村 田 徹 也 君	35
3番 野 原 隆 男 君	46
9番 新 井 利 朗 君	49
8番 大 島 瑠美子 君	51
○町長提出議案の報告及び一括上程	56
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第1号 長瀬町国民健康保険財政調整基金条例	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	58
・議案第2号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第3号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第4号 長瀬町企業誘致条例	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	74

・議案第6号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	7 6
・議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○延会について	7 9
○次会日程の報告	7 9
○延 会	8 0



3月8日(木)

○開 議	8 3
○議案等の説明のため出席した者の紹介	8 3
○議事日程の報告	8 3
○議案第9号の説明、質疑、討論、採決	8 3
・議案第9号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	8 4
・議案第10号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	8 5
・議案第11号 長瀬町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	8 8
・議案第12号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	9 1
・議案第13号 長瀬町ねたきり老人等手当支給条例の一部を改正する条例	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	9 4
・議案第14号 長瀬町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	9 6
・議案第15号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	9 7
・議案第16号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	1 0 1
・議案第17号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算(第6号)	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	1 0 7
・議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	1 0 9

・議案第19号 平成29年度長瀨町介護保険特別会計補正予算(第4号)	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	111
・議案第20号 平成29年度長瀨町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	112
・議案第21号 平成30年度長瀨町一般会計予算	
○会議時間の延長	151
○次会日程の報告	162
○散 会	162



3月9日(金)

○開 議	165
○議案等の説明のため出席した者の紹介	165
○議事日程の報告	165
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	165
・議案第22号 平成30年度長瀨町国民健康保険特別会計予算	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	168
・議案第23号 平成30年度長瀨町介護保険特別会計予算	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	170
・議案第24号 平成30年度長瀨町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	172
・議案第25号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 について	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	173
・議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○平成29年請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	174
・平成29年請願第3号 放課後等デイサービスの設置に関する請願	
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
・請願第1号 「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するた めの意見書提出の請願	
○平成29年発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	181
・平成29年発議第3号 長瀨町手話言語条例	
○議員派遣の件	185
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	185
○閉会について	185
○町長挨拶	185
○閉 会	186

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第9号

平成30年第1回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年3月2日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成30年3月7日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

不応招議員（なし）

平成30年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成30年3月7日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長の施政方針

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

6番 野 口 健 二 君

4番 岩 田 務 君

2番 田 村 勉 君

5番 村 田 徹 也 君

3番 野 原 隆 男 君

9番 新 井 利 朗 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君				
教育長	野	口	清	君	会	計	副町長	平	健	司	君				
総務課長	横	山	和	弘	君	管	理	者	福	田	光	宏	君		
税務課長	田	寫	俊	浩	君	企	画	財	政	長	齊	藤	英	夫	君
健康福祉課長	中	畝	康	雄	君	課	町	民	課	長	若	林	智	君	
建設課長	坂	上	光	昭	君	産	業	観	光	長	南	勉	君		
						課	教	育	次	長	福	島	賢	一	君

事務局職員出席者

事務局長	中	畝	健	一	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第1回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（染野光谷君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（染野光谷君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成29年11月から平成30年1月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

12月10日に、小鹿野町赤谷温泉・小鹿荘で鉄砲まつり観光懇談会が開催され、出席いたしました。

12月18日に、長瀬町役場で、第34回ちちぶ定住自立圏推進委員会が開催され、出席いたしました。

12月22日に、横瀬町役場で、秩父地域議長会第3回定例会が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

1月11日に、埼玉県知事公館で、県と市議会議長会・町村議会議長会との新年懇談会が開催され、出席いたしました。

1月16日に、浦和ロイヤルパインズホテルで市町村トップセミナーが開催され、副議長岩田務君が出席いたしました。

1月25日に、秩父地域議長会正副議長・事務局長研修会が開催され、副議長岩田務君ともども出席いたしました。群馬県の道の駅田園かわばプラザを視察いたしました。

1月30日に、秩父市役所ほかで、秩父地域議長会議員研修会・懇親会が開催され、井上悟史君、田村勉君、野原隆男君、村田徹也君、野口健二君、大島瑠美子君、新井利朗君、副議長岩田務君ともども出席いたしました。

2月9日に、埼玉県県民健康センターで、町村長・町村議会正副議長合同研修会が開催され、副議長岩田務君が出席いたしました。

2月22日に、埼玉県県民健康センターで、埼玉県町村議会議長会平成29年度定期総会が開催され、出席いたしました。

2月23日に、上里町役場ほかで、県北地域町村議会議長会視察研修及び懇親会が開催され、出席いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成30年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。

ことしの冬は、低気圧や強い寒気が日本列島に流入してきた影響により、記録的な寒さが続く大変な毎日でございました。地域によっては、大雪による交通障害などの被害もございましたが、幸いにも、長瀬町近辺では大きな被害もなく春を迎えることができそうで、ほっと一安心をしているところでございます。

また、過日行われました平昌オリンピックでは、冬季のオリンピックで過去最高となるメダルを獲得するなど、寒さを吹き飛ばす熱い戦いが繰り広げられ、大きな感動と希望をいただきました。ますます東京で行われる2年後のオリンピックが楽しみになり、ぜひそのオリンピックでは、当町出身のやり投げの新井選手が活躍していただければと思うところでございます。

さて、働き方改革関連法案をめぐる与野党の攻防により国会は紛糾しておりましたが、国の平成30年度予算案は2月28日の衆院本会議で賛成多数で可決され、今年度内には成立することとなりました。

予算案の内容を見ますと、保育士や介護人材の処遇改善や、給付型奨学金の拡充など、人への投資を拡充した人づくり革命と、地域の中小企業の設備投資等の促進や、賃上げ等を行った企業への税額控除など、生産性向上の施策を推進する生産性革命の2つの革命を両輪として、潜在する成長率を引き上げ、少子高齢化の克服と成長を目指すものとなっております。

当町といたしましても、こうした国の進める施策を活用しながら、地方創生の推進を進めるべく、日々努めているところでございます。

なお、町政の基本方針等は施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

ここで、12月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、産業観光課関係について申し上げます。

3月4日に、秩父路に春の訪れを告げるお祭りとして恒例になりました長瀬火祭りが、宝登山山麓で盛

大に開催されました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

1月7日に成人式典が有隣倶楽部で開催され、新成人66名のうち52名が出席いたしました。議員の皆様には来賓としてご出席いただき、ともに新成人の門出を祝っていただき、ありがとうございました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案や予算案などの合わせて26議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと存じます。

いずれも町政発展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご議決承りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日は、よろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（染野光谷君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長から指名申し上げます。

4番 岩田 務 君

5番 村田 徹也 君

6番 野口 健二 君

以上の3名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（染野光谷君） 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9日までの3日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9日までの3日間に決定いたしました。



◎町長の施政方針

○議長（染野光谷君） 日程第3、町長の施政方針。町長、施政方針をお願いします。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 平成30年第1回長瀬町議会定例会の開会に当たり、平成30年度の予算の編成方針と町政運営に関する基本的な考え方、主要施策の概要などをまとめました施政方針を述べさせていただきます。

我が国の経済は、政府が公表する月例経済報告によりますと、「景気は緩やかに回復している」と報告され、先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」と指摘されています。

当町に目を向けますと、平成28年度決算において、将来負担比率については、前年度より比率が低下し、改善されてはおりますが、経済収支比率や実質公債費比率等を含めた財政指数は、県内市町村や類似団体と比較して低位であり、今後も厳しい財政状況が予想されます。

また、自主財源の柱である町税収入は、平成21年度以降減収となっており、現下の経済情勢では、大幅な回復を見込むことは難しい状況であると考えております。

さらに、一般財源として活用できる財政調整基金は、繰越金の一部を積み立てているとはいえ、町税収入や地方交付税、臨時財政対策債の決定状況によっては、相当額の取り崩しを行う必要があるため、今後も、積み立て、保管、運用、取り崩しを適切に執行していくことが求められています。

歳出については、高齢化の進展による扶助費などの社会保障制度に要する費用や、老朽化した施設の維持管理経費などの経常的経費が増加していることに加え、少子化対策、定住対策、災害への備えや、安全で安心なまちづくり、生活基盤の整備、観光振興、教育の充実など、取り組むべき課題は山積しており、施策の展開については、平成29年3月に策定しました、はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画の施策の大綱、及び平成28年3月に策定しました、長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、効率的かつ継続的に実施していく必要があると考えております。

さらに、消防指令装置や消防車両の更新、水道広域化等に伴う秩父広域市町村圏組合への費用負担の増にも対応していく必要があります。

このような状況の中、現状のままこうした事業に取り組んでいくことは極めて困難であり、引き続き限られた財源を効果的に活用するため、事務事業の見直しを進めるとともに、町税収納率の向上など、財源確保を進める必要があります。

それでは、平成30年度の当初予算編成に当たり、定めました予算編成方針の大要及び施政方針について述べさせていただきます。

まず、前提としましたのは、はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画基本構想に掲げられました3つのまちづくりの基本理念、いつまでも暮らしたいまち、いつまでも活力のあるまち、いつまでも輝き続けるまちに基づき、はつらつ長瀬の実現を目指し、重要度の高い事業に効率的かつ重点的に資源を集

中させ、まちづくりに推進することです。特に子育て支援、定住・移住関連施策につきましては、昨年度に引き続き重点事業として推進いたします。

次に、長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられました基本方針、「観光産業を軸とした地域の雇用の創出」、「新しい人の流れを創りだす定住・交流の活性化」、「長瀬で出会い、長瀬で育てる若年層への支援」、「町民の幸せな生活を支えるコミュニティの創造」の4つの事項に基づき、まちづくりを推進することです。

また、多様化する町民ニーズへの対応、町民の視点に立ったより質の高いサービスを提供するため、これまでの取り組みや成果を踏まえながら、職員のさらなる知恵と工夫による取り組みにより、町民満足度の向上や町民の参画と協働によるまちづくりの展開を図るとともに、相互に関連し合う事業間の調整を行い、将来の財政負担の軽減を図る効率的、効果的な事業運営に努めるよう求めました。

また、限られた人員や予算等の中で、最少の経費で最大の効果を上げるため、事務事業の効率化を行う一方、意識改革と創意工夫を図り、現在の財政状況を少しでも改善するよう、職員一人一人が身近なところからさまざまな取り組みを心がけ、経費削減に努めるよう求めました。

さらに、従来の計上方法にとらわれずに、全ての事業の見直しを行い、新規、既存事業にかかわらず、積極的な財源確保に努め、国・県支出金や交付税措置のある有利な地方債の借り入れ、その他特定財源の活用を図るよう求めるとともに、維持管理コストなどの後年度負担に十分配慮するよう求めました。

歳入については、町税や保険料等について、徴収率のさらなる向上に向け取り組みを強化するとともに、歳出については、各種施策の優先順位を選択を行い、節減の合理化や創意工夫するように努め、後年度における財政負担及びこれらに対する財政措置についても、十分検討した上で要求するよう求めました。

このような方針に従い予算編成を行いました結果、平成30年度の当初予算案の規模は、一般会計32億3,172万3,000円、対前年度比0.7%の増、国民健康保険特別会計8億4,953万1,000円、対前年度比22.2%の減、介護保険特別会計7億4,995万5,000円、対前年度比0.8%の増、後期高齢者医療特別会計1億329万2,000円、対前年度比11.8%の増となりまして、一般会計と特別会計を合わせ49億3,449万9,000円、対前年度比3.9%の減となりました。

続きまして、平成30年度予算案に計上した事業のうち、特に力を入れて取り組みたい事業についてご説明いたします。

初めに、子育て支援について、子育て支援金の拡充や多世代ふれ愛ベース長瀬を活用した事業の展開のほか、放課後子供教室事業や中学生学力アップ事業を新たに実施し、豊かな人間性の育成や学習意欲の向上を図ってまいります。

また、引き続き、こども医療費の助成や入学祝い金の交付、学校給食費の一部公費負担など、子育てに係る家庭の経済的負担の軽減を図ってまいります。

次に、定住促進対策について、魅力ある公園づくりとして、長瀬地内、本野上地内、井戸地内に公園の整備を進めてまいります。

また、地方創生事業として、コミュニティバスに関する需要調査の結果に基づいたモデルプランの検討、策定や、移住定住促進に向けたお試し移住体験を実施していきます。

さらに、新たに住宅を取得する新婚、子育て世帯等に対する補助金の交付を、対象要件を拡充して引き続き実施いたします。

次に、公共施設等マネジメント事業として、今後の公共施設の管理運営について、個別施設ごとに計画

の策定を進めてまいります。

次に、町道幹線1号線、通称南桜通りの改良など、町道の整備を引き続き進め、適正かつ安全な道路管理を図ってまいります。

ただいまご説明いたしました事業のほか、平成30年度もさまざまな事業を予定しております。

はつらつ長瀬プラン・第5次長瀬町総合振興計画基本構想に掲げられた施策の大綱の項目に沿って、施策の概要についてご説明申し上げます。

初めに、「誰もがいつまでも暮らし続けられるまち」について、子育て支援については、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うため、家庭訪問や臨床心理士による相談事業、放課後児童クラブ事業を進めていくほか、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、児童手当の支給を行います。また、民間保育所への委託や民間認定こども園に対する施設型給付も引き続き進めてまいります。

高齢者福祉については、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護予防事業や地域包括ケアの充実等に努めるほか、引き続き老人クラブ活動の支援を進めてまいります。

障害者福祉については、障害者自立支援給付費事業を初め、障害者支援サービスの充実努めるほか、高齢者障がい者いきいきセンターの円滑な運営を進めてまいります。

こども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、いわゆる福祉3医療の医療扶助についても、引き続き進めてまいります。

健康づくりの推進では、各種がん検診や特定健診を実施し、早期発見、早期治療の機会を提供するとともに、健康維持や生活習慣病の予防対策を推進し、引き続き町民の健康増進を図ります。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者を対象とする人間ドック助成を引き続き実施いたします。

さらに、予防接種事業では、各種予防接種を実施し、疾病の発症及び流行の予防を図ってまいります。

地域医療については、ちちぶ医療協議会により、救急医療や予防医療等の地域医療の維持、向上を図ってまいります。

国民健康保険については、制度改革により、平成30年度から財政運営の責任主体が町から県へ移行されることになりました。

後期高齢者医療保険や介護保険については、医療給付費等の増加などによる制度の運営は厳しい状況にありますが、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めるとともに、国や県に対して制度の見直しや充実の要望を行ってまいります。

次に、「活力を生み出すまち」について、観光業の振興については、多様化する観光客のニーズに対応するため、観光案内を初めとした効果的なプロモーションを行うほか、花を生かした美しい観光地づくりを推進し、観光地としてさらなる魅力の向上及び交流人口の増加を図ってまいります。

農業の振興については、農産物の生産者団体に補助金を交付するほか、農作物を守るため有害鳥獣被害対策などを進めてまいります。

林業の振興については、林道の維持管理を行うほか、林地台帳の整備と活用に努め、円滑な森林管理に取り組んでまいります。

商工業については、中小企業者が経営に必要な資金を借り入れた場合の利子補給、住宅リフォーム等資金の助成や、商工業活動の拠点である商工会への補助を引き続き行ってまいります。

次に、「安心して快適に生活できるまち」について、消防・防災体制については、迅速かつ効率的に災

害に対応していくため、消防団装備の充実や消防団組織の円滑な運営を図るほか、消防施設、防災行政無線の維持管理を行うなど、災害に備えた事業もこれまでと同様に取り組み、地域防災力の向上に努めます。

また、全国瞬時警報システム（Ｊーアラート）の新型受信機装置を設置いたします。

防犯・交通安全については、防犯灯の維持管理を図るとともに、交通安全啓発活動などの実施により意識の高揚を図るほか、交通安全対策では、危険箇所へのガードレール、カーブミラーの設置、道路照明灯のＬＥＤ化など交通安全施設の整備を図ってまいります。

町道の整備では、南桜通りを含めた町道の改良事業を初め、舗装修繕などの維持管理を進めてまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の健全化を図るための修繕設計を進めてまいります。

水害などの被害から守るため、河川改修を引き続き行ってまいります。

町営住宅については、施設の維持管理を行うほか、塚越団地１棟で浴室等の改修を実施いたします。

環境衛生の推進については、上水道、下水道、し尿処理、市町村整備型浄化槽、ごみ処理及び火葬場の経費を負担いたします。

また、温暖化対策事業として、住宅の太陽光発電システム設置に引き続き助成してまいります。

次に、「一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち」について、教育環境については、外国人講師による語学指導の拡充、特別支援教育学校支援員の配置や、学校施設、設備の維持管理など、引き続き小中学校の教育環境の充実に向けた取り組みを図るほか、矢那瀬地区の児童安全対策についても引き続き実施いたします。

また、家庭の経済的負担の軽減を目的とした小中学校入学祝い金の支給、育英奨学金と入学準備金の貸与等を引き続き実施するほか、秩父鉄道を利用する中学生、高校生の通学費の一部助成を引き続き実施いたします。

生涯学習の推進とスポーツの振興については、中央公民館や総合グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理及び各種団体への支援を引き続き行ってまいります。

人権意識の向上については、人権教育講演会などを開催し、地域や学校、職場など身近な生活環境から、人権問題に対する理解と認識を深めてまいります。

文化財保護については、国指定重要文化財である旧新井家住宅の維持管理を引き続き実施いたします。

学校給食については、安全安心な給食を提供できるよう衛生管理を図るなど、施設の維持管理を行うほか、引き続き給食費の一部を公費負担し、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

最後に、「町民と行政との協働によってつくるまち」について、広報については、広報ながとろやホームページでわかりやすく新鮮な情報の提供に努め、内容の充実に努めてまいります。

行政運営の強化につきましては、情報化を推進するため、庁内情報システムの運営管理を行うとともに、情報の機密性、安全性を確保するため、情報セキュリティ対策に取り組んでまいります。

また、町民の行政参画をさらに進めるため、町への提案制度やパブリックコメントについて、引き続き実施してまいります。

さらに、圏域の広域的な行政課題には、関係市町村との連携を強化し、引き続き取り組んでいくほか、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めてまいります。

地域活動の推進については、コミュニティ活動の支援を進め、集会所施設の整備等を行ってまいります。

財政基盤の強化については、総合振興計画等の各種計画に基づく簡素で合理的な行政運営を図るため、

財源の適正配分や財源確保に努めるとともに、町税の適正な賦課徴収等を推進し、経常経費の削減など財政の健全化を引き続き進めてまいります。

また、ふるさと納税寄附金の収入確保を図り、返礼品による地域産業の活性化を図るため、ふるさと納税事業を引き続き進めてまいります。

以上、平成30年度当初予算編成に当たりましての予算編成方針の概要及び施政方針を述べさせていただきました。

行財政を取り巻く厳しい状況を、私を初め職員一人一人が十分認識した上で、厳しい状況の中でも創意工夫を図り、魅力あるまちづくりができるよう、職員一丸となって事業を進めることが重要だと考えております。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、なお一層のご理解、ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、平成30年度に臨む予算編成方針の概要及び施政方針とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。



◎町政に対する一般質問

○議長（染野光谷君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきたいと思っております。議事の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

初めに、公共施設管理について町長に伺います。

公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理を推進するため、長瀬町公共施設等総合管理庁内検討委員会が設置されましたが、この庁内委員会ではどのような意見が出ているのでしょうか。また、今後の進め方やスケジュールについて伺います。

昨年の12月議会定例会では、中央公民館、保健センターの最適な配置などを目指すためプロジェクト会議を立ち上げるとのことでしたが、その後の状況について伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、公共施設等総合管理庁内検討委員会でどのような意見が出ているかのご質問でございますが、この委員会は、副町長を中心に課長級で組織いたします委員会、昨年11月に第1回の会議を開き、昨年策定しました公共施設等総合管理計画に基づき、今後個々の施設についての計画であります個別施設計画の策定に取り組み始めたところでございます。

第1回の会議では、今後の進め方や各部署で管理しています施設の状況、今後の整備方針などの説明を行い、個別計画の基礎資料とする調査を実施したところでございます。

現在各担当部署より提出されました調査内容を取りまとめているところでございます。この調査内容を

もとに、今後計画的な維持管理を推進するため、施設の個別計画を策定いたします。個別計画は、平成30年度、31年度の2カ年で作成する予定でございます。策定後は、その計画により改修等を進めていくことになると思います。

次に、プロジェクト会議につきましては、老朽化が進んでいます中央公民館、保健センターの最適な配置などを指すため、複合化も含め検討することを庁内検討委員会からの付託により、本年1月若手職員8名によるプロジェクトチームを設置し、検討に入ったところでございます。

協議内容につきましては、第1回の会議ですので、現状と課題、今後の進め方など、また議会でも答弁させていただきましたが、国の積算基準の経費や公共施設等適正管理推進事業債などの説明を行い、課題の共有を図ったところでございます。今後各委員等からの意見をいただきながら、複合化も含め整備の検討を実施するところでございます。このプロジェクトチームの検討内容を検討委員会へ報告し、最終的には検討委員会で審議することになります。

また、2月には、検討委員会とプロジェクトチーム合同で、国土交通省と協定を締結しております民間業者による長瀬町プライベートセミナーを実施し、今後の公共施設の維持管理や施設整備の具体例などにつきまして講演をいただき、今後の計画の参考になるセミナーを実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今答弁を聞いて、我々議席にいる皆さんで理解ができた方がどのくらいいるかどうか。町長、私は前の議会でも言ったけれども、庁舎内で委員会をつくと、若手の職員8人でプロジェクトチームをつかって云々という説明は、それはよくわかりました。全然中身、内容がわかりません、私、今の話では。

実際に、もうこの長瀬町の中でも、町長、私先日、長瀬幼稚園のお別れパーティーという会に孫が出るので、見に来いということで、孫の姿を見に行きました。それは、皆野町の文化会館が改修しているから、会場は横瀬でやると。横瀬の会場を借りて長瀬幼稚園の子供たちがお別れパーティーをやっているのです。それで、町の中の見解はまだ第1回をやっただけでという話で、まだ足踏み状態。

急げ急げという話ではないのだけれども、私は以前、今の町長がこっちの議席にいるときに、前町長に百人委員会というものを提案して、前町長も百人委員会を理解していただきました。百人委員会と云って100人集めるのではないと、数字を合わせるのではないと。こういう公共施設をどうにかするかと云ったときに、役場の若手の職員8人の意見をまず聞いて、早い話がというのでは、我々のところに話が来たときには大体骨が決まって、大体決まれば各団体の長、大体いつも同じメンバーです。そういう方に説明をして、何かご意見ありますかと云って、進んだり、そんなに思うようなリクエストがそちら側に伝わるとは思わないので、百人委員会というものをやってくれと、この前の議会では私がお話をしました。だから、期待してきょうこの質問をしたのだけれども、今の答えでは全然納得いかないし、財政も厳しいから、どうにかいい案を組み入れてほしいというのがあって私は言っているのです。

子供たちがそうやって思い出づくりを、横瀬まで行ってやってくる。私は行って、議員として恥ずかしいと思いました。かわいそうだと思います。

長瀬幼稚園の関係者の方にも、私が議員ということを知っていてだと思うので、廊下で挨拶をされたとき、涙が出ました。かわいそうです。中央公民館がもう老朽化しているなんていうのは、ここ一、二年ではないでしょう。子供たちは横瀬で楽しいお別れパーティーをやってきました。いい思い出になったと思

います、横瀬町で。

そういうことからいって、町長、役場の若手職員8人といたって、私が若い職員をこう見ているけれども、長瀬町の現状を知らないような若い職員が結構多いではないですか。優秀だという職員かもしれませんが、もっと町内に、いろいろ財政のことも考えたり、子供たちのことも考えて、この町に生まれ育って、これからも住みよい町にしたいという人はいっぱいいるのです。だから、検討委員会を立ち上げるこのいいチャンスに、町民の方の中から百人委員会を開いて、早く意見を聞いて、中にはいい意見が出ると思います。

私も町長に以前、この前の12月議会で言いましたけれども、私も町のためを思えば、町長からすれば異論かもしれませんが、私は発言をするのだと。町長が聞く耳を持って、いい方向に、この執行部の職員はみんなプロフェッショナルがそろっているのだから、私の意見も聞きながら、ああ、あの意見はだめだというのであればそれでしょうがないのだけれども、町長どうですか、百人委員会を早く開いて、もうこんな8人の職員に聞いている場合ではないです。もっと早く、そういう財政問題、いい意見を持っている方がいるのだから、私も散歩でいろんなことを聞くと、勉強になる意見を言う方が結構います。

だから、私が手を挙げたいという話をしましたけれども、今の答弁では、ちょっとこれ、今の町長の施政方針、すばらしいことを言っている割には、現状これでは子供たちがかわいそうです。いかがですか。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

長瀬幼稚園のお話をいただきました。たしか以前、長瀬幼稚園は中央公民館を使ってお別れ会をされたことがあったのではないかなと思っております。ただ、議員ご承知のとおり、中央公民館のどんちょうが使用不能になったということで、1年間だけ幕がないというような、大変お恥ずかしいような状況にございました。

その後、どんちょうではございませんが、翌年早速に幕を設置させていただきました。そこで、今現在中央公民館に幕がございますので、いろいろな事業が展開されております。そのような中で、今回長瀬幼稚園、今まで皆野の文化会館を使われていたというようなお話も伺っております。ただ、皆野の文化会館がただいま改修中ということで、横瀬のほうに行かれるというお話もお聞きいたしております。そのような中で、長瀬町といたしましては、中央公民館に幕が設置されたので中央公民館でどうですかというお話をさせていただいたと聞いております。しかしながら、やはり大きな舞台でということで、そちらに行かれたというような経緯もあるようでございます。

文化会館を設置できれば、それはそれにこしたことはないと思いますけれども、なかなか小さな町ですので、文化会館を設置するというのは維持管理が大変な負担になりますので、ちょっと不可能かなという思いがいたしておりますけれども、今考えております複合施設の中に、財政的に許すのであれば、そのような施設も入れられればいいかなと思っておりますのでございます。

また、4月に開館いたしますふれ愛ベース長瀬でございますが、こちらも大変大きなホールがございます。そこが椅子ですと300席置けるというようなお話を伺っております。もし可能であれば、ちょっとした備えつけではございませんが、取り外しのできる舞台でもできるといいかなという思いがいたしております。幼稚園のお遊戯会ですとかお別れ会というのは、あのくらいの設備で十分ではないかなという思いもしておりますので、そんなことも今考えているところでございます。

いずれにいたしましても、長瀬幼稚園には長瀬幼稚園のやり方があるわけでございますので、町といた

しましては、町の中央公民館をとということでお話をさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、また百人委員会ということでございますけれども、この事業は大変大きな事業でございます。ですので、慎重に検討をする必要がございます。平成31年度には町民を交えた委員会を設置し、いろいろなご意見をいただき、またパブリックコメント等によって多くの方からご意見をいただく予定となっておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちょっとがっかりです。中央公民館にどんちょうをつけたから、あそこでもいいではないか。これ町長、若いお父さんやお母さん方に今の話をしてごらんください。途端にブーイングが来ると思います。中央公民館、あそこは体育施設なのだから。ただ、あそこに舞台がある。あれは、体育の何かイベントをやったときに使うのにちょうどいい体育施設なのです。町長が考えていることと、私が孫の姿を見に行くというそういうのでいけば、町長は最初の町長選挙のときにすごく女性らしいとかなんとかと言って、すごくきめ細かくと一生懸命言っていたけれども、今話を聞いたらがっかりしました。女性とは思えません。

中央公民館でいいでしょうなんていうのは、町長、それで、いいよ、もう中央公民館は中央公民館でいいとしても、これからどうするかという考え方をするのに、2年プロジェクトチームで考えて、大体骨をつくり上げて、町はこういうふうを考えているのですよと言って、今のパブリックコメントと言っているけれども、町長、町民に向かってパブリックコメントをやりませよと言って、意味がわかっている人はどのぐらいいますか。いないと思います。今ここでも声が出るけれども。

だから、町長、町長は女性らしくてきめ細かな、これから本当に子供たちを大事にしないでというこの町なのだから、今すぐにでも百人委員会を立ち上げて、同時進行でもいいではないですか、検討委員会は。そうすれば、もっといい案が出てくるのです。舞台の話はもう結構です。町長の考えているのは、中央公民館のあのどんちょうをつけたからいい。これでよくわかりました。ただ、長瀬で、一生懸命あいう幼稚園の小さな子供たちがよそに行って思い出づくりをしてくる。大人になったときに、それが出てきます。私は秩父生まれ、いまだ秩父を自慢に思っています。小さいときから生まれ育って思い出があるから、今でも秩父を大事にしたいと思っている。この長瀬に今住んでいるのだから、長瀬を大事にしたいという気持ちがあるから私は言うのであって、町長、考え方をちょっと変えてください。

もうこれ以上これを言ってもあれだから、この庁舎内の会議もまだ何もないのでしょう。何もないのでしょう。無駄な時間を使わないで、早くやったほうがいいです。このプロジェクトも8人の若い人に聞く、そんな無駄な時間を使わないで、早く用意ドンでやりましょう。3つの委員会、同時進行でもいいではないですか。どんどん聞いて、財政にこれがいい、直すのはこうがいい、そういうリクエストも聞きながら、そういうわがままな意見を皆さんは聞いて、しっかりならしていくのが皆さんではないですか。町長、もう一度最後にお答えください。

〔「何を聞いていただいているのか、よくわからないのですけど」と言う
人あり〕

○7番（関口雅敬君） わからないのはいいや。いいです。

○議長（染野光谷君） はい、次。

○7番（関口雅敬君） 2番目、矢那瀬地区の拠点づくり構想について、産業観光課長にお伺いをいたします。

昨年の9月定例会で、消防詰所の整備の質問に対し、矢那瀬地区拠点づくり構想が取りまとめられ、拠点機能の一つとして進めていきたいとの答弁がありました。

この拠点づくり構想は、既にまとめられているようですが、事業内容は公表されておらず、よくわからない状況です。どのような施設が、どのような規模で整備されているのでしょうか。検討された結果について伺います。

また、この拠点づくり構想の実現には地域の力が必要と聞きますが、今後構想実現のため、矢那瀬地区活性化委員会がどのようにかかわっていくのか伺います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 関口議員の矢那瀬地区の拠点づくり構想についてのご質問にお答えいたします。

まず、矢那瀬地区拠点づくりの進捗状況でございますが、昨年度矢那瀬地区在住で中学生以上の住民を対象に、アンケート調査とワークショップを実施し、その調査結果やワークショップで出た意見や要望を分析、集約したものが矢那瀬地区拠点づくり構想でございます。

その中では、主に3つの機能が拠点に求められており、防災機能、地域住民交流の場、日用品等の購買機能となっております。これらの機能を持った1つの拠点を整備するとなった場合は、まとまった土地が必要と考えております。

現在策定された矢那瀬地区拠点づくり構想をもとに、矢那瀬地区活性化委員会や地元区長が中心となり、矢那瀬地区の住民がどのような事業にかかわっていけるのか、地元住民で運営するのならどのようにしていけばよいのか、拠点は機能ごとに分散させてはどうかといった話し合いが続いているところでございます。

今後も引き続き矢那瀬活性化委員会と地元区長を中心とした話し合いの場を設けていただく中で、拠点を整備する場所や優先する拠点機能など、拠点づくりに関する意思統一を図っていただき、町主導ではなく、地元の方々が主体となってかかわっていけるような拠点づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私も最初この質問を出すときに、観光課長ではなく、総務課長がこれ答えたから総務課長に聞いたほうがいいのかなと思ったら、これは産業観光課の事業だということなので、本当に課長には迷惑だと思うのだけれども、今の答弁でよくわかりました。

総務課長は、もうこれ簡単にできるような、この前、質問者は一生懸命聞いていて、答えるほうはつくるといって話で、おかしいな、答えてくれるほうはつくると言っているのに、質問者はまだ聞いているから、私もわからないでいたら、ある人が電話をくれて、矢那瀬の拠点づくりはあそこの場所にできるということではないかというのが、一般の方から私のところにニュースが入ってきたので、これを取り上げてみました。

今言う話で、消防の詰所、これは一刻も早く沢の上に建って、かなり老朽化しているという話ですから、早く消防詰所をつくって、またこの地区の親睦を図れるように、地区の公民館のような施設という話もよ

くわかりました。

それから、日用品を売るというお話でありました。だから、せっかくこういう小さな拠点づくりということで、こういうものをつくるのであれば、今本当に私も矢那瀬を回って歩いたときに、「あんた一生懸命やるんだったら、応援するよ」、「店をつくってくれ、セブンイレブンでも何でも、コンビニでも何でもいいからつくってくれ」というリクエストは若い方からありました。ああ、この地区も、そういう点で、日用品やそういう買い物ができる場がなくて大変なのだな、お年寄りも買い物に行くのに大変だなどと思っていたから、総務課長が3つの施設併合のをつくるというのに理解をしていたつもりだったのですが、何か地区の人がここで質問をすると、全然ちぐはぐのような気がしたから聞くのであって、日用品売り場みたいなものをつくるのであれば、課長どうでしょう、私は公共交通を走らせて買い物難民を救うというのが頭の隅にあります。

そこで、こういう小さな拠点をつくるのであれば、地域の人が常駐して注文とり、あるいは買い物のかわりをしてあげる。一々何でもかんでもシルバーに頼むのではなくて、こういう施設をつくるのであれば、有効利用できるように、そういう買い物難民の手助けができたり、注文とり、そういう優しい血の通った日用品売り場をつくる、そういうのはいかがでしょうか。課長、もう一回お願いいたします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

日用雑貨品の機能ということなのですが、これにつきましては、この拠点づくりのそもそもの要件が、地元の住民たちが運営管理とかをしていただかないといけない部分が要素の中に入っております。それは地元住民も必要というような意見が出ていますので、それは活性化委員会と区長中心となってその辺の意見を統一、まとめてもらって、地元でもできますということであれば、そのような施設も必要になるかと思っております。

あくまでもこの事業につきましては、地元が主体となってやっていただかないとできる事業ではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答えて、私が思っている日用品販売までのを含めての複合施設というのは理解ができました。

どうも前回総務課長が、簡単にぽっぽぽという話だったので、あれ、どこまでどういうふうに進んでいて、ある一般の方が、急にあそこの場所につくるのだという話なので、その方が言ってきた土地、どことは言いません。課長、もう一度最後にこれお願いというか、せっかくこういうものをつくるのであれば、農産物販売所にしても、何を販売するにしても、矢那瀬地区の中の方が買い物をしたり、そういう利用をする施設だったら、矢那瀬の中のどこでもいいのだけれども、例えば農産物販売所にしようとか、そういうリクエストがもし出てきたりするときには、せっかく町の税金を使って矢那瀬地区の拠点づくり構想のスタートになるのだから、観光客でも通勤の人でも、もし立ち寄って買ったりするような、できるような、道路に面したところにつくるべきだと私は思っているのです。今の答弁でよくわかりました。住民の方とよく相談して、特に住民の方によく理解をしてもらって進めてください。それで、答えは結構です。

次の質問に移りたいと思います。3番目、南桜通り周辺の景観向上について町長に伺います。

現在南桜通りの改良工事が行われていますが、改良後の道路から河原まで見渡せば景観もよく、散策などに訪れたお客様にも大変喜ばれるのではないかという意見を聞いております。

そこで、南桜通り周辺、特に道路から河原までの間については、道路改良事業に合わせて、下草刈りや枯損木などの処理を行う考えがあるのか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 答弁をいたします前に、関口議員に一言だけお願いをさせていただきます。

一般質問に当たりまして、議長から、質問は簡単明瞭にというお言葉を常々いただいております。ぜひわかりやすくご質問をしていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、南桜通り周辺の景観向上についてのご質問にお答えをさせていただきます。この南桜通り周辺の河川側の地域につきましては、県立長瀬玉淀自然公園や、国指定名勝及び天然記念物長瀬の指定地域となっており、木竹の伐採や土地の形状を変更する行為には、大変厳しい規制や制限がございます。特に河川に近い地域につきましては、国指定名勝及び天然記念物長瀬の第一種規制地区となっており、原則現状変更は認めないとする、大変厳しい地域でございます。

また、南桜通りに近い地域につきましても、県立長瀬玉淀自然公園の第二種特別地域に指定されており、木竹を伐採するには県の許可が必要な地域でございますが、関口議員ご指摘の下草刈りや枯損木の処理であれば許可は不要となっております。

以上のことから、河川に近い地域につきましては、たとえ枯損木であっても文化庁の許可なく手を入れることはできませんが、南桜通りに近い地域であれば、実施方法によっては枯損木以外の竹林等の整備も可能であると思われまますので、まずは地権者の方から町へ要望をお出しいただき、県や関係機関と協議した上で、採択要件に合致するようであれば、里山・平地林再生事業を活用いたしまして景観の保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今いろいろ規制があつたり足かせがついている地域だというのは、私は十分承知の上でこの質問をしております。

そこで、下草刈りや枯損木はすぐできるという話でありますので、もうちょっと執行部が観光の町にするのだと、観光立町だということありますから、私もこの質問をしたわけです。

以前に、ゆるキャラをつくったらどうだというのを8番議員が質問したときに、ゆるキャラを見ていただいては困ると、この町は風光明媚な場所だから、ゆるキャラに目が行ってからは困るという答弁をそちら側がしてきました。そこで、私は、歩いて河原が見えたりする場所がないから、特に今南桜通りをあれだけお金をかけて工事をしているのだから、何とか河原まで見える竹やぶだとか、そういう木を何とか伐採、それは難しいかもしれませんが、できないわけではないと思う。蓬莱島もそうでした。私は、あの蓬莱島で年間3万円でボランティアを集めて掃除をするときに、県とも県会議員を含めて勉強会もいろいろしました。言っていることはよくわかるのだけれども、やっでできないことはないと思うので、何とかあの南桜通りを歩きながら川が見えるよう、私はもう一步踏み込んで、南桜通りの下にある道路とは言いません、岩畳から博物館まで歩いてくる。我々議員も、長瀬の研修であそこを歩いたこともあります。だから、お客さんにもうちょっと川がよく見えるように、そこまで本当はやっていただきたいというリクエストがあるので、この質問をしています。

町長、そのいろいろな足かせ、厳しさはあるけれども、ここはもう本当に川を歩いたりなんなりできる

場所はあそこしかないのだから、もうちょっときれいにしていくように、いま一度お答えをお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回関口議員に観光に関する前向きなご意見をいただき、大変ありがたく思っております。実は、私も関口議員と同じ考えでございまして、あそこを整備するに当たりまして、道路側から川が見えるといいなと常々思っているところでございます。

そのような中で、規制の厳しいところは難しいかなという思いがいたしておりますけれども、先日もちよっとあの辺を見回ってまいりましたところ、現在でも見えるところも結構ございますので、道路の改良工事が改良いたしました段階で、またいろいろとそちらのほうに力を注いでいきたいと思っております。

また、多分今現在関口議員は歩いて見ていらっしゃると思いますけれども、河川側に歩道が整備されますので、歩道橋の役割も果たすのではないかなと思っております。そのような中で、原則認めないというようなことではございますが、このような行為であれば認めますよというようなものもでございます。

1つ目が、指定地の保護管理上必要な施設及び身体生命の安全を守るための施設または工作物、また2つ目が、公共施設で他の地域に代がえすることができないもの及び災害復旧等の公共事業、また3つ目が、既存の建物または工作物について最小限度の改修を行う場合ということとなっておりますので、枯損木をむやみに伐採することはできませんが、あそこ下の河原を歩いていただくのに身体生命に危険を及ぼすようでは困りますので、そちらを守るために必要な行為であれば許可をいただけるとも伺っておりますので、そちらのほうを検討、協議しながら、極力関口議員のご意見に沿うように、またこれは私の思いでもございますので、進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 最後になると思うので、町長も今答えていただきましたが、私も本当に長瀬をずっと歩いて、南桜通りから下田野を抜けて歩いてくるのですけれども、井戸破崩のところなんか木が、枯損木ではないです。枯損木ではないけれども、歩いてガタガタとしたから振り返ってみたら、大きな木がどさんと倒れてくるケースがあったのです。だから、南桜通りは今度はあそこを整備すると、今町長ももう理解して言っていると思うのだけれども、枯損木だけではなくて、本当に人の命にかかわるようなケースが認められるというのは、私も環境センターとの話で知っています。だから、やっぱりやればできるのです。やらずにできるわけがないので。この木は危険だなんて済むのですから。ぜひ南桜通り、河原を見ながら、長瀬から上長瀬まで、少しでも交流人口をふやすように、せっかくあれだけのお金を使う道路改良工事ですから、でき上がったときに、ああ、きれいになったね、やっぱり今の町長すごかったねと言われるような事業を進めてください。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、6番、野口健二君の質問を許します。

○6番（野口健二君） 6番、野口です。観光スポットの周知方法について産業観光課長に伺います。

多宝寺の入り口付近に建立されています、長瀬生まれの柔道の先駆者、福田柳儀齋とその孫の敬子の石

碑の活用について伺います。平成27年12月議会で、観光スポットとして広く宣伝してほしいと質問しました。そのとき、「観光マップや観光協会のホームページ等に掲載し、新たな観光スポットとして周知を図る」との答弁をいただきました。ハイキングマップに掲載されていることは承知していますが、カラートタンに手書きの案内板が立っているようでは、まだまだ整備不足と考え、そこで観光客や町民に周知するため、観光パンフレットや観光協会のホームページへの掲載、ほかの観光拠点を含めた統一的な看板の設置など周辺環境の整備を進める必要があると思いますが、そのお考えを伺います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 野口議員の観光スポットの周知方法についてのご質問にお答えいたします。

福田柳儀斎の石碑の周知につきましては、野口議員のご承知のとおり、ハイキングマップを初め観光協会のホームページへ掲載するなど、観光スポットの一つとして広く周知を図っているところでございます。

また、観光パンフレットへの記載につきましても、来年度事業として観光パンフレットのリニューアルを予定しておりますので、新年度予算が成立いたしましたら、リニューアルに合わせて掲載したいと考えております。

次に、一般的な看板等の整備につきましてでございますが、顕彰碑といった文化的資源に関しましては、他の文化的資源との兼ね合いもございますので、町が直接観光資源として整備を行うことは考えておりません。他の文化的資源と同様に、所有者による整備が必要であり、所有者と地域が一体となって文化的資源を活用した特色のある地域振興に努めていただきたいと思いますと考えております。

町としましては、引き続き観光スポットの一つとして情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 6番、野口健二君。

○6番（野口健二君） 町でできること、また地権者ができることがあるとは思いますが、地権者と相談していただきまして、できることはなるべく早くやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（染野光谷君） 次に、4番、岩田務君の質問を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田です。それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

長瀬町の観光施策について産業観光課長に伺います。

ここ数年は、入り込み観光客数が増加傾向にあり、大変にぎわっているとの声を多く耳にしました。し

かしながら、これらの要因としてメディアで多く取り上げられていることなどが主であり、特に町としての新たな施策の効果があったものではないと考えます。また、昨年12月、ことしの1月と、ここ数カ月の長瀨の様子を見ますと、例年以上に閑散としている状況となっています。現在長瀨町の総合戦略にあります入り込み観光客数250万人は達成しておりますが、この目標は通過点であって、これに満足せず、当町としては、観光立町を推進すべくさまざまな課題を解決し、新たな施策を打っていかねばなりません。

そこで、3点について伺います。

1、12月以降の観光客減少の要因についての見解と今後の対策について、2、観光振興計画の策定と平成30年度の新たな観光施策について、3、観光に関する事業者等の誘致活動について伺います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 岩田議員の長瀨町の観光施策についてのご質問にお答えいたします。

まず、12月以降の観光客数減少の要因についての見解と今後の対策についてでございますが、減少の要因といたしましては、1つに記録的な寒さの影響により、宝登山山頂のロウバイ園の花の開花がおくれたことが挙げられます。例年ですと、早咲きものは12月下旬に開花し、1月の中旬には見ごろを迎えておりましたが、ことしは3週間近く花の開花がおくれたため、テレビ番組や新聞などのメディアに取り上げられる機会も少なく、またロウバイの見ごろを迎えた2月初めに降った雪の影響により、長瀨アルプスを初め、宝登山山頂付近のハイキング道が凍結し、ロウバイを目当てに長瀨を訪れるハイカーの数が減少したことも要因の一つと考えております。

一方で、記録的な寒さが大幅な観光客の増加に結びついたのが、秩父市や横瀬町、小鹿野町にある氷柱でございます。例年より早い時期に氷柱ができて上がった分、長い期間楽しむことができたことで、どの氷柱も昨年の1.5倍以上の入込み客があったと聞いております。

そもそも長瀨町の観光は、1年を通じて自然景観と体験型コンテンツの相乗効果により誘客を図っておりますので、特に12月以降は体験コンテンツが減少するため、単体のコンテンツだけでは集客力が弱いと言わざるを得ません。今後は、おもてなし観光公社を初めとする関係団体との連携を図りながら、各市町を代表する冬のコンテンツをめぐる冬季限定のゴールデンコースを提案するなど、12月以降の集客に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光振興計画の策定でございますが、町として一定の方向性を持って施策を展開していくことは非常に重要であると考えております。そのため、バックデータの収集を目的として、ここ数年各種調査を実施してまいりましたが、来年度で調査が終了しますので、観光振興計画はこれらの調査をもとに31年度に策定したいと考えております。

次に、平成30年度の新たな観光施策ということでございますが、ここ数年でハード面、ソフト面ともに多くの事業を実施してまいりました。中には、ブラッシュアップにより、さらに精度を上げる必要を感じるものもございます。また、ここ数年多くのメディアに取り上げられている要因一つをとってみても、これは偶然の産物ではなく、何年もの月日をかけ、継続的にプロモーション活動を展開してきた成果であると思っております。このことから、既存コンテンツのブラッシュアップとプロモーション活動を基軸に置き、真に重要と考えられる施策のみを推進してまいりたいと考えております。

最後に、観光に関する事業者等の誘致活動でございますが、現在旧SL跡地に、ことしの7月開業予定の藤崎惣兵衛商店の酒蔵の建設工事が始まっております。この酒蔵が当町に出店することになりましたの

も、町を挙げて誘致活動を行った成果であり、今後も町内に進出を希望する事業所があれば、町として最大限のサポートをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） ただいま答弁いただきました。

まずは、質問の1つ目、観光客の減少の要因についてでございますけれども、私は平成27年の6月以降観光関連の一般質問はしておりませんでした。それは、行政や観光協会の努力もあったからだと思いますが、観光入り込み客数は増加傾向であり、実際ににぎわっていると実感していたからであります。

そのような中、毎年紅葉の時期が終わると閑散期となるのはわかっておりますが、昨年12月からは今までになく閑散としているように感じ、商店街の方に聞いてみてもそのような意見が多々ございました。ここまでは個人の感想にすぎないかもしれませんが、ロウバイの観光客、ロープウエーの乗降者数はいかがだったでしょうか。

私が少なかったというのには根拠があります。1つは、駅前にある店舗の6年間にわたるデータの結果から、もう一点は大手のバスツアー会社が秋ごろから長瀬のロウバイを含めたツアーを計画、募集しておりましたが、十数台全て人数に達しなかったためにキャンセルになったということです。こちらは秋ごろですから、まだ咲くか咲かないかというのがわからないときの時点でということです。しかも、大型のバスの募集企画で1桁しか集まっていないというのは、今までになくかなり厳しい状況だと思いました。

そこで、12月以降長瀬町の観光客減少の理由を少し考えてみますと、先ほど開花がおくれたという答弁もありましたが、花などの見ごろなものがないこと、そして寒いということ、さらには11月の紅葉や行楽シーズンに集中してしまっていることも要因かと思えます。それは、5月のゴールデンウィーク後で夏休み前の6月や、学校の夏休み期間が終わって紅葉前の各地でイベントがふえる10月に観光客が少なくなることから推測できます。

また、長瀬町は、ロウバイ、桜、川下り、紅葉など、自然を生かした観光地ですし、まさに花の長瀬というように、花が咲く春から木々が枯れる11月ごろまでがシーズンになることは、皆さんご存じのことと思います。

しかしながら、暑い夏にもあれだけの多くの観光客が訪れております。それは、夏休みというのが一番の理由だと思いますが、かき氷が有名であることや、川や山のイメージだから、何となく避暑地だと思って涼みに来たという観光客もいるようです。こういったことから、暑い寒いだけで観光客が減るというよりは、長瀬に冬に行っても楽しめることがないと思われていることが最大の原因と考えます。

例えばですが、インターネットを利用する方が、冬場に観光や遊びに行くところを探すときに、ロウバイやスキー、温泉等目的が決まっていれば、冬の観光、冬の遊びなどと入力して検索します。皆さん、何かしら検索をしたことがあると思いますが、例えば「冬」と入れると、2月の時点では「冬季オリンピック」、「冬至」など、次の文字が勝手に出て予測変換されます。こちらは検索された回数、すなわち皆さんが興味のある順番にワードがあらわれますが、これはその都度更新されるので、毎日のように変化していきます。

それらの客観的なデータから読み解くと、グーグルでは「冬」と入れると、何番目かに「デート」が出てきます。このことから、多くの方が冬のデート場所を検索していることがわかるので、デートスポットをつくり、「冬」と「デート」という文字をサイトに入れ込むことで検索されやすくなり、多くの方にP

Rすることができます。

話を戻しますが、先ほども話が出たあしがくぼの氷柱も、ことしは10万人を越す来場者になったようですが、長瀬町として、今までに冬の閑散期に対する施策は、秩父鉄道さんのロウパイの取り組み以外に何か行ってきたのでしょうか。今回の当初予算の概要を見ましても、観光事業は継続のみで新規のものは見当たりません。また、当町には温泉やスキー場也没有ありませんので、冬の観光のイメージはほとんどないのかもしれませんが、各市や町ではさまざまなアイデアを出し、冬の観光も盛り上げようと努力をしております。

いろいろと話をしましたが、私が言いたい一番の問題は、時期によって観光客が激減するということがあります。12月、1月、2月で約90日間、1年間の4分の1になるわけであり、観光立町を目指し、そこから雇用や税収につなげていくためには、週に五、六日安定した勤務ができるようにして、正社員やフルタイムの従業員をふやしていかなければならないと思います。そのためには、少しでも閑散期を減らすような施策が必要ではないでしょうか。そういったことから、閑散期対策についてはしっかりと検討して実行していただきたいと思います。

そこで、まず1点、もしかするとこれ担当課が異なるかもしれませんが、長瀬町の総合戦略の中に、民間の活力を生かした温泉施設の開発、整備やイルミネーションが12月以降の閑散期対策にもなると思いますが、こちらについてわかる範囲でもいいので進捗状況を伺います。

次に、観光振興計画の策定、2番目でございますが、平成27年の私の観光に関する一般質問の中の答弁で、平成12年策定の長瀬町観光魅力アップ計画以降計画を策定しておらず、今後の観光振興を目指すためには、長期的なビジョンに基づいて計画するとともに、具体的な数字を目標に事業展開することが重要で、埼玉県や川越市が策定した観光振興計画の内容を参考に検討してまいりたいと答弁しておりましたので、こちらについての進捗状況を伺った次第でございます。

先月川越市へ視察に伺い、観光課の担当者に川越観光についての説明を受け、第2次川越市観光振興計画もいただき、市長との懇談もしてまいりました。計画には、現状を踏まえた明確な方針が提示されており、第1次振興計画の取り組みなどについても明記されておりました。総合戦略の中でも、観光マーケティングの実施と観光振興計画の策定は別々の取り組みとして挙げられているわけですので、調査もまだ続いている部分もあるかもしれませんが、単独で実施することも可能だとは思いますが。

いろいろな質問の中でも、計画に沿って進めていくとの答弁があるように、行政が物事を進めていくには、目標となる指針、ビジョンが明確でなければ難しいと考えます。

世間では、2020年のオリンピックに向けて外国人観光客が増加傾向にある中、さまざまな自治体でインバウンドに対する施策などを展開しており、平成31年にその計画を策定したので間に合うのでしょうか。一刻も早い計画策定と実行が必要だと考えますが、こちらについて再度になりますが、やはりもっと早い時期に始めるということは難しいのか、また長瀬町としては、近い目標として、オリンピックに向けた観光客の取り組み等の施策を考えていないのか、伺います。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員の民間活力を活用した温泉施設の開発整備につきまして答弁をさせていただきます。

温泉施設につきましては、1つの民間企業の方が一応調査をしていただいたのですが、3カ所ぐらいやっていたいただきましたが、結果的には、温泉の脈がないということで諦めるということがありました。その

場所以外でもできるかどうかということは、今後検討になると思いますが、まだちょっと難しいのかなということもございますが、できる限り、やはり観光地であれば温泉があったほうが誘客力は高いと思いますので、できるかどうかはわかりませんが、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員のご質問に私のほうからもお答えさせていただきます。

三大氷柱がことし大変よかったというお話を議員さんからただいま伺いたしました。新聞でも大分取り上げられておまして、1.5から2倍お客さんが来たというようなお話を伺ったところでございます。

そのような中で、このどちらの氷柱につきましても、どなたがやっているかというところ観光協会が主体でやっているのです。ですので、やはり主は民間活力というお話出ましたけれども、観光協会が観光施策をしっかりとやっていただかないと困ると思っております。

そうした中で、実は秩父市の酒蔵さんからこういうお話を伺いました。「夕方お客さんがいっぱい来るのだよ」と、「なぜだろうと思ったら、夜の氷柱を見る前に、ちょっと間が持てないので、酒蔵に来て時間調整をして、それで氷柱を見に行くというコースが近年大分ふえている」というお話を伺いました。そのような中で、先ほど課長からもお話ございましたけれども、ことしは長瀬町にも酒蔵が誕生いたします。そうした中で、長瀬の観光振興の一翼を担っていただけるのではないかと期待をしているところでございます。

それから、ただいま企画財政課長から温泉の話が出てまいりました。実は、大手の観光業者さんから、長瀬町にホテルをつくりたいということでお話をいただいております。これは、県のほうからお話をいただいたのですが、実は昨日その観光屋さんが長瀬町にお越しいただきました。長瀬町には温泉がなくというお話をいたしましたところ、「2,000メートルでも、3,000メートルでも、出るところまで私たちは掘るから大丈夫ですよ」という大変心強いお話をいただきました。まだ昨日のお話でございますので、企画財政課長までお話が行っていなかったわけございまして、私と産業観光課長で対応したわけございすけれども、その中で、町としては一番最適な場所をぜひ見つけてご提示してほしいということでございましたので、早速に4カ所ばかり、ここでしたらいかがでしょうかということで課長が昨日案内をしたところでございます。

このお話がよい方向に進みますと、長瀬にも温泉ができる可能性というのが出てまいります。観光業者さんは、当然オリンピックを見込んでのホテル、長瀬にホテルをとということだと思っております。多分インバウンドの関係もしっかりと把握した中で、長瀬はそうした施設がないということで長瀬に目をつけていただいたのだと思っておりますけれども、そうしたことがこれからどんどん進んでまいりますと、また長瀬も違った観光地になるのではないかなと思っておりますのでございます。

岩田議員もご承知だと思いますけれども、昔は長瀬、冬は本当に閑散たるもので、休眠状態と言っても過言ではない長瀬観光でございましたけれども、近年はそうしたロウバイを秩父鉄道さんでやっていただいたおかげで、お客様がお越しいただいております。先ほどの課長のお話の中で、ことしは寒くてちょっと花のつきも悪かったし、開花もおくれたということでございますので、自然が相手でございますので、なかなか思ったようには花は咲いてくれないということもございすので、そんなことも、ことしは厳しいということもあってこのような状態になったのかなという思いがいたしております。

しかしながら、昨日行われました火祭り、これは例年になく多くのお客様にお越しいただいたと思ってお

ります。大変お天気もよかったものですから、私も長瀬の駅から宝登山まで歩いて毎年参りますけれども、例年以上のにぎわいだったと思っております。これから多分ますますお客様にお越しいただけるのではないかなという思いをいたしております中で、そのような現在状況であるということをごひ議会の皆様方にもお話しさせていただきたいと思っております。

私の観光立町に掲げております信念といたしまして、毎年毎年長瀬町にお越しいただく皆様方が、少しずつでも長瀬に来て、昨年とまた長瀬は変わったね、以前と変わったねと言ってもらえるような観光地にしたいと思っております。関口議員からも、南桜通りのお話がありました。南桜通りがしっかり整備されますと、また長瀬町にお越しいただいた観光客が、本当に素晴らしい自然の長瀬町だと思ってリピーターとなっていたのではないかなと期待をしているところでございます。

いずれにいたしましても、昨日そういうお話があったということをお話をさせていただきます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、岩田議員の再質問にお答えいたします。

観光振興計画の関係でございますが、先ほどもお答えしたとおり、まだものづくり大学の調査が30年度まで続く関係上、振興計画につきましては予定どおり31年度予定をしたいと考えております。

それと、あと川越市の先ほどお話をいただきましたので、川越市とは観光の関係で接点がありますので、その辺も踏まえながら意見をいただきましたので、ちょっと接触をしたいと考えております。

あと、オリンピックの関係でございますが、産業観光課としましては、具体的に今オリンピックのことの検討には一切入っておりませんので、影響いろいろあるかと思いますが、ちょっとオリンピックのことまでは手が回らない。

おもてなし観光公社のほうでその辺も動いているとは思いますが、町単体では動いていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） まず、温泉施設の関係について企画財政課長に答弁をいただきました。調査でだめだったことと、町長からはホテルなども来るので、もしかしたらということも考えられるということでございますが、私も、温泉があるのとないのとでは、大きく観光に影響するものと思っております。

特に長瀬町の閑散期である12月以降は温泉シーズンでもありますし、宿泊する観光客をふやすことで客単価が必ずふえますし、雇用にも影響を与えます。温泉が出なければ諦めるしかないと思いますが、やらずに諦めるのはいかなものかと思えます。町として採掘費用を出すのは難しくても、皆さんの同意を得られれば実現される可能性があることもございます。

以前にも質問などの中で、企業版ふるさと納税とガバメントクラウドファンディングを活用してみたいかというお話をしました。こちらについては今のところは進めていないということでございますか。

計画をつくることに費用はかかりませんし、企業版ふるさと納税の6割税額控除の優遇措置は、2016年からの4年間の時限措置のようですので、早急に進めるべきで、検討する余地は私はないと思っております。

ちなみに、企業版ふるさと納税は、近隣の長野県では28の自治体の登録があり、町は4カ所、村では12カ

所が認定されております。

また、クラウドファンディングでは、目標金額に達しなくても、集まった金額は事業に充てられるため、寄附者へ返金するという事もないようですので、ある意味挑戦しないのはもったいないのではないのでしょうか。まさに民間の活力を生かすという点でも、閑散期対策のためにも取り組んでいただきたく存じます。

先ほど、あと町長からの答弁で、観光協会でいろいろなものはやってもらったらいいのではないかというお話がありましたけれども、例えば川越市などでは、もちろん観光協会もありますが、まちの指針として振興計画の中でも、まちがしっかりやるイベントの部門というの、そこも明確に分けて、川越市としては、さらに観光客の増加のための施策を行っていくという話もしておりました。

現在の川越では、観光客が求める蔵のまちづくりに至るには、都市景観条例は30年前、電柱の地中化は25年前にと、長い時間をかけて現在の観光客数の増加につながっているようです。長瀬町の観光振興計画の策定につきましては、18年前の計画時点ではかなり現状が違っていると思いますので、現況の課題把握と今後の目指すべき観光の将来像を明確にするためにも、早急に策定できるように進めていただくことが必要かと思っております。

次に、新たな観光施策についてですが、先ほどの話と多少かぶりますが、雇用をふやすにも、安定して働いていただくためにも、できる限り観光客を平準化する、または総数を倍増させるような施策を展開していかなければならないと考えます。町として、そんなことをする必要がないと考えているのであれば、それはそれまでですが、例えばディズニーランドでも、昔は1月、2月が閑散期のようなものでした。今は、その時期にしか見られないイベントを行うことで解消しているようです。

また、氷柱やスキーのように、特に冬だけに特化したものでもなくともいいと思います。通年で楽しめるイベント。長瀬には自然の博物館がありますが、そのように室内で見学でき、楽しめる美術館やさまざまな展覧会を開催できる場所を提供するのもいいのではないかと思います。現状の旧新井家と郷土資料館では、観光客を集めるほどの魅力に欠けるのは明らかであります。改装や見せ方を変えることで観覧者をふやすことも可能だと思っております。今回の予算では、郷土資料館の展示物の充実や改修等を行うようですので、期待もしております。また、テレビでも、秩父長瀬の地質について取り上げられており、秩父は昔海だったということに多くの方が驚き、興味を持ったと思っております。

自然の博物館を県と協力をして、もっと楽しめるようにしていくのもいいかと思います。新たに観光資源をつくることも必要ですが、こちらまさきブラッシュアップという話がありましたが、今ある資源に磨きをかけることも重要だと思っております。

最後に、観光関連事業者等の誘致ですが、昨年には、寄居町にあった酒蔵を移転するに当たり長瀬を選んでいただいたようです。このように長瀬という知名度を生かしたい事業者は、たくさんあるのではないかと考えます。それは、事業所や本社機能であっても、町としてはありがたいわけです。今回の議案にも企業誘致条例が提出されておりますが、何度もお話ししていると思っておりますが、工業系の製造業等の企業を誘致するには大変難しい地域です。交通の利便性を考えても、まとまった平地の広さを考えても、水道料金を考えても、企業として長瀬を選択するメリットがありません。

しかしながら、事観光に関する事業所であれば、宿泊施設、飲食店などはいかがでしょうか。また、インターネットやパソコンがあれば仕事ができる会社はたくさんあります。そういった会社であれば、自然豊かな場所というメリットを生かすこともできると思っておりますし、現にIT系の会社の誘致をしている自治

体もあります。

そのためにも、誘致する場所、土地がなければなりません。先ほどの質問でも出ておりましたが、現在上長瀬から長瀬へ続く幹線1号線の整備を進めておりますが、こちら道路がよくなることで通行量や通行者もふえ、景観もよくなれば、そこにお店や事務所を出したいという方もいらっしゃると思います。

また、宝登山参道あたりにも利用できそうな場所があると思いますが、もちろん町有地ではない土地ばかりですので、所有者の協力も必要です。この協力をいただくためにも、町の将来像、将来に向けての構想を示さなければなりません。

最後に、2点お聞きしますが、質問の3つ目の事業者の誘致活動については、事業者に来ていただくにも、紹介できる場所がなければできません。町として、空き家や空き地などの情報を集め、積極的にPRし、誘致に取り組んでいく気があるのか、伺います。

もう一点は、あすから予算の審議になりますので、今からいろいろな変更は難しいと思いますが、今回の質問で話したことは、閑散期対策、観光振興計画の策定、観光関連企業の誘致、企業版ふるさと納税のことなど、予算がなくてもできることもあります。これらの観光施策について、少しでも早く進めていく考えがあるのか、それともないのか、ご意見を伺い、質問を終わりたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

企業誘致の話が出てまいりました。先ほど私、ホテルのお話しかいたしませんでしたが、実は、ほかにも企業さんのほうから長瀬に来たいというお話を、3企業さんからいただいております。自動車産業ですとかそういうのではないのですが、農業関連のですとか、1つは自動車産業があるのかな、ともかく今現在、ホテルを含めて4企業さんからお話をいただいております。先ほどお話しさせていただきましたけれども、ホテルにつきましては、この土地はどうですかということで、町としても温めておりました土地がありますので、4カ所ばかり提示をさせていただきました。そのほか、3企業さんにつきましても、今現在、ここはいかがでしょうかということで提示をさせていただいているところでございます。

また、これからどなたかな、農業に関する一般質問ございましたよね。誰だったか。その中に出てまいりますけれども、空き家対策の中で、農地を今までは3反歩でしたか、確保しなければ農地は本人が購入できないというようなでしたけれども、今度は1畝、もう本当に1畝ですからね、いいですよというような形で、これから秩父地域、1市4町、足並みをそろえてやりましょうということですが、進めていく予定になっております。

私は、常々農家レストランみたいなことをやっていただくのが非常にいいなと思っておりまして、農地つき空き家、そうしたものをよそからお越しいただいて、そうした形でレストランでもやっていただくと、長瀬には大変いい場所かなと、長瀬にとってもいいですし、場所的にもいいのではないかなと、思っているところでございます。

また、空き家につきましても、空き家対策協議会のほうでもしっかりと今現在進めているところでございまして、長瀬町は、議員も調べてみていただきますとわかりますけれども、利用できる空き家というのは意外と、空き家バンクのほうに問い合わせがありまして、空き家バンクで出しますとすぐ売ってしまうというような、長瀬は非常にそうしたような部分では、皆さん狙い目なのではないでしょうか、やはり環境がいいということで、そうした形で空き家を購入される方たちも結構いらっしゃると思います。

そうした中で、そうした方たちがまたそうしたこともやっていただけたらいいかなと、思っております。

町としてもいろいろな皆様方にお越しいただけるのに好条件をいろいろとご提示させていただきながら、そうした人たちにぜひ長瀬町へお越しいただきたいということで、定住を図っていきたいということで進めているところでございますので、企業に関しまして、またそうした小さなお店に関しまして、町として一生懸命努力をさせていただいているところでございますので、ぜひ議員さんにもご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 岩田議員の再々質問にお答えいたします。

振興計画の関係でございますが、先ほどもお答えしたとおり31年度で予定をしておりますので、そこは変えることなく31年度で実施してまいりたいと思っております。単体的にやる分につきましては、町長とも相談しながら、できるものは取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほど町長からも企業の関係ありましたが、本日、きょう種苗農家のほうが現地を確認しに来ておりまして、その辺もちょっと可能性があるものかというふうに思っております。ただ、土地が、岩田議員もおっしゃるとおり町有地ではございません。その関係もありまして、先ほどでも、これはさっき言いましたけれども、町としてはその辺の最大限に協力をしながら、少しでも企業に来ていただけるように努力はしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次に、2番、田村勉君の質問を許します。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 2番の田村です。広域化された水道事業について、たびたび質問しておりますけれども、原点に立って、平成28年4月から1市4町の水道事業が一元化され、広域事業となりました。広域化の今後の計画はどうなっているのか。

また、平成33年には水道料金も一元化されると聞いていますが、埼玉県一高いと言われていた皆野長瀬水道料金は、計画どおり引き下げられるのか伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、田村議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成28年4月に1市4町の水道事業が統合し、はや2年が経過をするところでございます。国が全国的に広域化を推進している中で、秩父地域の水道広域化は、その先進事例として多くの注目を浴びているところでございます。

ご質問の水道事業につきましては、秩父地域水道広域化基本計画に基づき事業が行われ、町内では現在野上下郷51号線、第二小学校の裏になりますが、配水管の布設工事を行っており、今後も同様に計画に沿った事業が実施されるものと考えております。

また、水道料金の統一につきましては、統合時の覚書にもございますように、統合後5年以内の統一を図るとされております。水道料金統一のスケジュールにつきましては、昨年7月12日に開催されました平成29年度第1回広域組合理事会におきまして水道局から説明を受けましたが、まず料金改定に向けての審

議会を立ち上げ、その審議会において改定案を協議した後、結果が理事会に答申されることになっております。審議会より答申を受けた後、理事会で協議の上、最終的な改定案を決定いたします。その後、パブリックコメント等を通して、広く利用者皆様のご意見等をお伺いした後に、広域議会に水道料金改定のための条例案を提出することとなっております。

なお、現段階におきましては、30年度に審議会を立ち上げる予定であるとのことでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今町長のほうから答弁がありました。改めて確認をしたいのですが、平成28年の6月の定例会において、これは町民課長のほうで答弁してもらったと思うのですが、「負担金を5年間負担させていただいていますので、その中で高料金対策というもので、今申し上げましたが、元利償還金ですとか、そういうものを負担して水道料金を上げないように県と協議しましたので、高料金対策が負担金として上がってきているものでございます。5年後の見直しですが、これで今よりも水道料金が安くなるかという質問ですが、低くなるように負担金を負担しているわけでございますので、必ず下がると思います」と答えています。

それから、さらに次に、28年の3月定例会、このときも、「さらに具体的に、1市4町で統合した場合に秩父市の水道料金に合わせるということがまず前提となっていますので、そこから見ても、長瀬の水道料金が下がるということを申し上げたつもりです」と、これは本当に下がるのかという私の質問に対する改めての答弁なのです。

ここで、今町長が、細かいところには触れませんでしたけれども、ここに秩父広域市町村圏組合水道事業経営戦略というのが発表されているのです。これは、インターネットで引っ張り出すこともできます。この中には、いろいろと、例えば事業の現況、将来の事業環境、経営の基本方針、投資・財政計画、経営戦略の事後検証、更新等に関する事項ということで、今後どう事業を進めていくかということで、次のような前文とあります。目的が書いてあるのですけれども、「近年水道事業は、人口の減少等に伴う給水収益の減少、老朽化した施設の更新、地震対策、高度化・複雑化する水質管理の強化など、全国的に厳しさを増し、秩父地域においても同様にさまざまな課題に直面している。これらの課題に対し、秩父地域が一体となって解決するため、秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の1市4町の4水道事業を統合し、平成28年4月1日より秩父広域市町村圏組合水道事業として運営している。

広域化するに当たり、平成27年度から平成37年度までを計画期間とする秩父地域水道事業広域化基本構想及び平成27年度から平成37年度までを計画期間とする秩父地域水道事業広域化基本計画を策定し、当組合においてはこれらを実行するための事業を推進しているが、経営状況等の変化に適切に対応し、そのあり方について絶えず検討していく必要がある」。これに基づいて、「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請を受け、秩父広域市町村圏組合水道事業経営戦略を策定した。こういうことですね。全体の1市4町の水道のいろんな場所ですね、取水する場所だとか、そういう場所なんかも統合したり、人員も整理したりして、そして将来の予想を出しているわけです。この予想の中に、案ということでしょうけれども、さっき町長も言われたように平成33年度に統合するというふうになっています。

この統合のお金を見ると、1立米というのでしょうか、1立方メートル、この料金が平成33年度は、幾つ

かのケースを出しているのですが、いずれも、例えば1つのケースを申し上げると、4つのケースを出しているのですよ。その中で、いずれのやつを見ても、平成27年度を見ると1立米当たり、秩父市は181.8円、横瀬町は172.5円、小鹿野町は145円、皆野・長瀬は219.2円なのです。ところが、平成33年度は、一元化した場合222円となって、まさに県下一番高いと言われている皆野・長瀬の料金を超える料金の予想なのです。これは、先ほど言ったように、前の答弁でもらったように、秩父の料金に合わせるということでもって、必ず1市4町の中でも皆野・長瀬は安くなると、こういう答弁があったわけなのだけれども、これとこの計画に合わないわけです。

そこで、お尋ねするわけですが、これはこれから決めることだろうと思うのですが、自治体の長として、この問題について、もっとこの計画を見直して上がらないようにするように、そういう立場でもって働きかけるのか、それとも広域化の決めるそういう案に、それを追認するのかと、こういうことになるわけです。

追認するということになると、さっき言ったように前答弁したと矛盾してくるわけです。もっと下がると言ったにもかかわらず、下がらないわけですから。この辺について、町長の見解を伺いたと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

今田村議員の言われたのは、水道料金ではなくて給水原価ではないですか。水道料金は、20立米で基本的に、各町で違っておりますけれども、今現在は違ってありますが、5年後には統一料金にいたしますということで基本計画には載っていると思います。その中で、基準は多分秩父市になるだろうということでございますけれども、前回のご質問でもそのように課長答えていると思いますが、首長間では、やはりそのようなお話が出ているところでございます。

まだこれからでございますので、審議会の中でいろいろともむことになっていきますが、一番の基本は県水と統合をしたい。埼玉県民が、みんな同じ水を同じ料金で飲みたいというのが一番の根本にあるわけでございます。それに向かって秩父地域も1市4町が統合したわけでございます。その中でとりあえずは1市4町でやって、5年後には統一料金でやりましょうということで、今年度から進めさせていただくことになっております。

以前町民課長が答弁いたしましたとおりでございまして、矛盾はしていないと思っております。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） これは、町長は目を通して思っているのですけれども、この経営戦略、この中に料金収入の見通しということで、これは料金だということを明確に書かれているわけです。それでもって、こういう案だということでもって、平成33年度については4つのケースを挙げて統一料金の額を出しているわけです。1立米当たりです。1立米当たり幾らというのを出していったら、どの4つのケースを見ても、今の皆野・長瀬の平成27年度で決定しているこの額より大きいのですよ。

これありますか、その資料は。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時38分

- 議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
2番、田村勉君。
- 2番（田村 勉君） これは、まだ再質問の途中ですよ。1回質問して。
- 議長（染野光谷君） もう3回目だから、また。
- 2番（田村 勉君） だから、もう一回答弁してもらえるのだよね。
- 議長（染野光谷君） 次にしてください。
- 2番（田村 勉君） 今確かに、私のほうの誤解もあった。
- 議長（染野光谷君） 3回目だから。
- 2番（田村 勉君） あったと思いますけれども。
- 議長（染野光谷君） よく調べてからやってください。調べて、3問終わり。この問題は。
[「そうじゃないよ、そうじゃないよ。続きだから、今」と言う人あり]
- 議長（染野光谷君） これが終わってか。
[「そう。これが終わってから3回です」と言う人あり]
- 議長（染野光谷君） では、いい。そうかい。失礼しました。
- 2番（田村 勉君） 給水単価と料金は違うというお話だったのですが、そうするとこれで見ると、水道料金は間違いなく上がらないで、今までの平成27年度でこれは決定ですけども、219.2円よりも下がるというふうに断言できますか。もしかして、そういうふうに断言できない場合には、ちゃんと広域の事業に対して異議を申し立てて、長瀬町、皆野町としてそれは認められないという立場を貫けるかどうか、このところを伺いたいと思います。
- 議長（染野光谷君） 町長。
- 町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えさせていただきます。
- 皆長の水道料金が秩父地域では一番高いわけですよ。それはご承知だと思います。その中で、今回の統合によって、皆野、長瀬の水道料金が上がるか下がるかというお話でございます。秩父市に準じてということになりますと、当然皆長は下がってくるわけですけども、上がる町もあるわけですので、皆長が下がる下がると言って喜んでばかりはいられない。それによって上がる場所もあるわけですから、そのところもご理解いただきながら、ぜひこれからの水道事業に関してご理解していただけたらありがたいなと思っております。
- ともかく、これから人口がどんどん、どんどん減少する中で、1つの町が単体では水道を維持することが無理だということで、それで今回このような統合に至ったわけでございます。統合するに当たりましては、これからなるだけ皆さんにご負担のかからないように、住民の皆さんにご負担かからないように努力をさせていただくということで、取水施設を、47カ所あるのを15カ所廃止をしたり、浄水場も41カ所あるわけですけども、これについても統合したりという努力をしているわけでございます。そうした努力の中で、5年後には統一料金で秩父地域が同じ水を飲むということになるわけでございます。
- その中で、出資金というお話も出てきたわけでございますが、この出資金に関しましても、そうした1つの広域でやることによって、出資金は出しますけれども、半分は交付金でまた戻りますよというお話もいただいているところでございます。いずれにいたしましても、このまま皆長で単体でこの水道を維持し

ていくということは非常に不可能であるということの中でこの広域化が始まったわけですので、そうした中でしっかりと努力をさせていただきながら水道料金が上がらないような方策をしっかりと整えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 今の再々質問の中で。

○議長（染野光谷君） もう終わりなのです。

○2番（田村 勉君） 私の質問に答えていないのですよ、町長は。

○議長（染野光谷君） 何ですか。

○2番（田村 勉君） どういう質問したかといったら、では料金が平成33年度に下がるかという問題について、下がらなかった場合には……

○議長（染野光谷君） 済みません、2番、田村勉君。次に行ってください。

○2番（田村 勉君） だめですよ、だって、質問に答えていないのだから。

〔「いや、話しましたよ。だから」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 次。

〔「皆長は下がりますよという話を、下がる予定ですよという」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君） ちゃんと反対する態度を貫くかということを私は聞いている。

○議長（染野光谷君） だから、次に行ってください。

〔「反対ですか」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君） そうです。もし上がるような提案されたら反対するという立場を自治体の長として貫けるかと。

〔「だから、その努力をさせていただきます」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 次、次。

○2番（田村 勉君） 努力ではなくて、それは努力ではだめですよ。

○議長（染野光谷君） だめだよ。

○2番（田村 勉君） だめだと。ちゃんと貫くと。

○議長（染野光谷君） 次の質問に行ってください。2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） それは認めないかと、この2つのうち1つですよ、これは。明確に。

○議長（染野光谷君） 言うこと聞かなければ、だめだよ。表に出てもらうようになるよ。

では、次に行ってください。

○2番（田村 勉君） ちょっと。

○議長（染野光谷君） 残念だけれども、しょうがないですよ。

○2番（田村 勉君） 議長の指示に従います。

○議長（染野光谷君） 次に行ってください。

○2番（田村 勉君） 消化不良であります、では次の質問。

井戸の甌穴の問題です。保護と観光資源、この2つの面から質問したいと思います。

甌穴は全国にありますけれども、日本一と言われる井戸の甌穴は、文化財としても価値の高いものと考えられます。ただし、奥まったところに位置しているため、進入路の確保や案内方法が不十分ではないか

と思われます。観光客の滞在時間の延長や周遊性の向上を図るため、井戸の甌穴の保護や保存を充実させ、観光資源として活用することも重要だと思います。そこで、井戸の甌穴の周辺整備や活用方法について伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の井戸の甌穴の保護や、観光資源としての活用についてのご質問にお答えをさせていただきます。

甌穴のある場所は、国指定の名勝及び天然記念物長瀬の指定地域内であり、河川区域内でもあります。また、県立長瀬玉淀自然公園の第1種特別地域であることから、区域内の整備を行うには幾つかの規制や制限をクリアすることが必要となっておりまいますので、どのような方法がベストか、今後検討してまいります。

また、区域外の周辺整備につきましては、昨年3月定例会で関口議員からの一般質問の中にも、井戸の甌穴周辺整備についてのご質問をいただきましたけれども、そのときに産業観光課長が周辺地権者の同意、協力が得られれば、交渉を行って整備を進めていきたいと回答しておりますので、そのようにしてまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 甌穴ということは、私も長瀬に来て初めて知りまして勉強を少しさせてもらったのですが、河床や河岸がかたい岩盤からできている場合に生ずる円形のくぼみ、ポットホールとも言われていますけれども、これがその中に入った小石みたいなものが長い間かかってつくって、皆さんご承知のとおりだと思うのです。それで、この甌穴ができると。これは全国的に見ると、木曾川の寝覚の床、それから荒川の長瀬の甌穴、これが有名だと。これは日本百科全書に出ているのですけれども、この近隣でも、埼玉県の中では嵐山の嵐山溪谷、槻川にもあるのですよね。それから、隣の群馬県の中之条町の四万温泉のところにもあるのですよ。四万温泉のところなんかを見ると、甌穴という、確かに穴なのだけれども、いわゆる洗面器みたいな、たらいみたいなあれ。ところが、長瀬の井戸にある甌穴というのは、深さといい、それから中にあった小石が、きのう私も博物館へ行って見たのですけれども、小石ではなくて、直径20センチぐらいの大きな石が真ん丸くなって削られて、そういうのが看板に書いてあって、150個ぐらいあったという話ですよ。それから、今から600年前ぐらいの中国の洪武通宝とかというお金が2枚入っていたというふうなことで、甌穴としての、日本一と言われている甌穴の持っている文化的な価値というのは、やっぱり単に一自治体の長瀬の財産だけではなくて、非常に大きな文化的な価値があるのではないかと。しかも、これは平成23年でしょうか、ジオパークに指定され、そしてさらに二、三年前ですか、古秩父湾堆積層というので天然記念物に指定されていますよね。そういう中で、井戸の持っている甌穴の文化的価値、これ非常に大きいと思うのです。それを抱えている自治体としても、これを保存するということは非常に大きな責任があるのではないかとと思うのです。もともと原状を復帰して、そして石か何かがあって、みんなが見られるようにすると。困難性もいっぱいありますよね。あそこに通じるアクセス道路とか、あるいはあれは河川敷の中にかかっているので県土木事務所との関係でもあるだろうと思うのです。

ところが、私のちょっと調べた限りでは、甌穴とは違いますけれども、ジオパークの一環として、前原の不整合ですよ。それから、小鹿野にある犬木の不整合。こういうところもありますけれども、犬木の不整合なんかは、現地の人に聞いてみると、文化庁からちゃんと支援も受けて、そして補助金ももらって

整備しているらしいのですよ。だから、困難性の中に今言った財政問題もあるわけです。この財政問題について言えば、やっぱり補助金も出ると。それはやっぱり現地のそれを抱えている自治体のこの文化財を保護しよう、この熱意が非常に大事だと言われるのです。したがって、今の宙ぶらりんの状態。私、小鹿野のようばけですか、あそこへ行って見たのですが、あそこにある看板には、ちゃんと長瀬の甌穴がポットホールと書いてあるのですよ。ところが、こちらのほうに来てみると、非常に親鼻のほうの甌穴のほうの説明はあるのだけれども、あれは皆野町ですよ、範囲としては。ところが、こっちのいわゆる井戸の甌穴については、甌穴のすぐそばにある昭和38年に掲げたいわゆる説明看板だけなのです。これはやっぱり、もうちょっと文化財としての光の当て方、同時に、先ほどから出ているように観光資源としても非常に大きいものがあると思うのです。したがって、そういった私が申し上げたのは、こんなのも含めて、町として、あそこをもう少し文化財としても保護するし、観光資源としてももっと活用すると、積極的な立場に立つということでもって知恵を絞るような方法はないだろうか、そんなこと考えていないだろうか、そんなところをちょっと伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再質問にお答えさせていただきます。

この甌穴につきましては、田村議員が議員になられる以前から、この議会ではたびたび出てまいりました。観光客に見ていただくのには、何分にも足場が悪い。そして、また、その場所に行くアクセスも悪い。ということで、なかなかそちらのほうもクリアできなかったわけでございます。しかしながら、川から見ていただく方法しか今まで考えてこなかったのですが、それですと、やはりちょっと無理かなという思いがいたしておりましたところ、甌穴のある手前の地所を持っております地権者が町のほうに無償提供してもいいよというお話を実はいただいたのですけれども、その方が突然昨年亡くなってしましまして、次を引き継ぐ人が出てきたわけでございますけれども、また振り出しに話が今現在戻っているところでございます。川側からではなくて、その地権者が同意していただければ、上から下に階段でもつくっておいていけば、そちらのほう危険ではないのではないかなという思いがいたしておりますので、地権者の同意をいただけましたならば、いろいろな規制、制限がございますけれども、町としても貴重な財産でございますので、もろもろそちらのほうをクリアさせていただいて、世に出したいなと今思っているところでございます。町のほうもいろいろと、そのいろいろな方策を現在考えているところというのが実情でございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 非常に前向きのお答えでいいのではないかと思いますのですが、私も行って見たのですが、キャンプ場のほうを通らなくて、もっと下流のほうにちょっとあぜ道みたいなものがあるわけですよ。あそこを地元の人々の了解を得て通れる道路にして、駐車場なんか必要だと思うのです。駐車場なんかは、蓬莱島のほうとの関係で、あそこに置いて歩いてみるというふうな方法もあるだろうし、いろいろとあれを本当に活用しようと思えば知恵も出てくると思うのです。ぜひそういう点で、日本一と言われている甌穴を、もっともっと長瀬町の財産としても活用してもらいたいし、これは教育長のほうにも、いわゆる文化財としての今の置かれている状態はいいと思っていないと思うのです。そういう点で、後世の人たちにもその文化財をちゃんと残すという立場でもって、一言考え方や何かを伺えればいいなと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

〔発言する人あり〕

○議長（染野光谷君） 教育長。はい、では、教育長。

〔発言する人あり〕

○議長（染野光谷君） 町長か。はい、町長。

○町長（大澤タキ江君） 田村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど地権者のお話をさせていただきました。地権者も私たちと同じ思いで、観光資源として、また文化財として利用するのであればその土地を提供しますよということで話が進んでいたわけでございまして、また次を引き継ぐ方もそのような思いでお話が進めば、早速にこちらは取りかかりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（染野光谷君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、将来的な財政緊縮化について町長にお伺いします。

現代社会は、社会構造の激変などによる生活環境の変化に伴い、高齢化や少子化による人口減少が大きな課題となっています。町では、このまま人口減少、産業の停滞が続くと、税収の落ち込みなどにより、公共サービスの現状を維持することが困難になることが予想されます。

そこで、近年の予算規模30億円から33億円を規模縮小させるべく、10年、20年後にどのようにソフトランディングさせていく計画なのでしょう。

また、財政健全化を進めるためには、常識を破り、慣習にとらわれない施策や計画が必要と思われませんが、現在どのような計画で進められているのかお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

財政規模を縮小させるべく、10年、20年後の計画をどのように考えているのかのご質問でございますが、現在町で財政の推計をしております。期間は平成30年度まででございます。中期財政計画に準じる推計となっておりますが、10年、20年後の推計は出しておりません。今の社会情勢では、5年後の状況も正確には見通せないのが現状だと感じております。

しかしながら、減収による財政規模の縮小は考えなくてはならないことは承知をしておりますので、現在の推計は平成30年度までの推計ですので、30年度に平成31年度から平成35年度までの推計を計画いたし

ます。その計画を考慮しつつ、今後の施策の検討や予算編成を行ってまいりたいと考えております。

また、財政健全化を図るための計画につきましては、将来負担比率も徐々に改善しておりますが、短期間に健全化を図ることは現状では難しいため、基本的には地方債残高の縮小を図り、交付税に算定される有利な起債や補助金を活用することにより、一般財源の抑制を図ることをまず考えます。それに合わせ事業の見直しなどを行いながら、一度に予算規模を縮小することは町民サービスの低下につながりますので、なるべく低下をさせないよう徐々に健全化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、細かい点について質問します。

人口減少を、人口ビジョンの2020年から2040年のシミュレーションなしの資料を比較しますと、20年で人口が約30%減少します。予算総額を現在33億円に見積もると、30%低く見積もるということになると23億円程度になります。これは、1年間に5,000万円減額しなくてはなりません。

ただ、そこで、人口動向、景気変動等に左右され、このように単純にいかないということは承知していますが、10年後、20年後のおよその予算規模を設定するということも必要と思われるので、先ほど町長からお答えいただきましたけれども、これは概算でもいいから必要なのではないかということについて、まず第1点質問をします。

それから、現予算規模を維持するとすれば税の減収は確実に進みますので、1つ目として法律で許される町としての増税を行う、2つ目として国の交付税交付金の引き上げに頼るしかありません。または、歳出の削減しかないと思います。

先ほどの答弁でいろいろ答弁されましたが、どれを基本とするか。増税、歳出の削減、または交付税を引き上げるといこと、どれをお考えになるかということについて質問します。

さて、将来負担率が、これ27年だったか、埼玉県内で多分長瀬町が103.幾つで、将来負担率が多いのが、以前は130.幾つで最下位だったのです。下から2番になりました。しかし、将来負担率は極めて高いと。実質公債費比率も多分11.3%ぐらいで高いと。それから、町債残高というのは現在30億円を超えています。これらの財政状況を改善するには、義務的経費に占める割合の高い人件費、公債費を抑えることが必要ではないでしょうか。

これ平成27年だったか、秩父の市を除いて、ほかの郡内の町村と比較してみると、長瀬町は義務的経費が43.9%なのです。ほか、多分資料は持っていますが、皆野町が41.8%、小鹿野町が37.8%、横瀬町が38.2%というぐあいで、43.9%と高いということで、やはり人件費、公債費を抑えることが必要ではないのかと。

特に債務行為全体における臨時財政対策債の額は減少しています。しかし、普通債の額がふえているということが見られます。この普通債がふえるということは、要するに臨財債ではないので、財政の硬直化が進んでいるのではないかと判断されるのですが、その点について、PDCAサイクルという観点から財政健全化は進められているのかということについて、これもお答え願いたいと思います。

なお、これに関連して仕分けということなのですが、事業仕分け、何か色あせた言葉になっていますが、財政健全化には真っ先に取り組むべきことだと考えます。例えば職員定数ですが、町の条例では職員定数が90人となっていると思います。それは、90人以内なら適正とお考えなのでしょう。

これは一部町民の声なのですが、人口は減っている、仕事が手書きや計算機からIT機器に移行された、

だけれど、職員数は減っていないのはどうしてだろうという声が聞かれます。というのは、町で町民への行政説明会がないので町民は理解できないということではないでしょうか。一般的に考えると、今まで計算機で計算して手で書いていたと、それがパソコンで処理するということは、仕事量が減っているのではないかと一般町民の方は思われると思うのです。国からの系統立った仕事がふえたりとか、そういうことがあるとかいうことについて、町民は理解できないと思うのです。

だから、そのことについて、以前から私申していますが、町民への行政説明会というふうなことがなければ、町民が理解できないで、例えば町職員の方が一生懸命やっている。にもかかわらず、パソコンに向かってやっているようなふりをしているというふうなことを言われる方もいるのです。そこについては、やはり丁寧な説明がなければ町民の理解が得られていないというふうなことがありますので、そのことについてお伺いします。

なお、平成28年の人件費比率というのは、長瀬町は19.4%、職員給与比率12.3%、これは郡内町村で最も高くなっているわけです。そんなふうなことから、定員管理計画には、将来的な職員の人数とか出ていませんが、確かに定員管理計画は長瀬町はできています。そういうふうな人数とかいうことについて、どう受けとめられるかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。たくさんありましたので、抜けているところもあるかもしれませんが、順次お話をさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、一度に縮小するということはサービスの低下にもつながりますので、基本的には地方債残高の縮小を図りながら、交付税に算定される有利な起債や補助金を活用することにより一般財源の抑制を図るということ、これをまず第一に考えております。そして、徐々に健全化を図ってまいりたいと思っております。

また、厳しい財政状況でございますので、創意工夫を図りながら、なるべく町民サービスの低下のないように予算編成も行っているところでございます。

また、この予算につきまして、年度ごとに大きな事業があったり、ない年もございますので、その年の実情によって予算は変化をしまっているわけでございますけれども、そのため、予算規模をなかなか予測するのは難しいというのが実情でございます。何もしなければ町のサービス低下にもつながってまいりますので、先ほども申し上げましたとおり、なるだけ率のよい補助金を見つけ出しながら事業、サービスを進めているところでございます。

これから先、消費税もまた10%ということになってまいりますので、その消費税が変わったときにどのような状況になるかも、まだ今のところ全く見えておりません。しかしながら、先ほども申し上げましたように、有利な補助金を活用しながら創意工夫をして、住民サービスの低下にならないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、職員数が長瀬町は多いのではないかとのお話をいただいております。常識的に考えますと、パソコンが導入されて、効率がよい仕事ができているわけでございますけれども、職員全てが同じ能力を持った職員ではございません。そうした中で、これから新しい職員もたくさん入ってきておりますので、今後は職員の削減ができるのではないかなと思っているところでございます。

パソコンにたけている人、またちょっとパソコンには能力が足りないというような職員もおりますし、またもろもろを考えたときに、なかなか全てが整った職員ばかりおりませんので、そうした中で今まで削

減ができませんでしたが、これからはだんだんと削減ができるような状況になると思いますので、あと何年かの辛抱かなと思っていますのでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、先ほどの再質問でちょっと抜けたと思われるところなのですが、例えば20年後、先ほど私が計算で言いましたが、単純計算なら23億円規模になりますと。要するに人口の減少と同じ比率でいけばということなのです。だけれども、それはシミュレーションとかいろいろ将来推計人口とか出ています。およそだから、例えば町として10年後には30億円ぐらいですよとか、20年後にはこのままいけば28億円規模の予算立てでやりましようとか、そのようなものがあってしかるべきではないかと思いますが、そのことについてどうなのかと。

それから、町民の声について、緊縮化していくということについての説明会というのがないので、ではどういうふうに町民にそれを理解していただくのかという点の2点を追加でお願いします。

なお、昨年29年度当初予算案における町長の施政方針というのを、本日も30年度の施政方針を朝お聞きしました。内容的には、ほぼ同じような文言であったのではないかなと思います。

特にその中で、将来の財政負担の軽減を図る効率的、効果的な事業運営という言葉があるのです。次に、最少の経費で最大の効果を上げると。それから、従来計上方法にとらわれない事業の見直し。維持管理コストなどの後年度負担の見直し。歳出については、優先順位の選択を行い、必要な財源は極力既定経費との振りかえや節減、合理化により捻出するように努めるというような、主に5点書かれて、または発表されたわけです。

これ私が今言ったのは、昨年度です。この1年間で、これちょっと言葉はわかるのですけれども、では具体的に、ではこれについてはこうだというふうなものが例えばあれば、なるほどなというのですが、この場で難しければ後でお聞きに上がりますので、概略わかるころがあったら、その具体的な成果を見たということをお教え願えればと思います。

あと1点ですが、今町長は有利な交付税と、多分これ臨財債とか何か、そんなふうなことを言われているのかなというふうな感じがするのですけれども、特定補助金というふうなもの、これは特定補助金というのは、要するに臨財債とかそういうものもそうなのですが、本来なら交付金として町に来るわけだと。それを町では借金しておきなさいと、そのかわり後から国のほうで補填しますよと、利子分についても補填しますよと、そんなような制度だと思っております。

これを繰り返していると、要するに最初のところでも言いましたけれども、普通公債比率というのがふえているのです。長瀬町は。臨財債のほうよりも。ということは、公債費を減らすといっても、その普通公債費のほうというのは町で払わなければいけないものですから、その比率がふえるということは、公債費比率に対して国からは後で来ないものだというふうな考えになるのですが、その点についてどう思われるかということについて、再々質問ということをお願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

町民から、町の財政状況が全く見えてこないというお話をいただきました。広報で毎年報告をしておりますし、またインターネットを見ていただきますと財政状況は載せておりますので、そちらをぜひごらんいただければと思っております。

それから、また毎年同じようなというお話がございましたけれども、地域を守るためには基本的な営みを支える予算というものが需要でございますので、どうしてもそのような振り分けになってしまうというのは、これはいたし方ないのかなと思っております。その中で、より順位度の高いものに優先的に予算を振り分けるというような方向で毎年予算編成はしております。

当初予算につきましては、歳入見込みに応じた歳出予算を立てるわけでございますけれども、年度が進む中で、国や県から突然有利な補助事業が出てくることが多々ございますが、それが町にとって必要なものかどうか、それをしっかりと見きわめて、もしこれが町、町民にとって必要な事業であれば、手を挙げさせていただきますので、当然今度決算になりますと決算の額が膨らんでくるわけでございますけれども、具体的なお話をさせていただきますと、例えば里山・平地林事業などにつきましては年度が始まってからの決定になりますので、毎年そちらも予算が決まった後で手を挙げさせていただいておりますので、補正で組ませていただいております。これは10分の10事業という大変有利な事業でございます。

また、ふれ愛ベース事業もそうでしたが、子育て支援で有利なものはないかと見つけておりました中で、町が4分の1持ち出せば4分の3は国のほうからいただけるという事業が出てきたものですから、早速に手を挙げさせていただき、執行させていただきました。おかげさまで、ほとんど建物もでき上がりました、4月オープンに向けて現在準備を進めているところでございます。

また、議員多分ご承知だと思いますけれども、蓬莱島公園にただいまヤマツツジをたくさん植栽させていただいております。以前桜も植栽させていただきましたけれども、これもあらゆるところに網を張って、何か有利なものはないかということでいろいろと考えておりましたところ、そちらも全て10分の10事業ということで、いずれは蓬莱島はヤマツツジを全て植えようと思っておりますけれども、現在10分の10事業ということで植栽をさせていただいております。

また、長瀬地区公園、ただいま建設中でございますけれども、こちらの植栽につきましても、埼玉県トラック協会さんのほうから全て事業費はいただいて、10分の10事業ということで、こちらも町の持ち出しはゼロということで進めさせていただいているところでございます。

お金がないからということで何もしないということではなくて、なければならないなりに創意工夫ということを施政方針でも申し上げさせていただきましたけれども、そういった中で町政運営を行っております。

公債費につきましては、ただいま課長のほうから答弁させていただきます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の町債の残高に関するところで、普通債の金額がふえているのではないかとございまして、平成29年度の予算書で申しますと、普通債につきましては、29年度末では2,600万円程度減少になる見込みでございます。

村田議員がおっしゃる普通債では交付税の算定等はないのではないかとございまして、普通債の中でも交付税の算定はございます。先ほど言われているのが、臨時財政対策債は全額でございますが、普通債の中にも、例えば公共事業当債という項目もございまして、そういう場合は、おおよそでございますが、大体20%から22%ぐらいの交付税算定がございまして、

中には、交付税に算定されない起債もございまして、そこを言っているのは、なるべく有利な起債を借りたいというのが、こういう交付税の普通債の中でも交付税の算定のある有利な起債を借りていきたいということで説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次に移りたいと思いますが、いかにしても財政は厳しいところなので、国の誘導的な投資的な公共事業をふやしていくということはどうかなということがありますので、頭の隅に置いておいていただければと思います。

続きまして、高齢者施策の展開について町長にお伺いします。町では、安心・安全なまちづくりを目指していますが、高齢化が刻々と進んでおり、高齢者の生活環境を維持することが喫緊の課題となっています。

そこで、施策の展開には高齢者の実態把握が必須条件と思われませんが、（1）高齢者単独世帯、（2）高齢者夫婦のみ世帯、（3）高齢者世帯、（4）介護認定者数の状況などについて、実態把握はなされているのでしょうか。

そして、これらの実態をもとに、高齢者施策の課題をどのように分析し、解決するための施策を展開していくのでしょうか。

さらに、高齢者の孤独死、ごみ出しができない、買い物に出かけられない、医者にかかれないなど、高齢生活弱者が大きな社会問題になっています。

そのためには、見守り活動が非常に重要になっています。地域の力を結集した見守り活動をどのように進めていくのかお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、高齢者の実態把握はなされているのかについてでございますが、今年度策定いたしました第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者世帯や介護認定者数の状況について、町の現状については把握をしております。

高齢者を含む世帯は年々増加をしており、特に高齢者単独世帯は、平成27年では10年前より60%増となっております。また、介護認定者数は横ばいで推移しております。

次に、高齢者施策の課題をどのように分析し、解決するための施策を展開していくのかについてでございますが、現状の把握や推計、策定に向けて実施いたしましたアンケート調査などから、健康福祉推進委員会での協議を経て、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定したところでございます。

本計画に基づき、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民の支え合いによるまちづくりを進めるとともに、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの構築に向け、「健康ではつらつとした長寿のまちの創造」を基本理念に計画を推進してまいります。

次に、地域の力を結集した見守り活動をどのように進めていくのかについてでございますが、これまでも町や社会福祉協議会で見守り活動を含め、さまざまな高齢者施策を進めてまいりました。

現在は、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、住民の支え合いによるまちづくりを進めているところでございます。

これらを推進する仕組み、体制づくりにつきましては、生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターを配置し、その実現を図るため、20人の委員から成る生活支援体制整備協議体において協議を重ねていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 昨年末に近いところで、長瀬町生活支援コーディネーター及び生活支援体制整備協議体というものが、つくられたのはもう少し前だと思うのですが、「フォーラム in ながとろ」というようなのが開かれました。このことについて、まず協議体でどのようなことをしていくということについて、まだできたばかりということもありますが、町民はどの程度認識しているのだろうかということが1点。

それから、これもこれから活動ということですが、活動の具体的な例。

続いて、各地区への普及方法。特に行政区単位となろうかと思うのですが、うちのほうの行政区でそれを知っている人はなかなかいないと。

それから、支えるボランティアの拡充、それから見守りが必要な人の名簿等、これはプライバシーとかいろいろあると思うのですが、このことについて。特に高齢者支え合いについて、日本全体の1,742、これは区も含んでいると思います。自治体の独居高齢者の安否確認サービスの取り組みというのが総務省のほうのホームページに出ています。そこで、埼玉県で調べてみると、和光市、嵐山町、東秩父村、松伏町、長瀬町、未設置というふうなことで出ているわけなのです。独居高齢者の安否確認サービスと。これは、その後できた、ちょっとこれは古い資料だったのです。新しい資料はどこにも出ていないので、これはどうなっているのだろうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、一番困るのは、困るというのは、この支え合いとか見守りという点についてです。まず、人と触れ合うのを好まない人をどう取り込むかと。これは、先日のげんきプラザでも講演がありました、そのときの先生はそれなりの回答をしていましたが、これは非常に難しいです。

それから、例えばふれ愛ベースができたとしたら、町内各場所からの送迎はどういうふうにするのだろうと。それから、もしふれ愛ベースでこれから事業が始まるとしたら、それに対応できる有資格者の人員配置があるのかどうかと、そのことについて質問をしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在長瀬町でどのような事業を実施しているかを、まず初めにご説明をさせていただきます。

○5番（村田徹也君） それは大体わかっているのですが。

○町長（大澤タキ江君） その中で、やはりひとり暮らしですとか、独居老人ですとか、高齢者世帯を支えているわけですので。では、ご承知でしたらば、こちらにつきましては割愛させていただきます。

そうしますと、そうした中で長瀬町は、孤独にならないようにとか、いろいろな事業を進めさせていただいておりますけれども、今一番お話をさせていただきたいのは、長瀬町は健康寿命が埼玉県で一番トップなのです。それだけ町としてもいろいろな施策を考え、取り組んでいる、また社会福祉協議会と一体となっていていろいろな事業を進めている、そのあらわれではないかなと私は自負しているところでございます。

それから、協議体でございますけれども、議員ご承知のとおり、発足した段階の中でまだ勉強中というのが実情でございます、先日も3月1日に議員にもご出席いただきましたが、サロン講演会がございました。これにつきましても、町としては50名程度を予定をしておりましたところ、おかげさまで約90名の方たちにご出席いただきました。これも、やはり地域支え合いに関して町民の関心が高いというあらわれではないかなと思っております。

それから、またこれから、もう既にこうした事業を進めております先進地域を視察ということで、これからこうしたメンバーがそちらに出向いて、そちらの勉強をしていただくことになっております。その後、

活動のほうが活発化していくのではないかと考えております。町の皆様方にも大変関心を持っていただいておりますので、そのメンバーは20名でございますが、町全体に散らばっている方たちでございますので、各地域に帰りまして、しっかりと自分の地域を守っていただけるものと確信をしているところでございます。

また、ふれ愛ベース事業につきまして、送迎はどうするのかとか、これからいろいろと細かい点が出てくるわけでございますけれども、これに対しましては福祉担当でございます中畝課長のほうにお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、多世代ふれ愛ベース、町の事業で行っております送迎につきましてでございますけれども、町のほうでは、先ほど町長のほうが省略しましたが、各種高齢者のサービスを行っております。その中でも、やはり家から出なくてはいけない、出ていただくという形で、足のない方も出ていただけるようにということで、元気モリモリ体操でありますとか、脳トレ教室、それから歌う教室等、その事業、事業で送迎のサービスは行っております。

引き続き、多世代ふれ愛ベースはそのような講座、教室等の会場となりました場合におきましても、現在と同じような形で送迎のサービスは行っていく予定でございます。

それから、独居高齢者の安否確認システムでございますが、こちらのほうは名簿の関係は現在総務課のほうでやっております、来年度から健康福祉課のほうでその辺のところを進めていくという形で、今予定はしております。ただし、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、相手が理解していただけないと名簿に載せられないとかということもありますので、少し時間はかかるかと思いますが、その辺の安否確認をできるような形の要援護避難名簿の作成につきましては進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、答弁いただいた中でちょっと落ちているところについて、まず申し上げたいと思っております。

町内の高齢者の単独世帯数、それから高齢者のみ世帯数、それから高齢者を含んだ世帯数、介護認定者数、私は多少なり知っているのですが、こんなようなものについて町としてこれどう把握しているのかと、実数を挙げていただければ大変うれしいと思っております。というのは、やはりそういう数というのを町内、町民の方々はほとんど知らない、知ったからどうなのだというところはあろうかと思っておりますが、この点について。

あと、町長はちょっと今、長瀨町は健康寿命が埼玉県でも1番に近いという答弁をされたのですが、これは私の資料が間違っていると大変失礼なのですが、これは総務省の資料なのです。総務省の資料です。平成26年の資料です。平成26年ですよ。それで、長瀨町の健康寿命、65歳があと何年たったら介護になるか、そこまで生活できるかということで調査した数字です。これ、男子が16.65歳で埼玉県で46位です。女子のほうについては20.13歳で17位です。これはインターネット上に出ていますから、平成26年で。という数字が出ているのです。ただし、要するにあと何年というのがあるので、なかなか本当に接近したところが多いのですが、こういう順位立てがなされています。平均余命については、2年ぐらい大体違ってきます。しゃべっているの、聞いてください。私の調べた資料でと、あくまでも答えさせていただきます。

いますけれども、こういう状況だと。例えば埼玉県の平均が、平成26年男子が16.96歳なのです。長瀬町は16.65歳なのです。ということで、県の平均よりは低くなっているということなので、これ健康寿命が埼玉県でも1、2を争うということにはならないのではないかなと思います。

だから、これは、いや、こういう資料だとこうなのだと。ただしてあげれば、私はあくまでも自分でインターネット上の総務省の資料で調べた結果をここで申し上げているので、ただ、ここで論議することによって、なるほどそうではないのかとか、健康寿命は長い町だったということであれば、大変うれしいことだと思うのですけれども。

ちなみに、平均寿命については、これ平成22年の古いのしか出ていないのです。男性が79.3歳、女性が85.7歳と、これが長瀬町の平均寿命であると、こんなふうなデータがあります。

そのところについては、答弁はいただかなくても結構ですが、もし正確な資料があるので、いや違いますよとここでお答えいただけるのなら、それをお願いしたいと思います。

では、あと少しについてお伺いしたいと思います。

まず、健康福祉課長が答えられたことは、確かにまだ見守りの方法はできていないと、今後それをやっていきたいというふうなお話ですので、ぜひそういうものは必要なのではないかなと。これ公表しろとかいうことではありませんけれども、それを地区におろして、名簿をおろすということではなくて、そういう見守り、支えを、昔は隣近所、両隣、近隣のつき合いでやっていたと。江戸時代の五人組制度です。そんなふうなものから発祥した日本古来の隣近所のつき合いが切れてきたということで、私の住む地域だけかもしれませんが、特に1人だけ男の人が住んでいるところがあるので、その人はもう外部と一切シャットアウトなのです。窓も閉め切りなのです。生きてるか死んでいるかもわからない。うっかり声をかけると、大変なことになったりする場合がありますというふうな方もいらっしゃるのです。

そういうところをどうしていくかという、やはり地域で支え合いをしていくと。それを早く構築しないと、やがては、私も含めて、我々が、要するに輪廻転生という言葉がありますが、自分たちでやったことが礎となって、また自分たちが若い世代の人たちに支え合いをいただくと、こういうまちづくりができれば大変いいと思いますので、ぜひ早急にそんなことをやっていただけたらと。

なお、見守りについてなのですけれども、これは私が考えたことなのですが、都会の密集地ではこういうことをやっているところもあるそうです。玄関先に赤い色の物をかけると、おばあさん1人で住んでいるのだけれども、きょうも元気だねと。黄色い色が出たと、ちょっとSOSを発信ですと。何も出ていなかったと、あれ、いるのにおかしいな、声をかけてみようかと、そんなふうなことをやっているところもあるやに聞いています。玄関だと、こういう中山間地域では難しいと思いますけれども、家ではなくて外側の見えるところにも。ただ、そうなると、赤い、黄色、または何もついていなければ留守だと、これはチャンスだと、よし泥棒さんに入るかとか、そういう問題も出てくるということはあると思いますが、何か町として独自にそんなふうなことも考えていくというふうなことも必要なのではないかなと思います。

以上の点についてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ただいま村田議員がおっしゃいましたそのとおりで、長瀬町だけではございませんけれども、そういう状況に今社会がなっております。そのために、生活支援体制整備事業というのを立ち上げまして、これからそういうことのないようにということで進めさせていただくことになっております。

また、リボンのお話が出ましたけれども、私も山間地でそういう事業をやっているというのをテレビで見たことがありますけれども、いい事業だなという思いがした覚えがございます。そんなことにしましても、よい事業であればどんどん取り入れていったほうがいいなと思っておりますけれども、多分そんな話でも生活支援コーディネーターの中で話も出てくるのではないかと考えております。

また、独居老人、それから年寄りの世帯につきまして、データはありますね、課長のほうに今答弁させていただきましても、健康寿命に関しましても、私は昨年そういう話を伺ったのですけれども、トップになりましたという話を。ちょっと私の聞き間違いだったのかなという思いもしておりますので、そちらにつきまして課長のほうに答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の再々質問についてお答えいたします。

高齢者世帯等の状況ということで申し上げます。まず、長瀨町の世帯は、これ国勢調査ベースの数でございますが、平成27年、2,648世帯ございまして、高齢者を含む世帯が1,602、含まない世帯が1,046ということで、高齢者を含む世帯は含まない世帯の1.5倍ぐらいになっているというような状況が出ております。

また、高齢者を含む世帯の中で、高齢者独居世帯、それから高齢者の夫婦のみの世帯、それと高齢者を含む世帯ということで、先ほどの1,602のうち高齢者の独居世帯は348ということで、高齢者を含む世帯の21.7%でございます。また、高齢者夫婦のみの世帯でございますが、425ということで、高齢者を含む世帯の26.5%でございます。また、これらの数字では、平成17年国勢調査の数字と比較しますと、高齢者独居世帯は6割、先ほど町長の答弁の中でもありましたけれども、6割ふえております。また、高齢者夫婦のみの世帯も26%という形で増加している状況でございます。

また、介護保険の関係でございますが、介護保険の被保険者数でございますが、これは毎年の数字がございまして、平成29年、これは毎年厚生労働省のほうに事業報告というものを行っております、9月末の時点の被保険者数は5,033、そのうち第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方でございますが、2,582人ということで、やや増加しております。

また、認定率でございますが、認定率につきましては、平成29年は16.3%ということで、前年度の17.5%から減少しております。また、認定者数の推移でございますが、認定者数も……

〔「推移はいいです」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝康雄君） いいですか、そのような状況となっております。

それから……

〔「健康寿命をお願いします」と言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝康雄君） 健康寿命ですと、ちょっと私が今持っている資料は、先ほど議員が言われた資料と同じかもしれないのですが、埼玉県が公表しています健康寿命ということで、平成26年の時点のデータはちょっと手元にありますが、長瀨町の男性が46位、女性はこの時点では17位ということで、最新のが公表されておられませんので、この辺のところはちょっと公表されているデータからはわかりかねます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次の質問なのですが、特産品開発等の農業施策について、産業観光課長にお伺いします。

当町では、特産品を創出させるという名目から、農産物特産品開発奨励金補助制度が実施されています。しかし、その成果として、多くの耕作者が生産するような特産品創出に至っていないのではないのでしょうか。町の農業施策では、雇用拡大につながるような特産品開発の実現が不可欠です。また、官民一体となった農産物直売所の開設など、流通の確保として必要と思われる。

このような農業生産者の意欲を向上させる施策についてお伺いします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員の特産品開発等の農業政策についてのご質問にお答えいたします。

農産物の特産品開発に係る補助制度につきましては、長瀬町の特産品を新たに開発、商品化して販売ルートを確認することで、町の農業を含めた地場産業の活性化と観光客の誘客を通じて、地域経済の活性化を図ることを目的として、平成25年度に長瀬町地域特産品開発事業補助金交付要綱を制定し、現在までに3件の補助金を交付しております。

この補助金制度を活用し、開発された商品につきましては、全て市販化されておりますが、まだまだ商品の認知度が低く、大量生産するまでに至っていないのが現状でございます。町としましても、販路の拡大と商品の認知度を高めるため、ふるさと納税の返礼品に活用することや、観光や農産物のPRキャンペーン時に出展していただくなど、積極的なPRに努めているところでございます。

次に、官民一体となった農産物直売所の開設についてでございますが、現在の当町における農産物の生産量から鑑みますと、新たな農産物直売所の開設は難しいと言わざるを得ません。今後につきましては、長瀬の気候や風土、地理の特性に合った農産物を関係団体と協力しながら厳選し、将来的に直売所やマルシェの設置も含めて、産地化ができるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番。それでは、特産品について。

まず、こんなことを言うのは失礼なのですが、特産品とはどういうものかということについてちょっと調べてみたら、訪れた方においしいメニューを提供できるものと、それから訪れてくれた方々が帰郷したときお土産になるようなものと、地域の住民が贈り物や手土産になるようなものと、この3点が特産品として言えることではないのかというようなことで出ていました。

ということは、地域の住民も関与しているということですね。当然つくることだし、お土産にこれをやるかとかいうことです。それでいきますと、さて平成27年から特産品開発というので3件やったと。多分ブルーベリーとか紅茶とかということだと思えるのですけれども、まずその前に1点だけ。では、既存する特産品とは何でしょうか。長瀬町の既存する特産品、それからこれからなり得る、今まで特産品補助奨励金を出して、特産品となり得るような特産品、特産品と言ったらいいかな、農産物と言ったらいいか、それはもう目安がついているのかどうかということ。

それから、もしそういう効果があらわれないのなら、やめたほうがいいのではないですか。やめないのならば、もう少し予算的にもとって仕方がないだろうと。例えば50万円で1つの申請者に出したと、それが長瀬町に特産品と広がる可能性ありますか。場合によっては、あるかもしれませんね。もう農業ばかのような人が出てきてやってみたと、自分で損してもそれでやっていくのだと、なるほどな、あれはいいというふうなことで、それができれば、余りもうからなくても私もやりますよ。やりたいと思います。これ、遊休農地が多いのだから。そのことについて。

やめないのだったら、特産品推進プロジェクトチームとか立ち上げたらどうですか。農業委員会とかあるというふうなことはわかりますけれども、知恵を出し合ってやったら、例えば徳島県の葉っぱの町なんか有名になりましたよね。ううん、なるほどなど、誰でも知っていますよね。あれは特異な例になってしまうかと思いますが、たかが葉っぱが、されど葉っぱなのですよね。そういうものになれば本当はいいのですけれども、今農業衰退していますので、そのところについて、担当課としてどういうふうに進めていくのかというふうなことについて、大変難しい答弁になろうかと思いますが、質問させていただきます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

既存のもので特産品になり得るものはあるかという、まず1点目ですが、今まで特産品ということになりますと、メインとしたら今のところはブドウですね、ヤマルビーというものを新しく出させていただきました。イチゴも2店舗、3店舗あるかと思えます。その前が柿、柿も井戸地区で依然多く、町の農業のほうで推進してやった事業もごさいます。洋梨のこともありましたが、洋梨のほうは現状ゼロという形になっております。特産品開発は大変難しいというのは、村田議員もご承知かとは思いますが、やっぱり若手でやる気のある方が出てきていただかないと、なかなか難しいのではないかというふうに思っております。

今、うちのほうの補助金ではないのですが、1点、レモンサイダーとイチゴサイダーの開発にも着手をさせていただいているところでございます。あと、認定農業者と農業委員会とで、その辺もいろいろ協議させていただきながら、うまく育ててあげられればいいかなというふうには感じております。

先ほど村田議員がプロジェクトチームというお話もございましたが、これはいい参考意見をいただきましたので、それをもとにその辺も考えながら、関係機関と協力しながら、引き続き、金額多ければいいということではなく、現状の50万円ぐらいの補助で、できればその中でうまく回して行って、なるべく特産品の開発に向けたと思います。町としまして、その辺は協力体制は惜しまないつもりでおりますので、やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君に申し上げます。一般質問の時間が経過いたしましたので、これで終了いたします。

○議長（染野光谷君） 次に、3番、野原隆男君の質問を許します。

3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 質問します。

町道矢那瀬1号線にかかわる踏切等の拡幅事業について建設課長にお聞きいたします。

町道矢那瀬1号線は、国道と矢那瀬下郷地区を結ぶ、生活に直結した重要な路線です。しかし、この路線の終点部には、波久礼ナンバー5踏切があり、この踏切の道路の幅員が狭い、国道と線路が接しているため、車などが待機するところがない、国道と踏切に高低差があり、車の底が接触するなどのほか、波久礼方面の見通しが悪いなどの障害があります。このような危険性を含んでいる踏切であることから、波久礼ナンバー5踏切近辺の改良事業に早急に取り組むべきと考えますが、今まで秩父鉄道と行った協議内容

についてお伺いいたします。

また、本路線の問題解決に向けた改良計画などについてもお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、野原議員の質問にお答えいたします。

波久礼ナンバー5踏切は、昭和53年に踏切改良工事を行い、自動遮断器、警報機が設置され、第1種踏切に格上げされております。矢那瀬1号線につきましては、平成11年度に側溝整備工事を、南商店側から梅ノ木沢まで拡幅整備を実施しております。

波久礼ナンバー5踏切付近の道路改良、踏切改良について、地元からの陳情、要望等は出されておられません。このようなことから、道路改良整備等を行う計画はありませんし、秩父鉄道と再度踏切改良について協議は行っておりません。また、波久礼ナンバー5踏切を通らず、安全に国道に出る場合には、多少遠回りになりますが、千代田館寄りの隧道を通っていただければ安全に出入りができると思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 建設課長より、町道矢那瀬1号線にかかわる踏切、波久礼ナンバー5踏切等の拡幅対策事業について、現状、対策等大切な説明がありましたが、確認の意味を含めて再度確認させていただきまします。

初めに、議会出席者で、波久礼ナンバー5踏切のイメージがわからない方もいるかもしれませんので、同じ問題を意識共有していただくために簡単にご紹介いたします。

波久礼ナンバー5踏切は、国道140号沿いで、寄居方面から向かってきて、長瀬町内の最初の踏切となります。埼玉木材チップ工場の貯木場の波久礼寄りの末端にあり、エナーゼ産業さんの入り口の看板があります。横断歩道もあります。

最初に、低車高の車の底部接触現象について確認させていただきます。当該踏切は、寄居方面から通行してきて国道140号から町道矢那瀬1号線に入るためには、斜面段差が約20センチから30センチあります。国道と踏切との高低差があり、かつ国道から踏切までの距離が約2.5メートルしかありません。踏切と距離が短いため、斜めの段差がつくことは仕方ないと思う面もありますが、住民から、低車高の車両が通過する場合に車の底が接触して困るとの相談がありました。

私なりに再度現場を検証してみました。当該踏切の国道から約180センチメートル手前に、安全対策として、アルミ製の反射安全器が片側に8個ずつ設置されています。同反射安全器の正式な名称は不明ですが、大きさは幅10センチメートル角ですが、ヘッド部は約6センチメートル角で、高さは約2.5センチメートルあります。国道側に設置されている反射安全器8個のうち1個は、車両により根元から抜かれています。中央のほかの4個はヘッド部が非常に削られています。正常なものは、左側の1個と右側の2個のみです。

私の検証では、車高が低い車両の底部が接触するのは、道路面の接触ではなく、アルミ製の反射安全器のヘッド部が接触していると推測されます。アルミ製の反射安全器の設置改修が必要と判断されますが、当案に対する行政の見解と今後の対策について、再度お伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） 野原議員の再質問にお答えいたします。

アルミ製の安全柵ということですが、それはセンターラインにあるものかと思うのですが、そちらにつ

いては、国道を管理しております県土整備事務所のほうが設置したものと思われます。

それと、段差があるということですが、国道と鉄道というのは、もう高さが決まっております。それを
変えるということは、とても考えられるものではないと思われますので、そちらについて段差をなくす
というのは難しいと思います。

また、その国道のセンターラインの反射板の関係ですが、そちらについては、もし可能でしたら、県土
のほうにちょっと相談等はしてみたいとは思っています。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいまの質問だったのですが、アルミ製の反射板は、もしかしたら鉄道のほうで
つけてあるのかもしれない、両側にありますので、鉄道の両側にありますので、それがそうかもしれない
のですが、一応それはまた見ていただきたいと思います。

今度は、町道矢那瀬1号線から踏切、波久礼ナンバー5踏切から国道への通行に関する質問です。

第1の質問で、町道矢那瀬1号線の脇には、梅ノ木沢という沢があります。梅ノ木沢は暗渠となってい
ますが、波久礼ナンバー5踏切手前約23メートルで暗渠が終了しています。また、道路幅が約5メー
トルのため、車両がすれ違えません。そのため、電車が通過する場合には、踏切手前25メートル以上で停止し
ています。ふなれな運転の場合には、踏切付近で停車して、車両は長いバック運転をしている場合もあり
ます。このような道路幅が狭いことから、車両や歩行者とも、踏切付近の通過には危険な道路環境にもあ
りますので、梅ノ木沢の暗渠延伸工事など早急に取り組む必要があると思います。

第2の質問で、踏切の手前に停止して、国道の秩父方面への安全確認、つまり通行車両の確認をする場
合には、波久礼ナンバー5踏切の電気ボックスがあるので、国道の秩父方面からの通行車両が非常に見
にくい状況にあります。そのため、踏切接近まで、近づいての安全確認が必要となります。この状態の解消
のためにも、早期に梅ノ木沢の暗渠延伸工事など必要と考えます。

以上の2点の質問について、当該の踏切安全対策と、行政の見解と今後の対策について、再度お伺い
いたします。

最後に、秩父鉄道との協議に当たっては、単独や個別な踏切対策ではなく、総合的な計画や戦略により、
鉄道交通安全が、対策が必要と思います。今後も優先順位をもとに鉄道安全対策を進めていただきたいと
思います。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、野原議員の再々質問にお答えいたします。

確かに議員が言われるとおり、梅ノ木沢の暗渠化は踏切手前でとまっております。こちらにつきましては
は、何か理由があってそこでとまっているのだと思います。

また、幅員が狭いということですが、幅員も4メートル以上ありますので、狭いとは言えないと私なり
には考えております。ここを右折して秩父方面に出られる場合、危険だということですが、先ほどもお答
えいたしましたが、多少遠回りになります、千代田館側のほうに回っていただきまして、隧道を通過
いただいて国道に出ただけならば、安全に出られると思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 国保制度の変更に伴う保険税負担の推移と各種検診について町民課長にお伺いします。なお、後半は、保健福祉課長になるかと思いますが、よろしくお伺いいたします。

この1月30日に、国保制度変更に伴う平成30年度1人当たり保険税必要額の本算定についてが明らかになりました。保険税必要額は、県が各市町村の医療費や年齢構成、所得水準などをもとに算出したものです。県平均の1人当たり保険税必要額は10万3,620円でした。長瀬町の1人当たり保険税必要額は6万4,539円で、県内で最低額でした。

そこで、（1）1人当たり保険税必要額の算出の根拠、（2）1人当たり保険税必要額が県平均と長瀬町の額にこれだけの差が生じた理由、（3）長瀬町に対する激変緩和措置額、（4）今後の保険税負担の推移についてお伺いします。

また、医療費を削減するためには、保健事業を積極的に進めることが有効と考えます。そこで、各種検診の自己負担金の減額や人間ドックの補助金の増額、また独自の保健事業の導入についてお伺いいたします。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、新井議員の国保制度の変更に伴う保険税負担の推移と各種検診についてのご質問にお答えいたします。

まず、（1）1人当たり保険税必要額の算出根拠でございますが、県が県内市町村の過去3年間の所得や医療費、被保険者数のデータを用い、納付金算定システムにより算定したものでございます。

次に、（2）の1人当たり保険税必要額が県平均と長瀬町の額で差が生じた理由でございますが、県全体の納付金額を市町村ごとの所得水準と被保険者数シェアで案分し、さらに医療費水準を反映をして、市町村ごとの算定を行っているためでございます。また、県2号繰入金と保険者努力支援金等も考慮されております。

（3）の長瀬町に対する激変緩和措置額でございますが、長瀬町の激変緩和措置額として約3,400万円が投入されております。なお、ほかの市町村の措置額につきましては、公表は控えるよう県からの指導を受けておりますので、今回は公表は控えさせていただきたいと思っております。

（4）の今後の保険税負担の推移についてでございますが、今後は毎年納付金の算定が行われます。激変緩和措置が6年後に終了することを考慮すると、保険税の負担は増加していくと思われれます。長瀬町の国民健康保険税は、平成20年度に税率を改正した後、税率を改正せずに運営してきておりますが、今後高齢化の進展や高額な新薬の保険適用などによる医療費の増加、また被保険者数、加入世帯数の減少などから、県が示す給付金や、国保事業の実施に係る経費に見合った保険税収納額を確保できなくなった場合には、税率変更等の検討が必要になってくると考えております。

次に、各種検診の自己負担金の減額や人間ドックの補助金の増額、また独自の保健事業の導入についてのご質問ですが、各種検診の自己負担金の減額や人間ドックの補助金の増額、また独自の保健事業の導入についてでございますが、特定健康診査と人間ドックについては、国保の保健事業として実施しております。特定健康診査については、自己負担金1,000円を平成27年度から無料とし、また人間ドックについても、平成27年度から補助額2万円を2万5,000円に増額して実施しておりますので、特定健康診査と人間

ドックについては現状のとおり進めていきたいと考えております。

また、国保独自の保健事業の導入でございますが、現在のところ考えておりませんが、健康づくり所管課であります健康福祉課と連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、新井議員のご質問にお答えします。

先ほど国保の保健事業ということで、特定健康診査、人間ドックということのお話がありました。こちらは、お金のほうは国保の特別会計でございますが、事業実施につきましては健康福祉課のほうで所管しておりますので、簡単にご説明申し上げます。

特定健康診査につきましては、先ほど申しましたとおり平成27年度から自己負担金を無料としております。しかしながら、受診率は平成26年度が32.6%、無料にした27年度34.5%、平成28年度36%、平成29年度は2月末までの数字でございますが、36.1%ということで、受診率が伸び悩んでおります。このため、特定健康診査診療情報提供事業というのを医師会の協力を得て行っております。また、周知の方法をさまざま検討しておりまして、節目の方、40、50、60の方には特に受診を勧奨して、受診率アップを図るといようなことをやっております。

また、この特定検診の結果をもとに、糖尿病性腎症重症化予防事業ということで、県の医師会のほう、秩父郡市医師会のほうと協力いたしまして、特定健康診査から数値の悪い方をあらかじめ受診勧奨して、重症化しないようにという形の事業も平成29年度から始めております。

また、人間ドックにつきましては、平成27年度から補助額を2万5,000円にしておりますが、2万5,000円に上げた平成27年度は、平成26年度の137人から152人と、10%ほど受診者は増加しております。その後、28年度164人、29年度は2月末で158人と、ほぼ同じような形で推移をしております。

また、国保の保健事業は、特定健康診査に合わせまして平成28年度から歯科検診というものも実施しております。平成29年は特定検診を集団を3日間に合わせまして歯科検診を無料で実施したところでございます。

それのほか、がん検診、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんとありますが、こちらは引き続き、現状と同じような形の負担金を求めて30年度はやっていく予定でございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほど町民課長にお答えいただいた中で、3,400万円投入しているということで、他市町村の額は控えるということでしたけれども、3,400万円、パーセント的に見たときに、長瀨町は多いほうですか、少ないほうですか、それとも標準的でしょうか、その辺だけお答えください。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 新井議員の再質問にお答えしたいと思います。

長瀨町だけではなく、各市町村において標準的な率で計算した額が激変緩和措置額として投入されておりますので、長瀨町が多いとかそういうことはございません。先ほども申し上げましたように、医療費水準ですとか所得水準等を勘案して、計算して出させていただいている額でございますので、標準的な額かとは思われます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 質問します。

一番最初に、農業の推進について産業観光課長にお訪ねします。

年々不耕作地というより荒れ地が多くなってきている気がします。農業に従事し、励んでいる方々も高齢になってきていることも承知しています。若い人たちが営農しやすい施策を展開しなくてはならないと考えます。そこで、現在どのように施策を進めているのか伺います。

また、町ではいろいろな助成事業が行われ、農業振興が図られていますが、特に地域特産品開発事業、新規就農者等支援事業の実施状況とその効果について伺います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、大島議員の農業の推進についてのご質問にお答えいたします。

当町に限らず、若者が農業に新規参入することは、農地の取得から設備投資に要する費用の負担を考えると、ハードルが高く、販売農家としての就農をすることはなかなか難しいと言わざるを得ません。そこで、町では、新規就農者等の支援策の一環として、平成27年度に長瀬町新規就農等支援事業補助金交付要綱を制定し、必要資材費の一部を助成しておりますが、これまでに1人の新規就農者の方に補助金を交付しております。この方につきましては、新規認定農業者として認定を行い、今後の地域の中心となる経営体として、規模拡大も図りながら、現在本格的に農業に従事していただいているところでございます。

次に、農産物の特産品開発に係る助成制度につきましては、村田議員の質問の際にも答弁したとおり、平成25年度に長瀬町地域特産品開発事業補助金交付要綱を制定し、現在までに3件の補助金を交付しております。この制度を活用し、開発された商品につきましては、全て商品化されておりますが、まだまだ商品の認知度が低く、大量生産するまでに至っていないのが現状でございます。町としましては、販路の拡大と商品の認知度を高めるため、ふるさと納税の返礼品に活用するなど、積極的なPRに努めているところでございます。

その他の施策としましては、空き家バンクに登録された物件を対象に、現在下限面積が3,000平方メートルとなっている農地の取得要件の緩和を行い、農地つき住宅として、町内外からの新規就農やUIターン者などの移住促進と遊休農地の解消に役立ててまいりたいと考えております。なお、この農地の取得要件の緩和措置につきましては、長瀬町農業委員会の議決案件となりますので、3月の農業委員会にお諮りし、4月1日から施行できるよう現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 新規就農者等支援事業の実施状況ということなのですが、この補正予算のほうを見ましたら、三角の150万円減額になっていきますよね。そうすると、借り手がいなかったと、予算は一応とってあるのだけれども、借り手がいなくてそれが減額の措置をとらざるを得ないということと、それからあとは地域特産品開発事業というのは、いろんなことを今までもずっと皆さんが見ていまして、補助金があるときには随分とどうにかあったのですが、売り出すまでにと。

それからあと、地域の土地だとか何かの、こんなこと言っでは悪いけれども、長瀬町の土地はすごくよくないですね。優良可で言えば、優なんていう土地ではなくて、良か、下手すると可というような土地になるので、なかなか農業としてはすごく難しいことなのですけども、農業以外の地域特産品開発事業のほうにはお金を出しているのでしょうか。

それから、新規就農者等支援事業の150万円は、借り手がいなかったから減額補正なのですか。それをお聞きします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

新規就農者の補正のほうで150万円減額になっている金額につきましては、その金額につきましては、国のほうの補助をいただいて150万円を新規就農者に補助する予定でしたが、要件が少し変わって、前年度の農業所得が1円でもあったら該当しませんということになりました。

〔「1円でもあったら該当しない」と言う人あり〕

○産業観光課長（南 勉君） しないということになりましたので、惜しいことにちょっと交付できない状況でございます。

ただ、町のほうでもその支援の補助金は用意しておりましたので、町のほうの補助金のほうは支給しております。

それと、特産品の関係でございますが、やっぱり特産品はどっちにしても若い世代の方、家族経営で今、2件ほど家族経営やって、若い方いらっしゃるのですけれども、その方の1件が積極的に今取り組んでもらっていますので、そちら積極的に若い方に取り組んでいただければということで考えておりますが、これからも若い方、ちょっと希望は薄いかもしれませんが、その辺は農業委員会とも協力しながら、できるものなら若い方に就農してもらおうように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 2番に行きます。除雪対策について町長に伺います。

ことしに入り、2度の降雪がありました。町では、町道等の除雪作業対策として町内の土木業者に除雪の業務を委託していますが、町道以外は除雪しないのでしょうか。そこで、町道の除雪対策路線の選定基準について伺います。

また、今年度の事業として、コミュニティ協議会を通じて除雪機が各行政区に配置されました。除雪機の利用状況や各行政区長からの意見などについて伺います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の質問にお答えいたします。

除雪路線につきましては、平成26年2月の大雪以前は主要な幹線道路、通学路を中心に実施しておりました。大雪の後、区長会に除雪希望路線の調査・要望の取りまとめをお願いし、これらをもとに検討し、見直しを行いました。行政区からの要望路線全てを除雪路線に加えることはできませんでした。

主な理由といたしまして、幅員が狭く通り抜けができないこと、通学路でないこと、舗装されていないことで、重機による除雪作業ができないこと、かわりとなる除雪路線が近くにあることなどです。

除雪路線以外につきましては、今までどおり自助、共助により行政区、または住民の皆様の協力で除雪していただきますよう区長会でお願いをしております。

また、コミュニティ協議会で配置いたしました除雪機につきましては、まだ前区長からの聞き取りを済ませておりませんが、聞き取りを終えた行政区からは、作業が非常に楽になったとおおむね好評をいただいております。

ただし、雪質や踏み固めた後では雪が詰まったり、舗装していない砂利道では石が飛ぶなど、注意しなければならない点もあるようですが、「除雪機を配置してもらってよかった」、「作業が楽しくできる」、「もう一機配置してほしい」などの意見をいただいております、配置に対して否定的な意見は今のところございません。

修理や保険についての問い合わせ先など幾つかの質問がありましたので、配置した行政区の区長にはお答える文書を送付いたしました。さらに、行政区での運用管理についての相談支援を引き続き行ってまいります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ちょこっと聞いたので町長に伺いますけれども、この除雪のところは国道はしてもらえないですね、だから当然です。だから、町道についてですけれども、そうすると、県道というのはしてもらえないということになるわけですね。

短く言えば、すごく自分勝手なことなのですけれども、野上駅前から停車場線ずっとこちらの眼医者の方、通りありますよね。あそこは、来るかなと思って、来ないでというので、でも皆さんがもうすごく仲がいいというのではないのですけれども、そこそこでガサガサ音がしていると、まだお風呂から出てまず服着ないと飛び出していったというようなこともよくあって、でもどうにか野上駅前の辺からそのずっと根岸のほうまではちゃんとしてあるのですけれども。

それと、善意で梶野建材さんあたりが来てくださるときもあるのですけれども、今回は二度とも来てもらえませんでしたので。ですから、違うところのということになってきますと長瀬の駅、駅前通りから銀座通り、あそこら辺あたりは除雪機をもらわなかったのでしょうか、あそこは。そんなようなこともあるので、どうにしているのかなということ。それで、もしそのところをしなければ、町のほうでやってくださっているのかどうか。そうすると、しないほうがいいのではないかということ。

それから、この除雪機を渡しても、区長さんがすごく優秀ならどんどんやったださるのであるけれども、大変なところで除雪機を使う人の協力募集なんていうのも回覧板が回ったりも来たのですけれども、それはそれで、私が悪いけれども、かっとして、もしも機械に巻き込まれてけがでもすると、いい年してあのかよと言われてしまうからしなかったわけなのですから、そういうことがありますので、今ここにお聞きしたのは、区長からの意見などについて、少しぐらいどうかしたりとか。

あとそれから、ことは今回はすごくいいのですけれども、置いておきますと除雪機というのは、半年、1年に二、三回しか使わないので、置く場所が悪いと、さびついたり何かというときの、その補修だとか、それから管理だとかがうまくないからといって、役場が突っぱねればそれはそれで税金を使わないからいいことなのですから、そここのところについて、アフターケアではないのですけれども、口で言うだけでもいいので、そここのところはよく、せつかくお金を配ってやったものなので、二、三年でもう使えなくなってということではもったいないので、そここのところのほうは区長会なりなんなりに、こちらからしようがないと下手に出てお願いしますと言うのでということで、そここのところは考えているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

野上の駅前から眼医者さんに通じる道ですね、あれ県道でございますので業者さんが決まっていると思います。県のほうでお願いしてある多分業者がいらっしゃると思いますので。

それと、大島議員さんの区はおっしゃるとおり区のほうから除雪機の要請はなかったと思いますね。でするので、行っていないのではないかと思います。

それから、また除雪機に関しましては、各区のほうにもう贈与いたしましたので、そちらでメンテナンス等も全てお願いということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） よくわかりました。

3に、町の育英奨学資金貸与事業について教育次長に質問します。

2月12日月曜日の朝日新聞に……いい、いいのね。国の奨学資金を返済せず自己破産するケースが過去5年間で延べ1万5,000人との記事が掲載されていまして。そこで、町で実施している育英奨学資金貸与事業の返済状況について伺います。

また、町の育英奨学資金貸与事業の申請時の条件として、ここが聞きたいです。成績基準が盛り込まれているのでしょうか。ここをよく聞きます。あわせて、平成29年度の申請状況と平成30年度の申請希望者数や問い合わせ状況について伺います。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

育英奨学資金の返済状況でございますが、奨学資金の返済は、貸与の事実が終わりました年度の翌々年度から5年以内の期間であれば、年払い、または月払い、あるいは一括で全額を返還できることになっております。返済状況につきましては、現在のところ5年以内には全て返還されております。

また、申請時の条件につきまして、成績基準は盛り込まれておりませんが、資格として2点ありまして、1点目が心身健康で学業成績が優秀な者、2点目が在学している学校長の推薦を受けた者となっております。

申請件数ですが、平成29年度はゼロ件です。平成30年度につきましては、現在受付を行っていますが、きのう現在でゼロ件ですが、申請用紙を2件配布している状況となっております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、別にこの滞納とか、そういうことはなくてということなのですけども、予算書見ますと、育英費貸付金が348万円ありましたけれども、減額で108万円というの、それもなかったということですね。

ですけども、このこのところ、ここ一番聞きたいのは、成績基準は盛り込まれておりませんと言いましたけれども、健康にして学業優秀というのはどこまで言うのですか。3倍だとか2倍だとかと。普通大体、日本育英会なんかは3.8以上なくてはだめとかなんかというのと、そちら側の貸付金で無料だから借りたいけれども、長瀬町なんかは案外と貸してくれないのではないのというのはあるのということもあるのですよね。

そうなので、この健康で学業成績というのはどこいら辺まで許してもらえるのか、そのこのところをよく

聞けば、私もおしゃべりですので、「そうではない、大丈夫だよ、大丈夫」と言いたいので、そのところをお聞きしたいなと思っていますので、もう一度お願いします。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） こちらにつきましては、心身健康でということですので、あと学業成績優秀、こちらは出席状況とかを確認しまして、やっぱり一番は学校長の推薦を受けた者ということで基準にさせてもらっております。

以上です。

○8番（大島瑠美子君） ちょっと学校長推薦は高校ですか、その出身校の、どっちなのですか。

○教育次長（福島賢一君） 在学しているところです。

○8番（大島瑠美子君） では、入学したところの。

○教育次長（福島賢一君） 今町では、在学しても、済みません、高校ですと前の中学校の状況がすぐわかりませんので、長瀬町では中学校の、高校生ですと中学、大学ですと高校の校長先生の推薦を受けたものを出してもらっております。

以上です。

○8番（大島瑠美子君） はい、わかりました。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次に、4番に行きます。インフルエンザの予防接種について健康福祉課長にお伺いします。

この12月から2月にかけてインフルエンザが猛威を振るい、インフルエンザによる子供の身体的負担、看護や仕事に行けなかったという保護者の話を聞きました。町の児童生徒に対するインフルエンザの予防接種について調べたところ、インフルエンザ予防接種実施要綱では、接種対象者が中学校3学年に在籍する者で、個人負担が1,200円で予防接種を受けることができるようです。

インフルエンザの流行や重篤化を防ぐ方策の一つとして、予防接種の履行が有用であることから、予防接種の接種率を向上させるために実施要項を見直し、接種対象者の拡大や個人負担の軽減を図る考えがあるのか伺います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

インフルエンザ予防接種について、接種対象者の拡大や個人負担の軽減を図る考えがあるかについてでございますが、現在町では接種料金の一部を町が負担することにより予防接種の奨励を図り、個人の発病及び重症化を防止し、あわせて蔓延の予防を推進することを目的に予防接種実施要項を定め、高齢者と中学3年生を対象に実施しているところでございます。

実施方法につきましては、医師会のご協力をいただき、指定医療機関において個別接種という方式で実施しております。接種者は医療機関に負担金として1,200円を支払い、町は接種料金、接種費用から本負担金1,200円を控除した額を医療機関に支払っているところでございます。

高齢者は、この予防接種は予防接種法による定期接種、中学3年生は予防接種法に基づかない任意の接種として実施しております。このため、中学3年生につきましては、予防接種による効果を十分にご理解いただいた上で接種の判断をお願いしているところでございます。

ご質問の接種対象者の拡大や個人負担の軽減につきましては、現在のところ検討はしておりません。

なお、1月31日で接種の期間が終わったのですが、本年度の実績につきましては、高齢者は対象者の46%、中学3年生は対象者の65%が接種しております。秩父都市医師会管内の秩父市ほかも同じような状況となっております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今の答弁を聞きますと、えっ、希望が持てるかなと思ったら、健康福祉課長にできません、ありませんというような言葉を言われたので、ちょっとややがっかりしているのですが、予防接種ですのにつきまして、私が考えているのについては、予防接種して副作用があったら困るということもあるので、体力がついてある中学の3年生、受験を控えている中学3年生。あと高齢者も医者にすぐかかっていたら、行くのに先生1回やってくれと言え、すぐ打ってもらえるからということもあるかと思うのですが、その中で6年生、中学校の3学年にというだけではなくて、せめてどこでもいいから1学年を対象にと、だから中学で小学校の6年生を対象にというので、少しずつ、少しずつこういうふうに、ハードばかりの公園つくったりとか施設をつくったりではなくて、ソフト面で少しぐらいそういうふうなものがあるとすごくいいと思うのですが、町長に聞かぬ、町長、済みません、お願いします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員のほうから町長にというお話でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

ただいま大島議員のお話を伺っている中で、おっしゃるとおりだなという部分もございました。今現在ハード面が非常に事業が多ございます。しかしながら、今年度で大体そのハードも終了する予定となっております。近いうちにそうしたものが全て完了いたしますと、今度ソフト面のほうにも手をつけられるかなと思っているところでございますので、なるだけ大島議員のご期待に沿えるようにこれから進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（大島瑠美子君） はい、以上で終わります。

○議長（染野光谷君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時10分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（染野光谷君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第26号までの26件でございます。

議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。各議案に対する提出理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求められることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第6、議案第1号 長瀬町国民健康保険財政調整基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第1号 長瀬町国民健康保険財政調整基金条例の提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険財政の健全な運営を図るため、新たに基金を設置する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） 議案第1号 長瀬町国民健康保険財政調整基金条例についてご説明いたします。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおりでございます。

概要でございますが、現在の長瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金条例では、保険給付費の不足が生じる場合以外には基金を使用できませんが、平成30年度より実施される国保の制度改革に伴う予期せぬ支出増や収入減による財源不足等に対応するため、長瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金条例を廃止し、新たに長瀬町国民健康保険財政調整基金条例を制定するものでございます。

次に、制定条例の内容につきましてご説明いたします。

まず、第1条の設置でございますが、この基金の設置を定めるものでございます。

第2条、積み立てでございますが、国民健康保険特別会計の予算で定めた額とするものでございます。

第3条、管理でございますが、預金、その他有利な方法で管理することを定めたものでございます。

第4条、運用益金の処理でございますが、前条の管理で生じた収益につきましては、基金に繰り入れるものでございます。

第5条、繰りかえ運用でございますが、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰りかえて運用することができる条項でございます。

第6条、処分でございますが、国民健康保険財政の運営資金に充てる場合は、処分をすることができるものでございます。

第7条、委任でございますが、基金の管理に必要な事項は、町長が別に定めることとなっております。

次に、附則でございますが、第1項施行期日は、平成30年4月1日の施行とするものでございます。

次に、裏面の第2項でございますが、長瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金条例につきましては、

廃止するものでございます。

第3項の経過措置でございますが、長瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金条例を廃止することによりまして、長瀬町国民健康保険の保険給付費支払基金の現金につきましては、長瀬町国民健康保険財政調整基金に属する現金とするものでございます。

以上で、議案第1号のご説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、これ確認の意味でお聞きをします。

管理の第3条、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないというのは、これは何かに投資するとか、そういう文言ではないのでしょうか。ここを確認しておきます。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

第3条の管理の中で、最も確実かつ有利な方法ということでございますが、リスクの余り多くない定期預金でございます。当町では、株式などの運用は行っておりません。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 長瀬町国民健康保険財政調整基金条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、議案第2号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例の提案理由を申し上げます。

次世代を担う子供たちを育み、生涯にわたり町民が元気に活躍するための施設の設置をするため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等については、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第2号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例についてご説明いたします。

この施設は、国の地方創生拠点整備交付金を活用して建設しております施設で、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置に関し必要な事項を定めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1条でございますが、設置の趣旨を規定するものでございます。

次に、第2条でございますが、設置目的を規定するものでございます。

次に、第3条でございますが、施設の位置を規定するものでございます。

次に、第4条でございますが、本施設を行う事業について規定するものでございます。

次に、第5条でございますが、職員を置くことの規定でございます。

次に、第6条でございますが、開所時間を規定するものでございます。

次に、第7条でございますが、この施設の休所日を規定するものでございます。毎週水曜日と月末、それと年末年始です。

次に、第8条でございますが、目的外使用の場合の許可を規定するものでございます。

次に、第9条でございますが、第8条の許可を受けました使用权の譲渡等の禁止を規定するものでございます。

次に、第10条でございますが、使用許可の取り消し等について規定するものでございます。

次に、第11条でございますが、本施設の使用料について規定するもので、無料とするものでございます。ただし、設置目的以外の使用については使用料を別表のとおり規定するものでございます。

次に、第12条でございますが、使用料不還付を規定するものでございます。

次に、第13条でございますが、利用者の責務を規定するものでございます。

次に、第14条でございますが、利用の制限を規定するものでございます。

次に、第15条でございますが、原状回復の義務を規定するものでございます。

第16条でございますが、故意または過失により施設設備を損傷した場合の損害賠償の義務を規定するものでございます。

次に、第17条でございますが、その他については規則で定めることを規定するものでございます。

附則でございますが、この条例については平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、2点ばかりお聞きをいたします。

この事業に関して、以前いきいき館でもあったのですけれども、事業を行うに当たり、送迎をするのかしないのか、またこの送迎をする事業はどうやって町民の皆さんに周知というか、宣伝をするのか、1点。

もう一点は、この施設をつくるときに、子供たちが雨の日に遊ぶ場がないという話を、説明を聞き、こういう建物をつくるのだというのが一番最初に、我々に全員協議会で説明されました。

そこで、土曜日、日曜日もこの施設をあけるのであれば、子供たちが集まってにぎやかにこのふれ愛ベースを利用できるように、例えばですけれども、露天商に駄菓子屋さんの出店でも出してもらい、そういうのがいかがかどうか、考えるか考えないかを2点ばかりお聞きをいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 関口議員のご質問にお答えします。

まず、送迎するかしないかのご質問でございますが、先ほど、済みません、事業ごとにそれぞれ送迎しております。例えば脳トレ教室、元気モリモリ体操、それぞれの事業ごとに、申し込みをとる段階で送迎が必要かどうかの確認をとって、送迎が必要な方については時間を調整して送り迎えをしているところでございます。

周知方法については、その募集のときと、それから確認を、高齢者が対象の事業がほとんどでございますので、確認をとって送迎をしているというところでございます。

それから、子供の雨の日遊ぶ場所がないということで、土曜日、日曜日の事業につきまして関口議員からご提案がございましたが、現在のところ、土曜日、日曜日につきましては、特に土曜日は、今ひのくち館でやっておりますような事業を引き続き継続して、土曜日集まれということで、ご家族の方、おじいちゃん、おばあちゃん含めた形で触れ合う機会を現在設けておりますので、それを引き続きやってまいります。

それから、先ほどご提案のありました事業につきましては、まだ事業が実際始まっておりませんので、今後いろいろやる中で検討をしてみたいと存じます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） この広報、この事業の広報に関することなのですが、どうやって対象者に、これをやったほうがいいという対象者のみこの事業をやりますよという広報を行うのですか。あるいは、私ずっとここに広報の予定欄を見ているのだけれども、広報の予定欄にはひのくち館の事業は載っていると、そのほかにいきいきセンターという事業の予定が載っているのは見ていないと。漏らしているのかもしれないけれども、先月の広報の予定欄には一つも載っていない。このふれ愛ベースをこれから立ち上げて、これだけのいろんな事業をやるのに、広報活動はある決まった人だけに募集をかけて集合してもらっているのでいいわけですね。

それと、もう一点、2点目の露天商の話は、子供たちがこのふれ愛ベースに来て、楽しく遊ぶ場所にしたほうがいいと、せっかくあれだけの施設をつくったのであれば。それで、施設の使用料は基本的に無料だというのであれば、たとえ露天商から1,000円でも2,000円でもそういう出店を出してもらって収入源をつくるという必要があるのではないかと私は思って提案をしましたが、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えします。

対象者への周知方法ということでございますが、事業の対象となるものにはいろんな、元気モリモリ体操につきましてはクラブ化されております。また、いきいき館の事業についてもクラブ化されております。そういうところに直接チラシ等を持って行って集めると、そういうふうな方法で、実際こういう方に来てもらいたいなという方に対してピンポイントでやっているものもございます。

また、子育て支援事業につきましては、お誕生会とかというのもやっております。そういう方については、直接訪問して呼びかけたりとかいう形でやっておる事業もございます。

また、最後の駄菓子屋の件につきましては、ちょっと今の段階では検討するとはしか答えようがないと思います。

以上です。

○7番（関口雅敬君） はい、結構です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、5番です。

まず、4条の次に掲げる事業というふうなことで、多世代交流事業と。今政府のほうで多世代交流、多世代交流というので、非常に全国各地でこんなふうな事業をやっていますよね。ということで、この多世代交流事業というのは、ふれ愛ベース長瀬に多くの世代の人たちが来て、異世代間で交流というのも含めると、同世代交流をも含めると、そういう意味での多世代交流事業ということではよろしいわけでしょうか。

それで、例えばいきいき館設置条例のときに、障害者と高齢者の触れ合いをというふうなことであその設置条例があるのですよ。よくもう2年ですか、経過したのですけれども、どうも障害者と高齢者との交流というのは、余りなされていないというようなことを聞いております。もうまるっきり別個のような感じになってしまっているというふうなことがあるわけなのですが、このせつかくの施設ですので、この多世代交流事業と、これから始めるとは思いますけれども、その内容の精査といいますか、十分この建物を有効活用できるような行事を組んでいただくのかどうかということが1点。

それから、5条の職員に関しては、どのような職員さんを常駐させるのか、または時間的なパートといえますか、そういうので置くのかということ。

それから、3点目、14条の（2）ですか、その利用が公の秩序、または善良な風俗を乱すおそれがあるときというのが出ているのです。これは、文言から言いますと、例えばこれは明治26年に法令第89号でつくられた民法に、そこに善良の風俗というのが出ているのです。多分この善良の風俗という言葉ここに入れたのかなと思いますけれども、この民法の中での解説を見ていくと、例えば善良の風俗を乱すことはこういうことだというふうなのが出ているのですよ。だから、「愛人契約をした」とか、「両性の合意のない結婚をしたとき」だとか云々と書いて、あとは異彩行為であるとか、そんなふうなことが書かれています。この施設に関して、この善良な風俗という文言が、あれ明治26年だったかな、に出された民法のこの言葉、善良の風俗というのはここにそぐわないような気がするのです。ここは、その利用が公の秩序を乱すおそれがあるときというところで私は構わないのではないかなと。善良な風俗、善良という言葉も、風俗も調べてみました。ここで言いませんけれども、どうもこのところでなくてもいい文言ではないのかなというふうな気がしますので、これ削除してもいいのかなというところ。

それから、もう一点、この使用料なのですけれども、使用料規定という場合600円かかると、これは特別な場合ですよね。17条について。これは決めておかなければいけないのだろうけれども、いきいき館等でもなかなかこれが活用されていないところで、お金を取るためにというわけではなくて、一応このところに挙げておいたのかどうか。

以上の点について質問をしたいと思います。よろしく。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問についてお答えします。

第4条、多世代交流事業でございますが、村田議員ご指摘のとおりと考えております。また、そのため有効活用していきたいと。

現在では、社会福祉協議会などで、高齢者との昔の遊びですとか、いろいろ事業をやっております。そういうところの会場として利用していただくとか、また、自主事業もいろいろ考えてまいりたいと思っております。

それから、第5条、職員についてでございますが、現在のところそこに常勤の職員を置きたいと考えております。保健師1名と臨時職員2名、常時3名の職員を配置する予定でございます。

事業のない土日祝日につきましては、シルバー人材センターへの委託を考えております。

次に、第14条、公の秩序、善良な風俗でございますが、村田議員ご指摘のとおり民法90条に規定されています表現でございます。国家や社会などの一般的な秩序、社会の一般的な道徳観念や社会通念に反するような効力を否定するということで、一般的には公序良俗と訳されているものでございまして、長瀬町の他の例えば蓬莱島公園設置及び管理条例ですとか総合グラウンド条例などにも同様に規定されていますので、この条例でも同じように規定をいたしました。

また、使用料、11条ですが、原則無料ということになります。目的外使用の場合は、無料としますと負担公平の観点からそぐわないということで、その場合は使用料を徴収するというので、この金額を設定しているものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この条例に反対とかいうことではないのですけれども、例えばこれから条例を設置して、ひのくち館、保健センター事業との兼ね合いということがかなり問題になるのではないかなと。ここで、この条例について、そこを質問していいのかどうかというところはわかりませんが、ひのくち館、保健センターでの事業をこちらに移管すると、または先ほど課長がいきいき館で元気モリモリ体操をしていると、そういうところに広報を持っていくというふうなことは、あそこで今度はまた元気モリモリ体操なんかをやるのだよというふうなことだと思っておりますよ。でも、ではひのくち館は世代間交流施設としてつくったと。そうですよね。そのひのくち館の結構あいてしまったよ、では放課後こども児童クラブになってしまって、ほとんど利用価値がなくなる形で、あそこでも近くの人が何とか体操とか、そんなのをやる程度の形になって、ほとんどこっちへ集約されるというような感じかなと思うのですが、そうすると保健センター、ひのくち館での事業がどうなる。ただ、それを持ってきただけで使用人数がこのくらいですよというのでは、ちょっと心配だなと。

特にこの、ごめんなさいね、4条の（3）にも健康づくり及び介護予防事業とあるのですよ。そうすると、今職員が常時3名というふうなことだったのですが、多分保健師さんと、それからひのくち館の方をこちらへというふうなことになるような気がするのですよ。そうしたら、では例えば健康づくりに対して専門的な人がでは配置されるのかどうかと。例えば健康づくりに対しては、これを長瀬町でやれというのではないのですが、パワーアップトレーニング、疲労回復トレーニング、けんぼ体操、シナプソロジー、コグニサイズ、ロコモトレニングとか、そういう資格とか持っている人がここへ常駐するのであれば、高齢者の人が来て、健康寿命を延ばすような体操とかそれができると思うのですが、現状の今の職員配置

ということであれば、それかなり研修を積んでもらってここでそういう事業をやるわけですね。ただ、今までの保健師さんと、向こうにいた人をこっちへ持ってきてやりましょうよというのではなく、せっかくのお金をかけたのだから、長瀬町中の人を対象ですから、そういうことをしないと、これ1億3,000万円、そのほかにも前の地べたとかいろいろかかっていますから、ぜひそういう形で進めてもらえるかどうかについて回答をお願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問についてお答えいたします。

保健センター、それからひのくち館との事業の兼ね合いということでございますが、それぞれ施設の持っているのが違いますので、例えば子育て支援事業の中でも、お菓子をつくっているもぐもぐタイムとかというものなんかは、今回のふれ愛ベースではちょっとやれるスペースがないということで、今までどおりひのくち館で行いますし、保健センターで調理の実習なんかをやる場合は、人数が少ない場合は保健センターの調理室、それから人数が多い食改さんなんかの事業については公民館の給食室ということで、今までもそれぞれの事業に応じた形で場所を変えさせていただいております。

今回ふれ愛ベースのほうに、子育て支援事業の多くは、ほとんどなのですが、ひのくち館からふれ愛ベースのほうに移す予定です。それはなぜかといいますと、かなり現在参加者も多くて、先日の事業では親子で12組という参加がありまして、とても部屋では手狭になってしまったということもありますので、その狭いということの解消を行えるということ。

それから、8月、12月、3月の学校休業日につきましては、あそこの施設が学童になってしまうということで利用できませんので、そういう月にも利用していただくということで利用機会の増ということもありますので、その辺の事業につきましてはひのくち館から移したいということでやりたいと思います。

それから、いろんな事業ごとに、常時あそこで何かものができて、そこに担当の資格を持った人がいるというような形の事業は今のところ考えておりませんが、いろいろな健康、今回はフラダンスをやったり、それから脳トレですとか歌の教室ということで、それぞれその事業ごとに講師をお願いして事業を実施していますので、それは今後あそこが会場になるという形になっても変わることは今のところは考えて、30年度事業ではそういうことは考えておりません。

それから、モリモリ体操につきましては各地区でクラブ化されていますので、あそこでモリモリクラブがやるかどうかというのは、現在のところはまだわかりません。近所のお年寄りたちがクラブをつくってあそこでやりたいということであれば、あそこを利用していただければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今までそういうものに参加しなかったという人たち、特に男性をあそこに集めて、新規事業としてといいますか、長瀬町の町民の高齢者の健康寿命を延ばすような取り組みの事業は今のところ行わないということですか。そうではなくて、そんなふうなことも考えて、または講座をあそこで開いてやっていくと。確かに公民館でそれをやればできるだろうとかいろいろあると思いますけれども、健康福祉課としてそういうことは今後考えていく予定があるのかどうか。ただ、今聞いているだけだと、既存の事業をあそこへ持ってきてやるぐらいにしか聞こえないわけです。では、あそこなくてもいいのではないかと。もうそれだけで健康づくりということで考えると。そこのところを最後、お願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

参加しなかった男性、今まで参加が少ない男性、こちらにつきましては、我々のほうでもなかなか男性の方がいろんな事業に参加してくれないということは課題でございます。この辺のところ、今後またその辺のことも含めまして、どうしたら男性の方に参加していただけるのかというようなことも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

特に趣味ですとか、そういうものなんかですと出やすいということなんかも統計としてあるようでございますので、そういうところを公民館なんかの講座等も含めましていろいろ総合的に考えて進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） ちょっとお伺いしますが、4条、次の事業を行うと。今まで議論してきて、やっぱり健康づくりの側面が多かったと思うのですが、2番の触れ合い及び生きがいくりの事業という生きがいくりということになると、単に健康を促進するというふうなことだけではなくて、文化活動だとか趣味だとか、そういうものもやっぱり生きがいの中に入ってくると思うのです。その生きがいというのは、個人的な趣味で集まって、例えば釣りの会とか、俳句の会とか、いろんなができると思うのですが、そういうのもこの生きがいくりの事業の中には、いわゆるプライベートな団体ですよね、そういうのがもうこういうところに入るかどうか、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

生きがいくりでですとか、プライベートの趣味、そういうものにつきましても、こちらの施設、無料で目的の中に含まれていると考えております。無料で利用できる施設が、いろんな事業もございまして、施設があていければ利用可能だということで考えております。

以上です。

○2番（田村 勉君） わかりました。

○議長（染野光谷君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 済みません、ではこちらの条例の第7条のところについて、少し細かいですが、伺いたいと思います。

こちら毎週水曜日と毎月末日を休みにするという、こちらについての理由は何かあったのかなというのがお聞きしたいことです。

というのが、例えば今月ですと水曜は4日間で、末日が土曜日が31日になるのかなと思いますけれども、もしも水曜日が末日に重なったときに、例えばその前日も休みにするとか、あとは土曜日だと利用者もいるから金曜日にするとか、そういった部分は考えなかったのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、岩田議員のご質問ですが、第7条の休所日でございますが、現在多くのところでは土曜日、日曜日、それから祝日が休みという施設が多い中で、今回は土曜日でも日曜日でも、本来平日に来られないような方にも利用していただきたいということから、土曜日でも日曜日でも祝

日もあけるといふ形にしました。ただし、休所日を設けませんと、いわゆるメンテナンスですとか、利用者には不便をかけるということもございませぬので、週1度水曜日と、それから毎月の月末はお休みさせていだだくといふような形で作らせていただいております。

なお、水曜日につきましては、その日は子育て支援員をひのくち館のほうに配置しまして、水曜日はひのくち館のほうで利用できる、それからまたさっきのもぐもぐタイムですとかそういう事業は、ふれ愛ベースの休みの水曜日にひのくち館でやるといふようなことを工夫してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませぬか。

〔「なし」といふ人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」といふ人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めませぬ。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号 長瀬町多世代ふれ愛ベース長瀬設置条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにございませぬか。

〔「異議なし」といふ人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めませぬ。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、議案第3号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めませぬ。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第3号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業の基準等について条例で定める必要が生じたので、この案を提出するものでございませぬ。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めませぬ。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第3号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正のうち、平成30年4月1日施行分により、指定居宅介護支援事業者の指定等の

事務は同日以降町が実施することとされており、指定居宅介護支援事業の基準等、町の条例で定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。

制定に当たりましては、国の基準である省令、埼玉県条例との整合性を図るため、国の基準に基づいた条例を制定しております。

なお、指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員、ケアマネジャーですが、がケアプランの作成やサービス事業所との連絡調整などを行っており、平成30年度から県より権限が移譲されるもので、県指定から町指定となるものでございます。町内では、ながとろ苑、みんなのあおぞらなど5事業所が指定を受けているものでございます。

それでは、内容につきまして、1ページの目次にあります章により説明をさせていただきたいと存じます。

まず、第1章、第1条のみでございますが、総則として定めるもので、この条例の趣旨をその根拠法令とともに規定したものでございます。

次に、第2章、これも第2条のみでございますが、指定居宅介護支援の事業の基本方針を規定したものでございます。

次のページをごらんください。

第3章、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準、これが第3条と第4条から成るものでございますが、指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準を定めるもので、従業者の員数、管理者について規定したものでございます。

次のページをごらんください。次に、第4章指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準、こちらが第5条から第30条までとなっているものでございます。中身につきましては、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を定めるもので、内容及び手続の説明や同意、具体的な取り扱い方針など、運営に関し規定したものでございます。

ページが飛びまして、15ページ、下ほどになります。第5章でございます。基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を定めるもので、前の第3章を準用するよう規定したものでございます。

次のページでございますが、附則でございます。

附則1、施行期日は平成30年4月1日とするものでございます。ただし、14条の規定は、国の省令に準じて平成30年10月1日施行となります。

次に、附則の2になりますが、経過措置は管理者についての経過措置を規定したものでございます。

次に、附則の3と4は、本条例の制定に伴いまして既存の他の条例を改正する必要性が生じたものでございます。

以上で、議案第3号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号 長瀬町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第9、議案第4号 長瀬町企業誘致条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第4号 長瀬町企業誘致条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町における適正な企業立地を推進するために必要な優遇措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び町民福祉の増進に寄与するため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、議案第4号 長瀬町企業誘致条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、長瀬町における適正な企業立地を推進するために必要な優遇措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び町民福祉の増進に寄与するため、この案を提出するものでございます。

お手元の条例案をごらんいただきたいと存じます。

まず、第1条でございますが、この条例の目的について定めたものでございます。

次の第2条は、この条例における用語の意義について、第1号から第4号まで、それぞれ該当各号に定めたものでございます。

次の第3条でございますが、優遇措置について定めたもので、町長は優遇措置の指定を受けた企業に対し奨励金の交付措置を講ずると規定するものでございます。

また、第2項では、奨励金の内容について必要な事項は規則で別に定めるものとするものでございます。

次の第4条は、指定要件について定めたもので、これも優遇措置を受ける要件は規定で別に定めるものでございます。

次に、第5条の指定申請等でございますが、優遇措置の指定を受けようとする企業は、事業開始の日の1カ月前までに町長に申請しなければならないと規定するものでございます。

また、第2項は、町長が申請があったときは遅滞なく審査を行い、適当と認めた企業に対して優遇措置

の指定を行うものとするもので、次の第3項では、指定企業が事業を開始したときはその旨を町長に提出しなければならないと規定するものでございます。

次の第6条は、奨励金の申請について定めたもので、指定企業は奨励金の交付を受けようとするときは町長に申請しなければならないと規定するものでございます。

また、第2項では、町長は申請があったときは遅滞なく調査及び審査を行い、適当と認めた指定企業に対して奨励金を交付するものでございます。

次に、第7条の事業の休止等の届けでございますが、指定企業は次の第1号または第2号のいずれかに該当したときは町長に届け出なければならないと規定するものでございます。

次に、第8条の地位の継承でございますが、事業を継承した企業は事業所の事業を継続する場合に限り、町長の承認を受けて地位を継承することができるかと規定するものでございます。

次の第9条は、指定の取り消しについて定めたもので、町長は指定企業が次の第1号から第6号のいずれかに該当するときは指定を取り消すことができると規定するものでございます。

次の第10条は、奨励金の返還について定めたもので、町長は指定を取り消した企業に対し、交付の決定を取り消し、既に交付した奨励金に相当する金額の全部または一部を返還させることができるとするものでございます。

次に、第11条の委任でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとするものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第4号の長瀬町企業誘致条例の説明を終わります。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 奨励金の内容について必要な事項を規則で定める、それからこちらのほうもこの条例の施行に関し必要な事項を規則で定める、奨励金を交付するものであるというのがあるのですけれども、これ規則で定められる、幾らだから幾らで、何をどうすれば幾らもらえる、何をどうすれば幾らもらえる、何平方メートル以上だったら幾らもらえるとかというのがちょっと詳しく知りたいので、それを教えてほしいなと思います。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 大島議員のご質問にお答えします。

規則で定める、まず奨励金の内容。

○8番（大島瑠美子君） そうそう。

○産業観光課長（南 勉君） でございますが、奨励金の1つ目が、施設の奨励金でございます。

この奨励金は、投下固定資産税に対して課税された固定資産税に相当する額を、事業開始後、最初に課税する年度から起算して3年間交付するものとしております。

2つ目が、雇用促進奨励金でございますが、この奨励金は指定企業が事業所において新規雇用した者のうち要件に該当する者の数に10万円を乗じて得た額とし、300万円を限度とし1回限り交付するものでございます。

○8番（大島瑠美子君） 10万円以上300万円。

○産業観光課長（南 勉君） 1人に対して10万円。

○8番（大島瑠美子君） 1人に対して。

○産業観光課長（南 勉君） はい、それで上限を300万円までです。

3つ目に、法人町民税奨励金でございますが、この奨励金は指定企業が事業開始の日の属する年度の翌年度に係る本町が課税する法人町民税に相当する額とし、100万円を限度に1回限り交付するものです。

4つ目が、水道加入金相当額の奨励金でございますが、この奨励金は指定企業が事業に要するために設置し、納付を行った水道加入金に相当する額とし、300万円を限度に交付するものでございます。

5つ目が、埋蔵文化財調査奨励金でございます。この奨励金は、指定企業が事業所に用いるために取得した土地において、埋蔵文化財調査に要した費用の2分の1相当とする額とし、500万円を限度に1回限り交付するものでございます。

指定要件ですが、指定要件につきましては3つありまして、1つ目の要件が、新設または移設にあっては、事業所の敷地面積1,000平方メートル以上で、かつ事業所の延べ床面積が500平方メートル以上であること、また増設にあっては増設した事業所の床面積が250平方メートル以上であること、2つ目の要件が、新設、移設または増設した事業所の投下固定資産の取得費の合計が5,000万円以上であること、3つ目の要件が、事業所の事業開始に伴い、常時雇用する従業員に町内に居住する者の1人以上の新規雇用があることというふうに定めております。

この要件を、指定要件はこれ3つを全部満たさないと指定要件というふうにはなっておりません。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） ありがとう。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、条例の第2条の（4）と、ここに公害という言葉が出ているのですけれども、条文の中には公害という言葉はないので、多分規則の中で公害を起こすような場合にはとか、そういうような規則で公害という言葉を使うので、公害という言葉がここに入っているのかどうかという点。

あと、これ30年の4月1日から施行というふうなことでするので、例えば例として酒蔵といいますか、藤崎さんがそこに来るといふふうなことで、まだ営業を始めないわけですが、例えばああいう状況であってもこれに該当するのかどうか。

それから、あとは、これで企業誘致ができれば大変これ魅力的だと来るところはあるかもしれませんが、この予算は相当額、これからもし企業が来ればですけども、そういう概略というか概数というか、概略予算というか、そんなふうなもの、例えば3社来た場合、ちょっと条件によっていろいろ違うだろうけれども、3年間これを免除するとかそういうのもありましたよね、新規に始めた場合はとか。結構予算的にもかかってくるのかなと。その中で従業員が1人しかとか、規定はそうですよね。先ほどの規定でいくと、従業者は町内在住者1名以上を新規雇用することということで、200人例えば従業員がいたら1人、これで町としてのメリット、固定資産税がそのうち入るだろうとかそういうことはあると思うのですが、この1人というのは甘くないかなという気がしますので、その点についてお願いします。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

条例の第2条、公害ということなのですが、環境基準法に基づいて公害とされる企業のほうは誘致をしない予定でおります。環境基準法に基づいての公害が発生するような企業については誘致をしない予定で

ございます。

○5番(村田徹也君) この文面では、済みません、ちょっとそれが読み取れないですよ。

○産業観光課長(南 勉君) 申しわけないですが、ちょっと今資料を持ち合わせていないので、ちょっと調べて報告します。

済みません、第9条の第2項に、事業所において公害を発生するおそれがあり、その排除のため該当事業所の施設の改善その他必要な措置を講じなかつたりとかという文面、取り消しの部分であります。済みません、私がちょっと慌てています。

それと、今建設中の酒蔵は該当するののかということになりますと、今のところ、工事は始まっていますが、営業自体は始めていませんので、何点かは該当することになるかとは思いますが、仮に評価額での固定資産税の相当分を出すような形になるかと思いますが、仮に1億円の費用だったら税制上1.4%だと思いますので、約140万円相当の金額が出るかと思われます。

多く来たら、予算措置の関係なのですが、実際発生するのは、実際始まって課税される翌年度になりますので、今のところその辺の規模で何件来るかちょっとわかっていませんので、翌年の措置になりますので、その辺は来てもらえる企業に対しては上手に対応していきたいと思えます。

雇用人数が1人では少ないのではないかということなのですが、3人、5人ということで、ハードルをちょっと上げてしまいますと、ちょっとそこは厳しくなるのかなということもありまして、この企業誘致条例に関しましては、長瀬町商工会のほうからも要望書が出されております。その内容も精査しながら、規模、面積、要件等がある程度参考にしながらつくっております、あと他の類似団体のほうも見まして、ある程度よりはちょっといい条件になるような形で条例をつくっております。

以上でございます。

○議長(染野光谷君) 5番、村田徹也君。

○5番(村田徹也君) それでは、何かよく聞かないと、あそこに藤崎惣兵衛さんが来るのでこれをつくったのではないかとということもできるのですよ。だって、申請するときは全くそんなのがなくて、ただ町で条例つくったからそれが該当しますよということで考えれば、そんなことはないということはあるのですけれども、ちょっとでは申請をする段階、もう新設の場合に、もう新設ではなくて決まってしまうのに、でもこの違う条文を見れば何かどれかが当てはまるということになるからいいという判断なのでしょうねと、それしか判断できないと思うのですが、そうすると増設についてもそんなに増設の場合広くないですよ、250平方ですから、かなりこれから出てくるという可能性もあるということですよ。これ条例で制定してしまえば、今後そういうことがずっとこう続いていくわけですから、結構予算がかかって心配なのかなというところが私はあるのですけれども、できる限りの答弁をお願いします。

○議長(染野光谷君) 産業観光課長。

○産業観光課長(南 勉君) 村田議員の質問にお答えします。

町としましても予算は限りがあるかと思いますが、最初にやっぱり投資はしたとしても、企業が来ていただければ、その後の固定資産税なり雇用が生まれれば、住民税なり、長いスパンで見てもらって、そういうふうにある程度また町に収入がふえてくるというふうには考えておりますので、とりあえず企業に来てもらって、最初は投資しますけれども、企業に来てもらって後でこううまく町に還元してもらおうというふうに考えていただければいいのかなというふうには、町もそう思っていますので、最初の投資はしようがないのかなというふうには考えております。

○5番(村田徹也君) ちょっとここで失礼なのですけれども、非正規もこの従業員に含まれるのかどうかだけ。

○産業観光課長(南 勉君) 1年以上の雇用をしていただいたのをうちのほうで確認をしてからの支払いという形になりますので。

○5番(村田徹也君) だから、非正規でもオーケーということで。

○産業観光課長(南 勉君) はい。

○議長(染野光谷君) ほかに質疑はございませんか。

4番、岩田務君。

○4番(岩田 務君) 岩田です。

先ほどの質問にもありましたけれども、規則の関係はこれ議会に諮らなくてもいいものだと思うので、今聞くしかないかなと思うのですけれども、奨励金の交付措置の関係で、先ほど大島議員のほうからも出ていましたけれども、最後のほうに、何か町内雇用の場合は奨励金が出るという話もあって、初めのほうに1人が10万円で最高300万円というほうについては、町内雇用とか町外雇用でもいいとかという話がちょっとなかったもので、こちらも、もちろんと言ったらあれかもしれないのですけれども、町内雇用に限るのかどうか、その1点だけ教えてください。

○議長(染野光谷君) 産業観光課長。

○産業観光課長(南 勉君) 岩田議員の質問にお答えします。

今要件としましては、町内に居住する者を雇用をかけていただきたいということで規定は設けたいと思っております。

以上でございます。

○議長(染野光谷君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(染野光谷君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(染野光谷君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号 長瀬町企業誘致条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(染野光谷君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長(染野光谷君) 日程第10、議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国の特別職や他団体の議会議員の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて議会議員の期末手当についても改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。国の特別職や他団体の議会議員の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて議会議員の期末手当についても改定を行いたいため、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第5号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条関係でございますが、第5条第2項、12月に支給する期末手当の率を100分の172.5から177.5と引き上げるものでございます。

次に、裏面をごらんください。

第2条関係でございますが、第5条第2項につきましては、6月に支給する期末手当を100分の157.5から100分の160に引き上げ、12月につきましては100分の177.5から100分の175に引き下げるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書をごらんください。

附則第1項は、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2項でございますが、第1条の規定は平成29年12月1日から適用するものでございます。

次に、附則の第3項につきましては、改正前に基づいて支払われた期末手当は、改正後の規定により期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 前も私も発言したのですが、職員などは別として、議員だとか特別職などについて言えば、やはり町民の気持ちとこう離れてはいけないと思うのですよね。そういう意味で、今新聞なんかで言われているように、確かに町民議員なんかは非常にこうなり手が少ないというのはあって、私も基本的にはそれは賛成なのですが、町民の気持ちと離れないようにするために、公平委員会だとか、あるいは協議会だとか、そういう町民の皆さんの意見を聞くような、そういうのを設けてこれをやるということは考えていないのかどうか、ちょっと伺いたいです。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

議会議員の報酬や町長の給与自体を議会に提出するときは、あらかじめ町の特別職報酬等の審議会の意見を聞くということが必要となりますけれども、今回は人事院勧告によりまして特別職の職員についても0.05カ月引き上げるという人事院勧告がなされております。あくまでも特別職の支給割合を人事院が公務員と民間企業の従業員の給与水準を均衡させることを目的に毎年実施している調査をもとに勧告したものでございまして、この点をご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私が聞いたのは、上げることに反対ではないと、要するにそういう機関を設けてそこで議論をして、いいのではないかと、あるいはだめではないかというふうな議論をくぐってやるべきではないかというふうに思っているのですけれども、その問題についてのちょっと答えはなかったような気がするのですけれども。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

人事院は、第三者機関としての役割を果たしているところでございまして、人事院の調査というのを実施しているわけですが、これは従業員50人以上の規模を民間事業所約1万2,400カ所の給与や諸手当の支給状況を調査し、その結果から、今回給与の官民格差を算出して実施しているものでございまして、公務員等はストライキというか、そういうようなのを実施できませんので、そういう人事院の勧告によりましてこの官民格差、逆に言えば格差を是正するための機関として設けられておりますので、今回議会議員に対しては、特別職に対しては0.05カ月引き上げということで勧告が出されておりますので、そういう調査を実施して勧告されているものでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 人事院は確かにそういう性格を持っていると思うのですけれども、やっぱり地方議会というのはまた別だと思っておりますよね。人事院はやっぱり、先ほど説明があったとおりだと思っておりますけれども、議会、この地方自治体の特に町村なんかのところについて言えば、その町民の皆さんのこの意見というか、それとこうすり合わせをする作業は私は必要なのではないかと思っておりますよ。そういう意味で、人事院のことはわかっていますけれども、いわゆる町としてこの上げる場合も、上げ方のそういうものを設けるつもりはないかという質問です。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員のご質問にお答えします。

町としても、この人事院勧告の勧告に基づきまして0.05カ月引き上げるということで実施しておりますので、先ほども申し上げましたように、報酬自体や給与自体の引き上げという場合は特別職の報酬等の審議会の意見を聞く必要があると考えておりますが、これはあくまでも官民格差を是正するための勧告ですので、特に今回の報酬とかの引き上げについて町民等の意見を聞く予定はございません。

以上です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 先ほど申し上げましたように、やはり町村あたりではそういうのが必要なのではないかと、それをくぐってやるべきだということで、それをくぐらないでやるとするなら反対ということでもってお願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより議案第5号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第11、議案第6号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第6号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

農業委員会委員及び農地利用適正化推進委員の報酬について、農地利用最適化交付金事業実施要綱が制定され、農地等の利用の最適化の推進に関して、活動した日数や成果に応じて報酬を支給することができるようになったことに伴い、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、議案第6号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由は、先ほど町長が説明したとおりでございます。国で農地利用最適化交付金事業実施要綱が制定され、農地等の利用の最適化の推進に関して、活動した日数や成果に応じて報酬を支給することができ

るようになったため、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額の改定を行うものでございます。

説明は、お手元に配付してあります参考資料、議案第6号の新旧対照表により説明をさせていただきます。新旧対照表をごらんください。

別表中の農業委員会会長、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員について、左側の現行では月額報酬となっておりますが、右側の改正案では月額の基本報酬と年額の実績報酬に改めるものでございます。

報酬額は、月額の基本報酬に変更はなく、年額の実績報酬額は活動及び成果に応じて予算の範囲内で町長が定める額と改めるものでございます。

年額の実績報酬につきましては、農地利用最適化交付金を財源としますが、農地利用最適化交付金は全額国費負担で、農業委員等の報酬引き上げのために確保されたもので、基礎的な報酬に上乘せして支払う報酬の財源として交付されるものでございます。

交付額は、農地最適化交付事業実施要綱に基づき、農地利用最適化にかかわる活動日数や担い手への農地集積、遊休農地の発生防止解消の成果に応じて算出し、決定されるものでございます。

次に、議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） この改正で、提案理由の中に「成果によって」という文言が入っていますが、この成果に、事業の勤務状況だとかいろんなことを加味して「成果によって」という文言が入っていますが、これはどうやって見分けるのか、ちょっと教えてください。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 関口議員のご質問にお答えします。

活動並びに成果に応じての予算の範囲内で町長が定めている額というふうになっておりますが、これが実は二本立てになっていまして、活動してその見回りとかを強化したときと、あと成果というのは、要は担い手集積して貸し借りができたとか、そういったものに対して成果というのが出てくると思うのですが、成果についてはちょっと集積とか、この地域では面積的にちょっと厳しいかなと思いますので、日常のパトロールと遊休農地の発生の防止とか、そういう活動のほうに主に重点を置いて、活動をした場合に対してのほうがこの長瀬では有利なのかなということを考えていまして、成果はちょっと厳しいかなと思うので、活動をどれだけしたかというのを日報で出していただいて、それを判断しまして、県のほうに報告をして交付を受けたいというふうを考えております。

以上でございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号 特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第12、議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国や他団体の特別職の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて、町長、副町長及び教育長の期末手当についても改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。国や他団体の特別職の期末手当の引き上げ、職員の勤勉手当の引き上げに合わせて、町長、副町長及び教育長の期末手当についても改定を行いたいため、改正するものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第7号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第1条関係でございますが、第6条第2項につきまして、12月から支給する期末手当の率を100分の172.5から177.5と引き上げるものでございます。

次に、裏面の2ページをごらんください。

第2条関係でございますが、第6条第2項につきましては、6月に支給する期末手当を100分の157.5から100分の160に2.5引き上げ、12月につきましては100分の177.5から100分の175に引き下げるものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書をごらんください。

附則第1項は、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4

月1日から施行するものでございます。

次に、附則の第2項につきましては、第1条の規定は平成29年12月1日から適用するものでございます。

次に、附則の第3項につきましては、改正前に基づいて支払われた期末手当は、改正後の規定により期末手当の内払いとみなすものでございます。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村 勉君。

○2番（田村 勉君） 先ほどと同じ理由なのですが、副町長、教育長はいいと思うのですが、やっぱり町民の審判を受ける町長について言えば、先ほどと同じような形でもって、第三者機関を設けてやる必要があるのではないかというふうに思いますけれども、この辺についての考えはどうでしょうか。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 田村議員のご質問にお答えいたします。

今回のアップ率とも人事院勧告で、議会議員さんと全く同じ率となっておりますし、町長、副町長、教育長の特別職についても人事院勧告に基づいて実施しておりますので、特に町の第三者機関としてこの案を検討していただくという予定はございません。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

2番、田村 勉君。

○2番（田村 勉君） 先ほどと同じ理由なのですが、町長も議員と同じように、やっぱり第三者機関を設けて、そこでもって審議して、そして上げるというふうな形をとっていただければ賛成できますが、そういうことができなければ反対します。

○議長（染野光谷君） 賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第13、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給与月額の見直し、勤勉手当の引き上げ等を実施したいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等については、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

国家公務員及び他団体の職員との給与の均衡を図るため、給与月額の見直し、勤勉手当の引き上げ等を実施したいため、改定を行う必要が生じたので、改正するものでございます。

なお、説明につきましてはお手元に配付してございます参考資料、議案第8号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

初めに、第1条関係でございますが、第14条の7第2項第1号につきましては、勤勉手当でございますが、6月及び12月に支給する場合に加え、12月に支給する場合には100分の95に改めるものでございます。

第2号につきましては、再任用職員についても6月、12月に支給する場合に加え、12月に支給する場合には100分の45とするものでございます。

次に、附則第7項でございますが、6月及び12月に支給する場合に加え、12月に支給する場合には、2ページをごらんください。100分の1.425、また勤勉手当減額基礎額に6月及び12月に支給するときはを加え、12月に支給するときは100分の95に改めるものでございます。

次に、別表第1につきましては、1枚めくっていただきまして、議案のほうをごらんください。別表第1につきましては、改正後の給料表でございます。

次に、新旧対照表の3ページをごらんください。

第2条関係、第14条の4期末手当でございますが、引用条文の整理によりまして、第1項につきましては附則第4項第2号の字句を削り、第14条の6の後に「第1項」を加え、第2項では、「においては」を「には」に改めるものでございます。

第4項においても、附則第4項第2号の字句を削除するものでございます。

続いて、4ページをごらんください。

第14条の7の勤勉手当でございますが、同様に第1項、第2項第1号において及び附則第4項、第3項の字句を削り、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95を100分の90に改めるものでございます。

第2項第2号につきましては、再任用職員においては、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を100分の42.5に改めるものでございます。

次に、附則中第4項から第7項までは、平成30年3月31日までの規定でございましたので、文言を整理

するため削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、議案のほうに戻っていただきまして、議案書の5枚目をごらんください。

附則の第1条は、条例の施行期日を定めたものでございますが、公布の日から施行し、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、第1条の改正後の給与条例については、平成29年4月1日から適用するものでございます。第2条の給与の内払いについては、改正前の職員給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の給与の内払いとみなすものでございます。

第3条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める規定でございます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



◎延会について

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

○議長（染野光谷君） 次会の日程をご報告いたします。

明日8日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付しますので、ご了承願います。



◎延会の宣告

○議長（染野光谷君） 以上をもちまして本日の会議は終了いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

延会 午後4時53分

平成30年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成30年3月8日（木曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第9号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、次会日程の報告

1、散 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君		
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君		
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君								
教育長	野	口	清	君	会	計	管理	福	田	光	宏	君							
総務課長	横	山	和	弘	君	企	画	齊	藤	英	夫	君							
税務課長	田	寫	俊	浩	君	課	財	町	民	課	長	若	林	智	君				
健康福祉課長	中	畝	康	雄	君	産	業	南	勉	君	課	観	光	長	南	勉	君		
建設課長	坂	上	光	昭	君	教	育	福	島	賢	一	君	次	長	福	島	賢	一	君

事務局職員出席者

事務局長	中	畝	健	一	書記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続き出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のために出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただくようお願いいたします。

上着の着脱は、自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第1、議案第9号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。それでは、議案第9号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 議案第9号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の

施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、国民健康保険における財政責任主体が都道府県になり、国民健康保険事業費納付金が導入されますことから、その規定の整備に当たり必要な改正を行おうとするものでございます。

続いて、お手元に配付してございます参考資料、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第2条、課税額でございますが、第1項は、現在第1項中に規定しております基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額をそれぞれ号に区分けし、国民健康保険事業費納付金に充てるため、第1号に基礎課税額、第2号に後期高齢者支援金等課税額、第3号に介護納付金課税額を規定するよう改めるものでございます。

2ページをごらんください。第2項から第4項までは、第1項の改正に伴い引用する号の改正を行うものでございます。

議案にお戻りいただきまして、裏面、附則をごらんください。

第1条は、改正条例の施行期日を平成30年4月1日と定めるものでございます。

第2条は、この改正の国民健康保険税への適用については、平成30年度以降から課税するという経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第2、議案第10号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第10号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第10号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により生ずる条項ずれに対応するために行うものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。

第15条でございますが、第1項第2号中、「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第3、議案第11号 長瀬町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 長瀬町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町子育て支援金の額を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第11号 長瀬町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、子育て支援金の額などを改正するもので、若い世代が安心して子供を産み育てることができるよう子育て支援、子育て家庭への支援の充実を図るもので、平成28年3月策定のまち・ひと・しごと創生総合戦略に妊娠、出産、子育てに関する支援として子育て支援金の充実が、また平成29年3月策定の第5次総合振興計画前期基本計画に子育て家庭への支援の充実が位置づけられているところでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をごらんください。

初めに、第2条でございますが、受給資格について見直すものでございます。

わかりやすいように並べて併記するという形にしたことと、保護者を児童福祉法に規定する保護者とし、他市町村で規定している出生した子を養育する父母がいない場合の当該子を養育する者を含められるように改正しております。また、税負担の公平性の観点から、町税に滞納がない者に改めるものでございます。

次に、第3条でございますが、支援金の額を、出生児1人につき2万円から出生1人目3万円に、年齢が最も高い児童を1人目として、出生2人目5万円に、年齢が最も高い児童を1人目として、出生3人目以降10万円に改めるものでございます。また、年齢が最も高い児童の定義を定めております。

議案に戻っていただきまして、この条例は平成30年4月1日から施行するもので、改正後の第3条の規定は平成30年4月1日以後に出生した児童から適用し、3月31日までに出生した場合は従前の例とするものでございます。

以上で、議案第11号 長瀬町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 非常に少子高齢化の中で大事なことだと思うのですが、これによって平成30年度に該当する子供といえますか、それは何人ぐらいか、はっきりしているのでしょうか。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、田村議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

平成28年の実績から推計いたしました。平成28年度は、第1子が12、第2子が15、第3子が7おりました。これにより今回の改正の金額に当てはめると、現行では68万円支給していたものが181万円ということで、111万3,000円増加するというような推計はしております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、質問します。

まず、条例改正のほうなのですが、第2条のほうの申請日において町税に滞納がない者というふうな条項が加わったというふうなことなのですけれども、ちょっと判断は難しい面があるかなという気がします。例えば4月に長瀬町に転入されてきたと、4月の末であったと。それで、すぐ出産をされたというふうなときに、これは多分町税滞納とかいうところは、まだ前年度実績が違うところだとわからないというところはあるのではないかなと、そういう判断をどうするのかということが第1点。

第2点目は、この第2子、第3子については、転入してきたときに1人お子さんがいて、次生まれたら第2子目だということで、第2子で5万円のお金をいただくと、出生祝い金ですか、それで第3子も同じように、お子さんが2人おられて長瀬町に転入されて第3子として誕生されたという場合にこの10万円を出されると、そういう予算なのかということ。

それから、この金額的に見て、長瀬町は子育て支援に力を入れられるということは大変いいことだと思います。しかし、額を見てみると、今まで2万円だったのが3万円、5万円、10万円ということで、第3子が10万円ということなのですが、私が見て、3万円、5万円、8万円ぐらいでいいのではないのかなと。この根拠、ここを上げていった根拠。なるべくたくさん産んでもらうようにとお金でつような、そんな感じにちょっとなってしまいますので、そういうことではないと思いますが、その3点についてお願いします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

まず、4月1日転入してきた場合の滞納状況でございますが、それについては、現在のところだと調査するということはできないと思います。

それから、第2点目の転入時に1子、1人いて、2人目、3人目というカウントの仕方というご質問だったかと思いますが、議員のご指摘のとおり、転入時に1人いまして、長瀬町で第2子、第3子が生まれた場合は、そのとおり第2子、第3子が適用になるという形のものでございます。その場合、18歳が一番上という形のカウントをさせていただくというものでございます。

それから、子育て支援金の額についてでございますが、現状皆野町ですとか横瀬町の例に倣いまして、3、5、10という形のを今回提案させていただいております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、質問をさせていただきます。

以前から私は、貧困問題で心配しているので、先ほどの滞納の話で、町外からでなく町内で、例えば税金滞納、多少おくれてもやりくりしながらやっているという家庭がもしあったとしたら、滞納を払えばこの支給をされるだろうと私は解釈しています。

そこで、これに該当する町民の方で、そういう滞納、グレーゾーン、ここは危ないような家庭が何家庭ぐらいあるのか。それと、以前児童手当の問題で私は前町長ともここで議論して、受け付けのやり方を変えてほしいということで変えてもらいました。これは、申告制ではないというのを確認したいと思いますので、その2点をお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

今回やりくりしながら払っていて、該当する家庭が、そのような貧困の家庭が何家庭あるかということでございますが、こちらについては調査をしておりません。

また、児童手当のときの対応状況ということで、以前から漏れがないようにというご指摘をいただいていたということでございますが、こちらにつきましても隣の町民課に出生が出ましたらば、すぐ町民課のほうと連携して、児童手当とかそれ以外のさまざまな手続についても漏れのないように進めておりますので、これも同じようにやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の健康福祉課長の討論によりますと、4月1日に町税が滞納がないかどうかかわからないというふうな曖昧な項目が入っているというふうなことが、これでは、例えばそれを漏れがあるというのではない、うまく利用する、そんなことはあり得ないのですけれども、ということも可能になる、条例にしては条文であるということが1点。

それから、金額について、私は3万円、5万円、8万円ぐらいでいいのではないかなと。というのは、町の財政も緊迫しているというふうな理由から、これたかが、今年度出ているのが180万円だったか108万円だったのが予算になっているのです。大した額ではないとは思いますが、そのところで、例えば10万円でも20万円でも少しでも減額できるようなことで、他町に倣う必要はないと思いますので、額が適当でないと思いますので、この条例には反対ということです。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号 長瀬町子育て支援金支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第4、議案第12号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第12号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（若林 智君） それでは、議案第12号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例のご説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおりでございます。

概要でございますが、平成29年10月12日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取り扱いが変更され、所要の改正を行う必要が生じたので、改正を行うものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、議案第12号新旧対照表によりご説明させていただきますので、1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、第7条第2号中「法第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に第5号として、「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」を加えるものでございます。

次に、裏面をごらんいただきます。2ページ目です。

附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とするものでございます。

議案書にお戻りいただき、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第12号のご説明とさせていただきます。

- 議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

- 8番（大島瑠美子君） ちょっと理解、わからないのでちょっと教えてほしいのですが、これでいくと、住所地特例が変更となってということで、住所があるところで支払うということになっていきますけれども、これは広域連合のほうでお金を取るのだからということなので、住所地というのはいま死ぬまでずっと変わらないで、もしも長瀬町でもこういった長瀬町だから、それはずっと死ぬまでうちのほうならうちのほうで徴収とか何かというのはするのでしょうか、どうなのでしょう。

それから、あと住所地があるところで支払うということになると、ここの現行のほうの、ここにいったい書いて、第4期とかというのは、それからあとはだから、これは別になくなってしまっているから、あくまでも一応町主体ではなくて、ちょっと言っていることがわからないと思うのだけれども、町のほうからの請求書とか何かではなくて、本人さんところに行くのに。納めてくださいというのはなくて、どこからの名前で来るのか、そこをちょっと教えてほしいのですけれども。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 大島議員のご質問にお答えしたいと思います。

住所地特例ということでございますので、埼玉県後期高齢者広域連合のほうで保険証ですとかそういうものは発行いたしますので、名称等はその名称になります。ただ、賦課徴収に関しましては、今までどおり住所のあった町、いわゆる長瀬町で行うこととなります。

それから、附則の、これは納期限を示した第2条なのですけれども、これは今8期になっていますので、こちらを国民健康保険税と同じような形の納期にさせていただくということで削除させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 後期高齢者に関する条例ということなのですが、大分変わってきているので、確認で。今町民課長がお答えになったようなことかなと思うのですが、この7条の4項が、住所のほうについて書いてあったのですが、改正後になりますと、5項のほうで最後のほうに、この規定により町に住所を有するものとみなされたというふうなところがあるわけなのですが、ここのところについて、例えば東京のほうからこちらに人が来られたと、それでもその方は住所のほうは以前住んでいたところと。同じように、長瀬町に住所があった方が皆野町さんのほうの施設等に移られて、またそこで何か医療行為とか受けられたという場合には、長瀬町に要するにお金を出すということで、そのところは変わっていないという確認でよろしいかどうか、済みません。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、例えば長瀬町に住所のあった方が皆野町の施設に入所するとなった場合には住所が移ります。ですけれども、その施設のある住所で、例えば3月31日までは皆野町のほうで賦課徴収をするようになっていたのですけれども、それだと施設のある住所が大変だということになりますので、今までどおり4月1日以降は長瀬町のほうで賦課徴収をするという住所地特例なのですけれども、そういう方法で賦課徴収のほうをさせていただきますということになります。

ですので、例えば東京のほうから長瀬町の施設に入った場合には、4月1日以降は東京都の広域連合のほうで賦課徴収を行うというシステムになります。

○議長（染野光谷君） ほかに。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私もちっとお尋ねなのですけれども、法55条というのは、これはたしか所得の問題と関係していると思うのだけれども、住民税非課税世帯というのはどこの部分をいうのか教えてもらいたいのと、住民税非課税世帯のところについては、やっぱり値上げをしないというふうなことが求められ

ているのではないかと思うのですが、一応説明をお願いしたいのですが。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えします。

55条というところは、今説明いたしました住所地のことです。例えば施設の入所に関する規定でございますので、非課税ですとかそういうところはこちらのほうには規定はないと思います。

保険料のほうに関しましては、今までどおり軽減もございますので、また後期の当初予算のところでご説明申し上げますけれども、保険料のほうの改定はございませんというか、逆に安くなっているような改定になっていますので、またそれは後期の当初のときにご説明させていただきます。

非課税世帯というのは、だから軽減もちゃんと受けられていますので、今までどおりな感じだと思います。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号 長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第5、議案第13号 長瀬町ねたきり老人等手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 長瀬町ねたきり老人等手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

長瀬町ねたきり老人等手当支給額を改正したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第13号 長瀬町ねたきり老人等手当支給条例の一部を改正

する条例についてご説明いたします。

今回の内容は、ねたきり老人等の手当及びねたきり老人等介護手当の額の改正及び字句の修正を行うものでございます。

それでは、説明を参考資料の新旧対照表で行います。新旧対照表をごらんください。

第1条でございますが、字句の修正でございます。「痴呆性老人」を「認知症の老人」に改めるものでございます。

次に、第2条、支給要件でございますが、こちらも「常態」という漢字を「状態」に改め、「痴呆」を「認知症」に改める字句の修正を行います。

次に、第3条でございますが、手当の額、ねたきり老人等手当の「5,000円」を「3,000円」に、ねたきり老人等介護手当の額「3,000円」を「5,000円」に改めるものでございます。

次に、8条、11条でございますが、他の改正とあわせて、「とき」に句点をつける字句の修正を行うものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例については平成30年4月1日から施行するもので、改正後の規定は平成30年4月1日以後から適用し、同日前までは従前の例とするものでございます。

以上で、議案第13号 長瀬町ねたきり老人等手当支給条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 第3条中の5,000円を3,000円に、3,000円を5,000円に改めるというのですけれども、ただこれひっくり返しただけなのですけれども、どうでしょう、介護者のほうには1日200円掛ける30日というので6,000円ぐらいに、1,000円ぐらいアップするとすごく格好いいと思うのです。

それから、寝たきり老人を介護している家庭につきまして、おむつ代は、全部おむつは介護手当のほうをもらう人につきましては、何と何が特典としてついてくるのだから。おむつをくれます、それから何をくれますとかというのがあったら教えてほしいのですけれども。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

額の関係でございますが、額の関係につきましては、他市町村の状況等を参考にいたしましてこの額とさせてもらっているものでございますが、今後も他市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、寝たきり老人家庭等におけるいろんなサービスということでございますが、特に議員おっしゃいましたおむつのほうは支給しております。また、寝たきり老人といっても、ここで規定しているものと、それから介護なんかで在宅でやっているもの、またそれぞれサービスが違いますが、ここに寝たきり老人で介護のサービスを当然受けている者もおりますし、人それぞれによって該当するものは多少なりとも異なっております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、ちょっとお聞きしたいと思います。

今現在若年性認知症というのが大分認められているというふうなことで、この間もテレビでやっていました。40代で認知症になったというふうなことで、もう50代でほとんど意思疎通ができなくなったというふうなことをテレビでも放映していました。

その場合に、例えばそれはまた別の手当があるのか、それともこの条例ですと老人等となっていますから、老人ということはやっぱり65歳を規定しているのかなと感じるのですが、そうでなくて、一応老人という名前にしたのか、そこのところ。ですから、もう少し若年性認知症等も同じような状況のときにこれが当てはまるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

対象につきましては、もとの条例の第2条のほうにありますが、65歳以上ということであっておりますので、議員ご指摘の若年性認知症の方につきましては、この対象にはなりません。

〔ほかにそういうあれがあるのか、若年性なんかの場合には〕という人あり〕

○健康福祉課長（中畝康雄君） ちょっと手元に資料がないので、わかりません。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 介護されるほうもするほうも両方とも大変だと思うのです。両方比べて、されるほうよりもするほうのほうが大変だろうということでもってやったというのですけれども、これはちょっと、中国のことわざではないけれども、朝三暮四ではないけれども、全く入れかえただけの話で、介護される側の人は今までもらっていた額よりも少なくなるわけでしょう。

伺いたいのは、例えばこれを介護される老人手当のほうを5,000円にして、さらに見る介護側を5,000円にするというふうにした場合にどのぐらいの予算になるのか、あるいは何人ぐらい該当するのかと。例外はもちろんあるとしても、大体1つの家庭の中での出来事だと思うのです。その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

金額を入れかえてということですが、老人のほうは3,000円に減るというご指摘のようですが、寝たきり老人とその介護者は対となって支給をしております。世帯単位での支給額は、変わらないということでご理解いただきたいと思います。

現在対象者は6組でございますので、仮に額を改正してもそう大きな金額にはならないとは思いますが、他市町村の動向などを見ますと、寝たきり老人に手当が出ているところは余り多くないようでございますので、その辺のところも今後検討して勉強してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 先ほども申し上げたように、やっぱり寝たきりを抱えている家庭は非常に大変だと思ふのです。そういう意味で、ほかの自治体では少ないみたいな話が課長からありましたけれども、率先して予算がそんなにかからないのであるならば、長瀬町では両方とも5,000円ずつ出すというふうにしたほうがいいのではないかということでもって、この案については賛成はできないということです。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 私も田村議員と同じく、この条例、5,000円、3,000円、3,000円、5,000円というふうなことで、される人とする人を入れかえたというふうなところは意味があるかなと思いますが、できれば5,000円、5,000円、せめて町としてこういう社会保障ということにしっかり取り組んでいるのだというふうな姿勢を示すためにも、たかが2,000円、されど2,000円、もし5,000円、そういうことで、このままの入れかえの金額では賛成しかねるということです。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号 長瀬町ねたきり老人等手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第6、議案第14号 長瀬町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第14号 長瀬町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） 議案第14号 長瀬町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例のご説明をいたします。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおりでございます。

概要でございますが、平成29年10月12日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、重度心身障害者医療制度受給資格該当者の後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取り扱いが変更され、所要の改正が生じるため、及び今回の改正を機に、埼玉県の参考例の表記に合わせるため、改正を行うものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、議案第14号新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、第2条第1項第2号中「、埼玉県療育手帳制度要綱に規定する」を「、同要綱で規定する」に改めるものでございます。

次に、3 ページをお開きください。第3条第1項第1号キ中「市町村の行う国民健康保険の被保険者である者」を「市町村の区域内に住所を有するとみなされる者」に改め、同号ク中「第55条」の次に「及び第55条の2」を加え、同項8号中「、長瀬町が行う国民健康保険の被保険者である者」を「、本町の区域内に住所を有するとみなされる者」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に第10号として、「高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本町の区域内に住所を有するとみなされていた者」を加えるものでございます。

次に、第3条第2項第3号中「支給給付」を「支援給付」に改め、同項第4項ただし書き中「、前項第4号」を「、前条第1項第4号」に改めるものでございます。

次に、議案書にお戻りいただき、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第14号のご説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） たびたび質問させてもらいますが、ちょっと読み取り切れないので、要するにこの文字等が変わったということで、受給とかそういうことについて、市町村の区域内に住所というようなことがあるのですが、これも要するに町内にということで、この重度心身障害者の方が不利になったりとかいうところはないと判断してよろしいわけですか。済みません。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 村田議員のご質問にお答えします。

こちらの重度心身障害者に関しましては、特にサービスがなくなるとかそういうことではなくて、先ほどの後期高齢者の条例改正と同じに、住所地特例がまず変わることに伴いまして変更させていただくこととございまして、65歳から重度心身障害者の方は後期高齢者のほうにご自分が申請された場合には該当になりますので、その辺の住所地特例を変更させていただくということだけでございます。特にサービス等が変更になるということではございません。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 長瀬町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、議案第15号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第15号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） 議案第15号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例のご説明をいたします。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりでございます。

概要でございますが、平成29年10月12日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、長瀬町国民健康保険運営協議会の名称を、国の参考例のとおり改正を行うものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、議案第15号新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。まず、目次中「この町が行う国民健康保険」を「この町が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

次に、「第1章 この町が行う国民健康保険」を「第1章 この町が行う国民健康保険の事務」に改めるものでございます。

次に、第1条、見出しを含みますが、中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改め、「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

次に、第2条、見出しを含みますが、中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものでございます。

次に、附則第1項ただし書き中「第2条国民健康保険運営協議会に関する規定」を「第2条の規定」に改めるものでございます。

次に、議案書にお戻りいただき、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） この市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数とあるのですが、これはずっと昔から、町議会議員から2名、それから被保険者から2名、学識経験者から2名なんていうのは、それは変わっていないのでしょうか。それで、合計は何人なののでしょうか、教えてください。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 大島議員のご質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり変更はございません。有識者のほうから2名と、国保の代表者の方から2名、それから医療機関等の方から2名ということで、一応6名のほうで構成させていただいております。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、議案第16号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第16号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

介護保険制度では、財政の均衡を図るため、3年間を1つの事業運営期間として設定しており、平成30年度から新たな事業運営期間に入ることに伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第16号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、平成30年度から平成32年度までの保険料を定めるため、改正を行うものでございます。

介護保険制度では、介護保険法の規定により、3年を1期とする介護保険事業計画を策定することが義務づけられております。この計画は、平成30年度から平成32年度までの3カ年を第7期介護保険事業計画期間として、事業を実施するための介護サービス料確保のための方策等を定め、第1号被保険者の保険料の算定の基礎となるものでございます。

介護保険料は、所得に応じた段階設定によりご負担をお願いするものですが、所得に応じた保険料設定を行うことから9段階としているもので、今回の改正でも9段階に変更はございません。

保険料算定に必要なこの間の30年から32年の間の介護給付費は、25億4,609万9,000円と見込まれ、第6期から1億7,694万4,000円増加する見込みであり、ひとり暮らし高齢者の増加による訪問介護系サービス、高齢化による認知症高齢者の増加による地域密着型サービス、介護報酬の改定増、平成31年10月からの消費税10%の改正などが増加要因でございます。

また、この額の23%が第1号被保険者の負担すべき額となり、保険料を算出しております。

なお、法改正により、第1号被保険者の負担割合が22%から23%に増加しております。

このため、介護保険料は上昇することとなりますが、第6期計画と同様に、基金を取り崩し、上昇を抑制することとしております。これにより、第7期の介護保険料は、第2条第1項第5号の基準額である第5段階は、年額6万1,200円、月額5,100円から、年額6万3,360円、月額5,280円となり、年額で2,160円、月額で180円、3.5%の増額となるものでございます。

なお、第7期介護保険事業計画の策定に当たりましては、ニーズ調査、過去の実績や今後の人口認定者数の予測値等の見込み、パブリックコメントの実施や保険、医療、福祉、介護等の関係者などで組織しております健康福祉推進委員会での協議を経ているところでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表をごらんください。

第2条でございますが、第6期計画期間が今年度で終わりますので、第1項及び第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を第7期計画期間の「平成30年度から平成32年度まで」に改め、保険料を第1項中第1号から第9号及び第2項の額のとおり改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして附則でございますが、この条例については、平成30年4月1日から施行するもので、改正後の第2条の規定は、平成30年度の保険料から適用し、平成29年度以前の保険料について

は、従前の例とするものでございます。

以上で、議案第16号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 先ほど町民課長のほうから説明があって、何か変更がないような話なのですが、これを見ると、こちらの議案第16号のほうの上から4行目、同項第2号及び第3号に該当するのがそのいわゆる非課税世帯ではないかと思うのですが、もしかしてこれが非課税世帯に当たるとすれば、これも4万5,900円から4万7,520円に引き上げられるということなのだと私は理解しているのですが、やっぱり非課税世帯は所得が少なくてそうなっているわけですから、こういうところは据え置くとか、そういうふうなことも考える必要があるのではないかと思うのですが、その辺について質問したいと思います。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、田村議員のご質問にお答えいたします。

今回保険料を全体的に引き上げておりますが、これは基準に基づきましてやらせていただいております。

なお、第2段階、第3段階につきましては、保険料の額が見ていただくと同じになっておるのですが、実は前回の改正のとき、平成29年4月に消費税が10%に引き上げられた場合、低所得者の保険料を軽減するという予定であったため同額となっております。

今後平成31年10月に消費税が10%になるというときは、恐らくでございますが、前回と同じようなことであれば、第2段階、第3段階の保険料を引き下げるといって進んでいくものと思われま。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、質問をさせていただきます。

私は、このサービスに対するということは理解できるのですが、特にお年寄り関係は、国民年金で生活したりしている方は、相当苦しい状況の中、所得対策は考えての結果なのではないでしょうか。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

この介護保険事業計画の策定に当たりましては、厚生労働省が定めておりますシステムがありまして、厚生労働省のほうに、町から国へ報告したデータ、そのデータをもとにして、そのシステムを利用してサービス料を見込めということになっておりますので、その辺のところから保険給付費の総額が決まっております。ですから、そこを動かすということはなかなか難しいということをご理解いただきたいと思います。

それによりまして、各交付金でありますとか国の負担金ですとか、そういうものを除いた残りが、保険者が保険料の大もととなるものでございまして、それは法律によって23%、第1号被保険者が負担しなければならないと決まっております。

このことから、皆さんご承知だと思いますが、全国町村会や全国町村議長会、また埼玉県町村会等でも、法改正の要望、介護保険制度の円滑な推進という要望を前々からずっと行っておりますので、引き続きその法をどうにかしていただくというようなことの要望は引き続き行ってまいりたいと思います。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君） 先ほども申し上げたように、国がやってきたから。

○議長（染野光谷君） 田村議員、さっきは過ぎてしまったのだよ。ちょっと待って。

暫時休憩。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第16号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

暫時休憩。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第16号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第9、議案第17号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第17号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,438万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を33億1,253万7,000円にしようとするものでございます。

また、繰越明許や地方債の補正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第17号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明をいたします。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,438万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億1,253万7,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費、第3条、地方債の補正につきましては、6ページ、7ページをごらんください。

第2表、繰越明許費でございますが、平成29年度中に事業を完了できないため、平成30年度に繰り越しをさせていただく事業でございます。

第2款総務費の長瀬地区公園整備事業1,681万1,000円につきましては、国庫補助金の増額により、3月の補正予算に計上させていただき、年度内に事業が完了できないため、繰り越しをさせていただくものでございます。事業内容としましては、長瀬地区公園のトイレの設計監理業務及びトイレの建設工事でございます。

第7款商工費、魅力ある観光地づくり推進事業220万1,000円でございますが、旧長瀬駐在所跡地にあずまやを設置するための経費でございますが、年度内に事業を完了することができないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、下の第3表、地方債の補正でございますが、6ページが補正前、7ページが補正後となっております。

定住促進事業は、長瀬地区公園整備事業の増額により100万円の増額、2つ目の道路新設改良事業から一番下の上水道広域化施設整備事業出資につきましては、事業の確定に伴い、右のページのように借り入れ限度額を減額するものでございます。

その結果、合計欄でございますが、補正前の限度額は2億5,067万5,000円でございますが、右のページで補正後は2億2,987万5,000円となり、2,080万円の減額となります。

続きまして、補正予算の主な内容につきましてご説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。まず、歳入でございますが、第1款町税、第1項町民税、補正額1,300万円の減額で、第1目個人町民税は、普通徴収、特別徴収、年金特別徴収の現年度分の減額でございます。

第2項固定資産税、補正額2,000万円の減額で、現年課税分の減額となっております。

第6款地方消費税、100万円の増額は、交付見込み通知により増額をするものでございます。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第3目教育使用料、補正額25万円の増額は、シルバー人材センターが使用している総合グラウンド管理棟の使用料でございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額239万7,000円の減額は、それぞれの節とも交付決定に伴うものでございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、補正額121万1,000円の減額につきましても、それぞれ事業確定に伴う交付決定によるものでございます。

次のページをごらんください。第3目土木費国庫補助金、補正額1,676万3,000円の増額で、第1節住宅費国庫補助金は事業確定による減額、第2目都市再生整備計画事業費国庫補助金2,027万7,000円は、長瀬地区公園整備の繰り越し部分も含め、交付決定による増額でございます。

第5目総務費国庫補助金、補正額267万5,000円の減額でございますが、それぞれ事業確定に伴う減額でございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、補正額98万8,000円の増額で、それぞれの節とも交付決定に伴うものでございます。

第2項県補助金、第2目民生費県補助金、補正額197万3,000円の減額は、それぞれの事業とも事業確定に伴う交付決定によるものでございます。

第4目農林水産業費県補助金、補正額150万円の減額で、青年就農者給付金の申請がなかったため、減額するものでございます。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目基金利子、補正額1万3,000円の増額は、各基金等の運用収益でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、次のページをごらんください。第2目総務費寄附金760万6,000円の増額は、第1節ふるさと長瀬応援寄附金で、町外にお住まいの方からの寄附金が予想より多かったため増額するものでございます。

第19款諸収入、第5項第2目雑入、補正額369万3,000円の減額で、各事業とも交付決定や事業確定によるものでございます。

第20款第1項町債、補正額2,080万円の減額は、先ほど第3条関係、地方債の補正でご説明しましたと

おり、各節とも事業確定によるものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額624万1,000円の増額は、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

以上が歳入の補正内容でございます。

次に、歳出の補正につきましてご説明をいたします。

18、19ページをごらんください。第1款第1項第1目議会費、補正額21万6,000円の増額で、議員期末手当の増額分でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額2,328万4,000円の減額で、主なものとしては職員の給与等の減額でございます。

第9目自治振興対策費、補正額1,681万1,000円の増額は、長瀬地区公園整備事業のトイレ建設に伴う増額で、平成30年度に繰り越しをさせていただき事業でございます。

第12目ふるさと長瀬応援基金費、補正額391万6,000円の増額は、ふるさと納税29年度分の寄附金のうち、返礼品等の諸経費を差し引いた金額を基金に積み立てるものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額804万円の増額は、第11節需用費250万9,000円につきましては、ふるさと納税で納税件数がふえたため、返礼品等の経費に不足が生じたため、増額するものでございます。

第12節役務費118万1,000円も、同じくふるさと納税、金額がふえたための増額でございます。

次のページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金435万円の増額は、住宅取得奨励金で予定より申請件数がふえたため増額するものでございます。

第3項徴税费、第2目賦課徴収費、補正額38万1,000円の増額は、再発行納付書の印刷や電算業務委託料の実績等による増額でございます。

第4項第1目戸籍住民基本台帳費、補正額117万5,000円の減額で、事業確定による減額でございます。

第5項選挙費、第8目町長選挙費、補正額469万1,000円の減額は、選挙が無投票になり、準備経費を除いた額を減額するものでございます。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額213万3,000円の減額は、各節とも事業見込み額の確定や事業の確定によるものでございます。

次のページをお開きください。第3目社会保険費及び第5目介護保険費につきましては、それぞれ特別会計への繰出金の確定に伴うものでございます。

第2項第1目児童福祉費、補正額376万1,000円の減額は、それぞれ事業見込みの確定や事業の確定によるものでございます。

第4款衛生費、補正額486万6,000円の減額で、事業の確定や当初見込みより申請件数が少なかったこと等により減額でございます。

なお、第3目上水道費につきましては、地方債の減額に伴う財源の組み替えを行うものでございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、補正額527万9,000円の減額は、第13節委託料、補正額300万円の減額で、矢那瀬地区拠点づくり事業、用地測定の減額、第17節公有財産購入費77万9,000円の減額は、井戸地区公園の土地購入契約額確定による減額でございます。

次のページをごらんください。24、25ページです。第19節負担金、補助及び交付金150万円の減額は、青年就農者給付金の申請がなかったための減額で、第2項林業費は事業確定による減額でございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、補正額808万9,000円の減額は、道路改良事業と各事業の完了による減額でございます。

第2目河川費は、地方債の減額による財源の組み替えを行うものでございます。

第3目住宅費及び第4目都市再生整備計画事業費につきましては、それぞれ事業確定による減額でございます。

第9款第1項消防費、第2目非常備消防費、補正額70万1,000円の減額は、報償費の確定による減額でございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額410万7,000円の減額は、第3節で、次のページをごらんください。第3節、第4節は、職員の手当、共済組合負担金等の減額で、第13節から第20節につきましては、事業の確定による減額でございます。

第3目育英費、補正額108万円の減額は、育英奨学金の貸付額が確定したことによる減額でございます。

第6項社会教育費、第2目公民館費、補正額35万円の減額は、第11節需用費の光熱水費で、新電力に移行し、節減できたことによる減額でございます。

第7項保健体育費、第2目体育施設費につきましては、財源の組み替えを行うものでございます。

第3目学校給食費、補正額45万7,000円の増額は、それぞれ事業見込み額の確定によるものでございます。

以上で、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、ちょっとお聞きします。

13ページの歳入の固定資産税です。現年課税分が、固定資産税の2,000万円減額になっていますけれども、これ固定資産というのは動かないものなので、2,000万円の減額ということはどうなのかなと思って。個人の町民税とかと、人間が動いたりするものにつきましては、1,300万円減額しようが何しようが、そんなこと関係なく、その時勢によってなのですけれども、固定資産税というの、2,000万円という減額というのは、これどうなのかなと思ってお聞きしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

町税の補正につきましては、収入見込み額により予算額を調整したものでございます。

固定資産税につきましては、前年並みの94%前後の徴収率を見込んでおります。

この内容でございますけれども、平成28年度課税分からの滞納が生じておまして、29年度課税分も引き続き滞納が生じておりますことから、収入見込み額を見込んで予算額を調整させていただいたというものでございます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 私から2点ほど。

1点は、今大島議員からも出たのですが、固定資産税と町税で、町税の部分で言えば15%ぐらい、補正前から減額となっているので、これは見込みが甘かったのかなと言わざるを得ないのですが、ちょっとその辺の理由をもう一回お聞きしたいのと、あと真ん中辺の使用料及び手数料、総合グラウンド管理棟

使用料ですけれども、これ28年には47万7,000円あって、28年になくなって、また今回出てきた、この理由を教えてください。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 岩田議員のご質問にお答えさせていただきます。

町税につきまして、町民税の個人につきましては、住民税の申告、現在行っておりますけれども、それですとか、あと給与支払い報告書が提出されないと収入状況がわからないというところで、実際に賦課をしないとわからないというところがございます。そのため、予算割れをしないように今回補正をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、岩田議員の質問にお答えいたします。

総合グラウンドの管理棟の使用料ですけれども、岩田議員言われたように28年度までは47万7,710円の使用料を納めてもらいました。この平成29年の4月からは、契約金額の収入減による自主財源の減収や消費税の関係、あと民間企業からの発注数の減少などで運営が厳しいということで、他の町で貸しております公共的団体も使用料が免除ということで、その公平性からも免除と29年度からはさせていただいたわけですけれども、今回シルバー人材センターのほうから充当可能な国庫補助金の増額内示があったため、免除から減額に変更したいとの申し出がありました。そのため、今回使用料を徴収するものです。

なお、金額につきましては、国庫補助金の増額分から使用料に充当できる金額を協議いたしまして、長瀬町行政財産の使用料に関する条例に基づきまして、算出しました金額の4分の1の額を徴収するとしたものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、繰越明許費のほうなのですけれども、1,681万1,000円はトイレをつくるという金額だということによろしいわけですね。

それから、あずまやを長瀬の交番跡地にということが、これも繰越明許になっているということによろしいわけですね。

あと、ちょっとページでいくと、矢那瀬の拠点整備の用地測量業務委託料が300万円ですか、これ減額になっていますが、これはなしになって、もうこのお金は要らないということで考えていいわけですか。ページで言いますと23ページです、今のところは。

それから、23ページの公有財産購入費というところで、土地購入費というところなのですが、ちょっと聞き漏らしたのですが、どこを買ったかちょっと聞き漏らしたのですが、1,553万4,000円を527万9,000円か、減額になっているということは、約33%ぐらい減額になっているのではないかなと、多分ですよ。1,500万円のが1,000万円ぐらいになったのだから33%ぐらい減額と、かなり減額幅が大きいのですが、これ見積額が相当高く見積もっていたのかどうか、土地評価のことが違ったのか、ちょっと場所がどこかわからなかったのか、そのこと。

あと1点は、ふるさと納税のほうなのですけれども、ふるさと納税で最終的に19ページのところ、ふるさと長瀬応援基金積立金というのが391万6,000円というふうなことなのですが、これはふるさと納税をい

ただいて、返礼品を払って、それで残ったのはこれだけ基金に積み立てるということで、一応今年度とい
いますか、29年度に391万6,000円が基金として積み立てられるということによろしいのでしょうか。

そのほかに、補正なのだからあるのだよという、あったらそこを教えてくださいたいと思います。
以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

繰り越し事業につきましては、村田議員のおっしゃるとおりでございます。2つともそのとおりでござ
います。トイレと、あとはあずまやを翌年度に繰り越すということでございます。

それと、あとふるさと納税の基金につきましては、今回391万6,000円の補正をしておりますので、合計
で801万8,000円、この計のところにありますが、1年間では801万8,000円を基金に積み立てるということ
でございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、矢那瀬拠点づくりの用地費でございますが、現在のところ協議会の中で、土地等全てがま
だ決まっていない、意思決定ができていない状況であることから、30年度、まだ協議しないことがいっば
いあります。その中で意思決定ができて地元の同意が得られれば、その時点で予算措置をかけたいと思
いますので、ここで一度リセットしまして、減額をさせていただきたいと考えております。

それと、土地購入費のことでございますが、井戸地区公園の土地を購入しております。先ほど予算書で
は1,500万円とありますが、それは農林振興費全体の予算でありまして、土地購入費、当初予定してお
いた金額が759万6,000円を予定しておりましたが、これは国庫補助をいただく関係上、土地鑑定をしなけれ
ばいけないことがありまして、いろんな、以前から借りておりますので、その状況等によりまして、町が
考えている価格よりはずっと低く抑えられているような鑑定評価が出ていますので、鑑定評価に基づいた
金額で購入をさせていただきますので、その差額分の77万9,000円を減額するというところでござ
います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 済みません、私がちょっと見誤ってここしか見なかった、次のページがあったの
を見なかったの。ということは、681万7,000円で購入されたということによろしいわけですね。差し引き
すればそうなりますので。では、先ほどの私が言った3割というのは、どうもおかしいなと思って言っ
たので、はい、わかりました。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 平成29年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第10、議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,566万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を10億4,956万7,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,566万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,956万7,000円とするものでございます。

補正の主な要因といたしましては、歳入では国民健康保険税が、この時期になり収入見込み額が固まってきたことによるもので、このほかの歳入につきましては、交付額及び繰入額が確定したことにより、それぞれ増額、減額を行うものでございます。

歳出では、医療機関等に医療費の一定割合を支払う療養給付費について、今後の支払いに見合う額を確保することによるもので、このほかの歳出につきましては、支払額が確定したことにより減額を行うものでございます。

補正予算の内容につきまして、説明書によりご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開きください。初めに、歳入ですけれども、第1款第1項国民健康保険税の補正額は、1,110万円の減額で、第1目一般被保険者国民健康保険税、第2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入見込み額が算出されましたので、それぞれの節につきまして減額をするものでございます。

次に、第5款国庫支出金、第1項国庫負担金の補正額は、1,315万5,000円の減額で、第1目療養給付費負担金及び第2目高額医療費共同事業負担金は、負担金額の決定に伴いそれぞれ減額するものでございます。

第2項国庫補助金の補正額は、588万7,000円の減額で、第1目財政調整交付金は、市町村国保の財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、普通調整交付金額の決定に伴い減額をするものでございます。

次に、第6款第1項第1目療養給付費交付金の補正額は、22万7,000円の減額で、退職被保険者等の加入者数により療養給付費を決定するもので、交付額が決定いたしましたので増額をするものでございます。

次に、第8款県支出金、第1項県負担金の補正額は、71万4,000円の減額で、第1目高額医療費共同事業負担金ですが、高額な医療費による財政運営の不安定を緩和するため、国保団体連合会が実施している高額医療費共同事業へ拠出金を拠出しますが、その財源として県から交付されるもので、実績に基づき減額をするものでございます。

次に、第2項県補助金の補正額は、356万4,000円の減額で、第1目都道府県財政調整交付金でございますが、普通調整交付金額が決定したことにより減額をするものでございます。

第3項広域化等支援基金支出金の補正額は、1万1,000円の増額で、平成30年度から国保制度改正を周知するチラシを作成するために交付されるものでございます。

次に、第9款、済みません、8ページ、9ページです。次に、第9款第1項共同事業交付金の補正額は、5,331万9,000円の減額で、第1目高額医療費共同事業交付金及び第2目保険財政共同安定化事業交付金は、高額医療費による財政運営の不安定を緩和するため、また国保間の財政の安定化を図るため、国保団体連合会から交付されるもので、交付額の決定に伴い、それぞれの節について減額をするものでございます。

次に、第11款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金の補正額は、94万円の増額で、繰入額の決定に伴い、それぞれの節について増額をするものでございます。

次に、歳出の補正内容についてご説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費及び第2目退職被保険者等療養給付費でございますが、被保険者の疾病、負傷に対する医療費の被保険者の負担分で、7割、8割分を医療機関等に支払う費用となります。

第1目一般被保険者療養給付費の補正額は、財源内訳のとおり財源の組み替えを行うもので、補正後の額に変更はございません。

第2目退職被保険者等療養給付費の補正額は、1,000万円の減額で、加入者数の減により給付額の減少が見込まれるため、減額をするものでございます。

次に、第2項高額療養費の補正額は1,300万円の減額で、第1目一般被保険者高額療養費及び第2目退職被保険者等高額療養費でございますが、高額医療費共同事業交付金の額が確定したため、並びに加入者数の減により支給額の減少が見込まれるため、それぞれ減額をするものでございます。

次に、第3款第1項第1目後期高齢者支援金等の補正額612万円の減額及び第6款第1項第1目介護納付金の補正額244万7,000円の減額は、それぞれ支払額の確定により減額をするものでございます。

次に、第7款第1項共同事業拠出金の補正額2,074万7,000円の減額でございますが、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業の拠出金として、国保団体連合会へ拠出する費用となっておりますが、拠出額の決定に伴い、第1目高額医療費拠出金、第3目保険財政共同安定化事業拠出金、ともに減額をするものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。第9款第1項第1目基金積立金の補正額3,334万7,000円の減額でございますが、基金積立額の確定に伴い減額をするものでございます。

以上で、議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 平成29年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第11、議案第19号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第19号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,066万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を7億6,551万2,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第19号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,066万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,551万2,000円とするものでございます。

次に、2ページ、3ページをごらんください。款項別の補正額につきましては、ごらんのとおりとするものでございます。

内容につきましては、予算説明書によりご説明いたします。

歳入につきましては、6ページ、7ページをごらんください。第1款保険料、第1項第1目第1号被保険者保険料の現年賦課分207万4,000円は、予算額と比較し、収入額が多くなる見込みとなったため増額するもので、補正後の額を1億5,923万9,000円とするものでございます。

次に、第3款国庫支出金666万2,000円の減額で、補正後を1億6,184万円、第4款支払基金交付金1,342万8,000円の減額で、補正後を1億8,587万4,000円、第5款県支出金148万5,000円の減額で、補正後の額を1億686万7,000円ですが、これらにつきましては、国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、交付金の交付決定に伴い、それぞれ減額をするものでございます。

次に、第7款繰入金116万円の減額で、補正後の額が9,590万6,000円でございますが、介護給付費に係る実績見込みによりまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出につきましては、8ページ、9ページをごらんください。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費453万円の増額、第2項介護予防サービス等諸費500万円の減額、第4項高額介護サービス等費47万円の増額でございますが、各目の費用実績見込みに合わせて増減額をするものでございます。

次に、第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費959万円の減額でございますが、各目の費用実績見込みに合わせて減額をするものでございます。

第2項一般介護予防事業費及び第4項その他の諸費は、財源の組み替えを行うもので、補正の額は増減ゼロ、翌10ページ、11ページにかかっておりますが、補正の額はゼロでございます。

また、財源の内訳につきましても、特定財源、国、県支出金の中での組み替えとなり、増減はゼロとなっております。

第3項包括的支援事業任意事業費は、給与改定により過不足が生じる職員手当の中での組み替えとなり、増減額はゼロとなっております。

次に、第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金1,107万1,000円の減額でございますが、介護保険事業に要する費用の不足に充てるための基金への積立額を減額するものでございます。

以上で、議案第19号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号 平成29年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第12、議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を9,748万4,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、補正予算書の1ページをごらんください。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,748万4,000円とするものでございます。

次に、補正予算の概要についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。まず、歳入でございますが、第1款第1項後期高齢者医療保険料の補正額は507万2,000円の増額で、この時期になり、収入見込み額が固まってきたことにより、特別徴収、普通徴収、それぞれ増額を行うものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は507万2,000円の増額で、埼玉県後期高齢者医療広域連合への納付金の見込み額が固まりましたので増額を行うものでございます。

以上で、議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 平成29年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(染野光谷君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長(染野光谷君) 日程第13、議案第21号 平成30年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第21号 平成30年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ32億3,172万3,000円となり、前年度予算と比較し2,261万4,000円、0.7%の増となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(染野光谷君) 議案の内容等について各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに、企画財政課長をお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長(齊藤英夫君) それでは、議案第21号 平成30年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

まず初めに、こちらの平成30年度長瀬町一般会計、特別会計予算書1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出それぞれ32億3,172万3,000円とするものでございます。

第2条、第3条の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高限度額を定めるもので、1億5,000万円とさせていただくものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債でございますが、6ページ、7ページをごらんください。6ページ、第2表、債務負担行為につきましては、農業近代化資金利子補助は、平成30年度融資分を平成31年度以降借り入れた資金の1%以内、また中小企業経営対策資金利子補助は、平成29年度融資分を平成31年度から平成39年度まで、限度額112万3,000円について設定するものでございます。

7ページ、第3表でございますが、地方債につきましては、左の記載の目的ごとにそれぞれの限度額の欄の金額を借り入れるもので、定住促進事業8,270万円は、内訳としまして、長瀬地区公園整備に6,630万円、井戸地区公園に730万円、本野上地区公園に910万円となっております。道路新設改良事業に1,840万円、社会資本整備総合事業の3,150万円は幹線1号線、南桜通りの整備に、消防施設整備事業290万円は防災行政無線維持管理事業に、上水道広域化施設整備事業出資は基盤整備等強化事業に4,930万円、それと実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債1億3,000万円、合わせて限度額3億1,480万円を予定しております。

次に、少し飛びまして、124ページをお開きください。地方債に関する調書でございますが、表の一番下の合計欄をごらんください。左から平成28年度末現在高は30億5,767万2,000円で、平成29年度末現在高

見込み額が30億3,455万3,000円となっております。平成30年度中の起債見込み額が3億1,480万円で、元金償還見込み額が3億1,775万3,000円、その結果、平成30年度末現在高見込み額は30億3,160万円となり、平成29年度末に比べ295万3,000円の減となる見込みでございます。

なお、3の減税補填債、4の臨時税収補填債、5の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。

それでは、次に、お配りしております平成30年度当初予算の概要、こちらの概要をごらんください。

それでは、まず1ページでございますが、1の予算規模でございます。一般会計は、先ほど申しましたように32億3,172万3,000円で、平成29年度と比べ2,261万4,000円の増額、0.7%の増加となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせました4会計の合計は49億3,450万1,000円で、平成29年度と比べ2億273万3,000円の減額、3.9%の減少でございます。

次に、2ページをごらんください。一般会計の歳入につきましてご説明を申し上げます。まず、1の町税でございますが、平成30年度は8億3,065万2,000円で、法人税や軽自動車税の増額はあるものの、個人町民税や固定資産税等の減額により、前年比2,484万5,000円の減額、2.9%の減少となっております。

2番目の地方譲与税から11番目の交通安全対策特別交付金までは、平成29年度の実施見込みや平成30年度の事業規模などから見込まれる額を計上したものでございます。

12番目の分担金及び負担金は5,636万1,000円で、児童保育費負担金や学校給食費などで、前年比139万9,000円の増額、2.5%の増加となっております。

13番目の使用料及び手数料は2,445万6,000円で、町営住宅使用料や社会教育施設の使用料、戸籍住民基本台帳手数料などで、前年比41万5,000円の減額、1.7%の減少となっております。

14番目の国庫支出金につきましては2億9,470万6,000円で、児童手当等の減額はありますが、児童保育事業や社会資本整備総合交付金などの増額で、前年比1,224万9,000円の増額、4.3%の増加となっております。

15番目の県支出金につきましては1億7,398万6,000円で、障害者自立支援給付費等の減額はあるものの、児童保育事業や認定こども園事業などの増額で、前年比1,290万6,000円の増額、8%の増加となっております。

17番目、寄附金につきましては、ふるさと長瀬応援寄附金を1,500万円見込み、前年比500万円の増額、50%の増加となっております。

次に、20番目の町債でございますが、3億1,480万円で、長瀬地区公園整備事業や道路新設改良事業、社会資本整備総合事業などに充てる起債と実質的な地方債の代替財源であります臨時財政対策債の借り入れを合わせ5,690万円の増額、22.1%の増加となっております。

21番目の繰入金でございますが、2億813万2,000円で、歳出額との不足額を充てるため、財政調整基金、減債基金等を繰り入れるもので、前年比5,109万7,000円の減額、19.7%の減少となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、4ページをお開きください。歳出の概要につきましてご説明申し上げます。

まず、目的別の歳出でございますが、1番目の議会費では4,267万4,000円で、議場放送設備使用料等の減額等により、平成29年度に比べ37万3,000円の減額、0.9%の減少となっております。

2番目の総務費につきましては7億9,541万5,000円で、人件費等の減額はありましたが、長瀬地区公園整備事業などの増額により、前年比962万9,000円の増額、1.2%の増加となっております。

3番目の民生費につきましては9億935万8,000円で、認定こども園運営委託や本野上地区公園整備事業、ふれ愛ベース長瀬の開設等により、前年比3,035万5,000円の増額、3.5%の増加となっております。

4番目の衛生費でございますが、4億8,284万5,000円で、秩父広域市町村圏組合上水道事業への生活基盤施設耐震化事業出資債の増額等がありますが、下水道処理事業等の減額により、前年比1,443万1,000円の減額、2.9%の減少となっております。

6番目の農林水産業費につきましては3,203万4,000円で、井戸農村公園事業等の増額がありますが、矢那瀬地区拠点整備事業等の減額により、前年比162万7,000円の減額、4.8%の減少となっております。

7番目の商工費につきましては3,276万9,000円で、魅力ある観光地づくり事業等の減額により、前年比317万4,000円の減額、8.8%の減少となっております。

8番目の土木費につきましては1億6,796万2,000円で、幹線1号線、南桜通り工事等の増額はあるものの、橋梁長寿命化計画策定業務等の終了により、前年比268万5,000円の減額、1.6%の減少となっております。

9番目の消防費につきましては1億6,294万7,000円で、消防団装備改善事業等の増額はあるものの、常備消防事業負担金の減額等により、前年比113万3,000円の減額、0.7%の減少となっております。

10番目の教育費でございますが、2億6,144万円で、放課後子供教室事業、中学生学力アップ事業、郷土資料館整備事業等の増額はあるものの、人件費等の減額により、前年比221万8,000円の減額、0.8%の減少となっております。

12番目の公債費は3億3,903万3,000円で、前年比826万7,000円の増額、2.5%の増となっております。

次に、5ページの性質別歳出の表をごらんいただきたいと思います。こちらにも主なものにつきまして概要をご説明いたします。

1番目の人件費につきましては6億6,809万2,000円で、職員給与や共済組合負担金の減額により、前年比2,016万7,000円の減額、2.9%の減少となっております。

2番目の物件費につきましては4億199万7,000円で、固定資産評価がえ事業や福祉関係計画策定事業の減額等により、前年比2,388万9,000円の減額、5.6%の減少となっております。

3番目の維持補修費につきましては2,362万1,000円で、役場庁舎非常用バッテリー交換工事の完了等により、前年比151万4,000円の減額、6%の減少となっております。

4番目の扶助費につきましては5億1,352万3,000円で、児童保育事業や認定こども園事業等の増額により、前年比3,311万3,000円の増額、6.9%の増加となっております。

5番目の補助費等につきましては7億6,708万5,000円で、下水道組合や秩父広域市町村圏組合負担金等の減額により、前年比4,169万2,000円の減額、5.2%の減少となっております。

6番目の普通建設事業費につきましては2億4,880万9,000円で、長瀬地区公園整備事業、幹線1号、南桜通り整備事業等の増額により、前年比6,584万9,000円の増額、36%の増加となっております。

8番目の公債費につきましては3億3,903万3,000円で、借入金の元金、利子の償還で前年比826万7,000円の増額、2.5%の増加となっております。

9番目、積立金につきましては1,650万2,000円で、公共施設整備基金、ふるさと長瀬応援基金等への積立金で、前年比200万円の増額、13.8%の増加となっております。

10番目、投資及び出資金につきましては、秩父広域市町村圏組合上水道事業への出資金の増額があり、5,658万5,000円で、前年比95.8%の増加となっております。

11番目の貸付金は188万円で、育英奨学金の貸付金で、前年比160万円の減額、46%の減少となっております。

12番目、繰出金につきましては1億8,959万2,000円で、特別会計繰出金などの減額により、前年比2,543万8,000円の減額、11.8%の減少となっております。

以上が平成30年度の一般会計予算の概要でございます。

次に、各担当から主要事業の主なものにつきまして、また予算書に戻っていただきまして、説明をさせていただきます。

初めに、私のほうから企画財政課で所管いたします主なものをご説明いたします。

予算書の36ページをごらんください。36、37ページです。下のほうになりますが、第2目広報広聴費291万2,000円につきましては、「広報ながとろ」発行に係る費用でございます。

第3目財政管理費116万2,000円で、前年比43万5,000円の減額、次のページにかけてでございますが、予算書の印刷代や新公会計システムの利用料でございます。

真ん中辺です。第6目財産管理費3,039万9,000円は、庁舎の維持管理に伴う光熱水費や補修点検、また物品の管理などの経費で、前年度に比べ428万2,000円の増額となっております。

主な増額は、第13節委託料1,436万2,000円で、説明欄の一番下でございますが、新規事業としまして、公共施設の維持管理計画を策定するため、公共施設個別施設計画策定業務委託料が新たにふえております。

次に、41ページをごらんください。上のほうの第19節負担金、補助及び交付金では、埼玉県が行います入札参加資格の共同受付及び電子入札共同システムの改修に伴う負担金の増額となっております。

次に、42、43ページをごらんください。中段やや下でございますが、第12目ふるさと長瀬応援基金費600万1,000円で、前年比200万円の増額で、ふるさと納税でご寄附をいただいた金額から返礼品等の必要経費を引いた金額を基金に積み立てるものでございます。寄附金予定額は1,500万円と見込んでおります。そのうち、返礼品等の諸経費900万円と見込み、基金への積み立ては600万円を予定させていただいております。

第13目公共施設整備基金費1,000万円は、基金への積み立てでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費7,227万2,000円で、前年比276万7,000円の増額となり、この事業は、住民、税務、財務の基幹系システムの管理を行う費用や総合行政ネットワークなど内部情報系システムの管理費用、ほかに企画業務を行う上での事務経費を計上しております。

具体的には、第11節需用費の消耗品680万1,000円につきましては、主にふるさと納税返礼品代で665万円、それに公用車に張るはつらつマーク代となっております。また、第12節役務費の手数料383万6,000円のうち226万6,000円は、ふるさと納税のシステム等の使用料でございます。

次のページをごらんください。新規事業としまして、第14節使用料及び賃借料2,101万8,000円のうち、説明欄一番下で、お試し移住定住用住宅借上料54万円は、町内の空き家を借り、移住定住のための拠点としてお試し居住をしていただくための空き家の借上料となっております。

第19節負担金、補助及び交付金2,763万8,000円のうち、新規事業といたしまして、モンベルフレンドタウン負担金は、平成29年度に株式会社モンベルと包括連携協定を締結し、モンベルフレンドタウンへ登録し、モンベルフェアの出店やモンベル会員78万人への配付をしています冊子やホームページ等へ長瀬町を掲載し、町のPRを図るものでございます。

次の幸せリーグ負担金は、東京都荒川区との交流事業の一環として、交流都市間の職員の研修の参加費負担金でございます。

少し飛びまして、50、51ページをごらんください。第6項統計調査費36万8,000円、前年比7万5,000円の増額で、平成30年度の主な調査は、通常の調査事務のほか、第2目人口統計調査費26万2,000円は住宅土地統計調査の実施、第3目経済統計調査費9万7,000円は平成31年度に実施される工業統計の準備のための経費を計上させていただいております。これは、県の委託金で実施するものでございます。

また、少し飛びまして、114、115ページをお開きください。114、115ページです。第12款公債費、第1項公債費3億3,903万3,000円、前年比826万7,000円の増額で、説明欄のとおり町債の元金及び利子を償還するものでございます。

以上が、平成30年度予算の概要と企画財政課の主な事業の予算内容でございます。

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第21号 平成30年度長瀬町一般会計予算を引き続き議題といたします。

各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに総務課長、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、総務課で所管している平成30年度一般会計予算の主なものにつきましてご説明いたします。

予算書の34、35ページをごらんください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、平成30年度予算額5億3,284万5,000円でございます。主な内容でございますが、町長、副町長の給与と教育長及び教育委員会16名、特別会計4名で支弁する職員を除き、農業委員会の職員については一般職に加えておりますので、職員66名の給与として、第2節の給料、第3節の職員手当、新たなものとして管理職員特別勤務手当17万4,000円がありますが、週休日や深夜の災害対応など、勤務の振りかえができない時間帯の出勤に対する管理職への手当でございます。

第4節の共済費、公用車の管理経費として、第11節需用費の燃料費や修繕費、第12節役務費、次のページになりますが、36、37ページをごらんください。公用車の点検、車検費用の手数料や自動車保険料。第13節の委託料は、経常的な委託業務のほか、新規事業として職員採用試験適性検査委託料13万円でございます。これは面接試験の参考とするための性格、傾向等进行检查するために実施するものでございます。

第14節の使用料及び賃借料でございますが、経常的な使用料のほか、新規事業として例規データベースシステムL G W A N使用料26万円でございますが、現行インターネット経由で利用しているものを、事務能率の効率化やセキュリティの向上を図るため、L G W A N接続で利用するものでございます。

第18節の備品購入費の庁用器具購入費でございますが、保存文書の増加に伴い、移動棚を購入する費用でございます。

第19節の負担金、補助及び交付金は、特別職、一般職の退職手当負担金、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金などのほか、行政事務を執行する上でのもろもろの経費でございます。

なお、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等につきましては、給与費明細書として、法令に基づいた様式といたしまして、予算書の118ページから122ページにかけて記載してございますので、後ほどごらんいただければと思います。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても、各予算説明書の後に記載してございます。

次に、40、41ページをごらんください。第8目交通安全対策費は175万8,000円で、交通指導員の活動経費として報酬や費用弁償、第11節需用費と第18節備品購入費の被服費は、交通指導員へ貸与いたします活動服などの購入費用で、そのほか交通安全啓発活動に要する費用や交通安全団体へ対する補助金などがございます。

第9目自治振興対策費は予算額8,585万6,000円で、第11節需用費の光熱水費は防犯灯の電気料、第12節役務費の手数料はLED電気の交換手数料でございます。

第15節工事請負費は、防犯灯の新設、移設要望に対応するための新設移設経費と、長瀬地区公園整備工事8,299万8,000円でございますが、本年度は舗装工、安全施設工、遊具や健康器具の設置工事を行うため、公園整備工事の費用を計上してございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、コミュニティ協議会への補助金や行政区の地域振興対策事業に対する補助金を計上しております。

次に、42、43ページをごらんください。第10目諸費は780万8,000円で、区長会事業として各行政区の正副区長への報酬や、第12節役務費の回覧配布手数料のほか、第13節委託料につきましては、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金でございますが、各種構成団体協議会への負担金などの費用でございます。新たなものといたしましては、区長会事業運営費補助金3万円でございますが、区長会事業に対する運営費を補助金として計上させていただきました。

次に、48、49ページをごらんください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費は69万1,000円で、通常の選挙管理委員会の管理経費で、選挙管理委員の報酬や選挙関係の図書、法規追録代、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙システムソフトレンタル料等でございます。

第3目県議会議員選挙費は263万9,000円で、平成31年4月29日任期満了の県議会議員選挙執行に係る経費でございます。選挙期日はまだ未定でございますが、平成31年4月5日告示、14日執行が有力となっておりますことから、第11節消耗品費は、ポスター・掲示板や事務用品代、第12節入場券の発送代、第13節委託料、ポスター掲示板設置撤去委託料など平成30年度中に準備しなければならない経費を計上したものでございます。

次に、88、89ページをごらんください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費1億3,375万9,000円でございますが、第19節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合の常備消防への負担金と秩父消防署北分署の土地に係る皆野町への負担金でございます。

次に、第2目非常備消防費1,644万4,000円でございますが、消防団の円滑な運営を図るための費用で、第1節は消防団員への報酬、第8節は退職団員への報償金や消防特別点検時の記念品代、第9節は消防防災活動に対する消防団への費用弁償、第11節は団員への支給、貸与する消耗品費や消防防災活動で使用する消耗品、消防車の燃料代、消防車やポンプの修理代など、第12節役務費は、消防車両の点検、車検代や保険料、第18節の備品購入費は、消防資機材や経年劣化が著しい防火服を買いかえる費用、第19節負担金、補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等共済基金への負担金や構成団体への負担金のほか、消防団

運営のための交付金でございます。

次に、第3目消防施設費は397万5,000円で、消防詰所、消防コミュニティセンターや防火水槽など消防施設の維持管理を行うもので、第11節の需用費は、詰所などの光熱水費や修繕費で、次の90ページから91ページをごらんください。第19節の負担金、補助及び交付金333万1,000円は、消火栓の新設及び維持管理に係る経費を秩父広域市町村圏組合に支払う負担金でございます。

次に、第4目防災対策費は876万9,000円でございます。主な内容でございますが、第11節の需用費は、飲料水や食料、その他必要な災害備蓄品を購入するための費用や、災害時対応用の活動服、LPガスボンベ、第12節役務費の通信運搬費は、防災行政無線などの通信費でございます。第13節の委託料は、町の防災行政無線設備保守点検委託料でございます。また、新たなものとして、全国瞬時警報システム、Jアラートでございますが、現行の受信機では平成31年度から情報受信ができなくなることから、新型受信機装置を設置するための委託料292万7,000円を計上しております。

第14節使用料及び賃借料でございますが、電波使用料、土地借上料でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、被災者生活再建支援法を補完するための制度である埼玉縣市町村被災者安心支援制度負担金と、自主防災組織の活動や資機材整備に対する補助金でございます。

以上が、平成30年度当初予算の総務課の主なものについてでございます。よろしくお願いたします。

○議長（染野光谷君） 次に、税務課長をお願いします。

税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 続きまして、税務課関係につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入の町税についてでございますが、当初予算書の12、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税でございますが、3億1,602万6,000円で、前年度と比較いたしまして1,081万2,000円、3.3%の減額となっております。この要因につきましては、納税義務者数及び個人所得の減少、景気の影響などにより、減額で見込ませていただきました。

次に、第2目の法人町民税でございますが、3,426万8,000円で、前年度と比較いたしまして304万1,000円、8.9%の増額となっております。この要因につきましては、業績が好調である企業がございやすことから、増額で見込ませていただきました。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、4億1,132万4,000円で、前年度と比較いたしまして1,711万1,000円、4.0%の減額となっております。この要因でございますが、平成30年度は評価がえの基準年度でございますが、土地につきましては依然として地価が下落傾向にありますことから、3.1%の減額を見込ませていただきました。家屋につきましては、新築家屋の建築棟数は昨年より減少しておりますものの、サービス付高齢者向け住宅等の建築により増加の見込みとなっておりますが、既存家屋の評価単価の減価を見込んだため、家屋全体では5.7%の減額を見込ませていただきました。償却資産につきましては、太陽光発電設備などの設備投資の増加がございましたが、既存資産の減価償却分を考慮して、0.6%の減額を見込ませていただきました。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金でございますが、190万1,000円で前年度と同額となっております。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、2,359万2,000円で、前年度と比較いたしまして53万7,000円、2.3%の増額となっております。この要因でございますが、軽自動車税の需要が伸

びておりますことを考慮いたしまして増額を見込ませていただきました。説明欄につきましては、主要車種ごとにまとめ、台数を括弧書きにさせていただきます。

第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、4,050万円で、前年度と比較いたしまして50万円、1.2%の減額となっております。

12、13ページの一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。町税の合計でございますが、8億3,065万2,000円で、前年度と比較いたしまして2,484万5,000円、2.9%の減額を見込ませていただきました。

次に、歳出関係の主なものについてご説明申し上げます。44、45ページをごらんいただきたいと存じます。第3項徴税费、第1目税務総務費121万8,000円でございますが、税務事務の管理的業務のほか、固定資産評価審査委員会の設置に伴う報酬、各種協議会への負担金等の税務総務事業の経費でございます。

第2目賦課徴収費2,437万6,000円でございますが、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための賦課徴収事業の経費でございます。

第11節需用費は、参考図書代などの消耗品、次のページをごらんいただきたいと思っております。第12節役務費は、口座振替手数料、コンビニ収納取扱手数料でございます。

第13節委託料は、電算業務委託料及び固定資産基礎資料作成業務委託料670万円は、平成30年度が3年に1度の固定資産税の評価がえの年でありますので、固定資産税の地番図、家屋図修正、家屋の経年判読等を行うための予算でございます。

第14節使用料及び賃借料は、納税環境の充実を図るための各種税務情報システムのソフトウェア利用料、国税連携の地方税電子申告関係サービス利用料等でございます。

以上で、税務課関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（染野光谷君） 次に、町民課長、お願いします。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） 続きまして、町民課関係の所管事業のうち、主なものにつきまして、平成30年度予算説明書に基づき説明申し上げます。

初めに、予算説明書の46、47ページの下段をごらんください。第2款総務費、第4項第1目戸籍住民基本台帳費の本年度予算額1,276万3,000円でございますが、戸籍法、住民基本台帳法に基づく記載処理や居住管理、印鑑登録などを含む各種証明書発行及びマイナンバーカード発行などの業務のほか、これらの業務を行うために必要なOA機器の保守委託や借上料、ソフトウェアの使用料などに要する費用となっております。

第13節委託料は、各システムの保守委託料のほか、新規事業といたしましては、住基ネットシステム保守料9万7,000円で、そのほかは、昨年と同様に地方公共団体情報システム機構に個人番号カードなどの作成業務を委託する費用を、1枚おめくりいただき、48、49ページをごらんください。第14節使用料及び賃借料は、お示ししてあるとおり、各システムの機器借り上げ、ソフトウェア使用料のほか、新規事業といたしましては、戸籍サーバーラック借上料5万2,000円となっております。

次に、56、57ページをお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費の本年度予算額7,909万4,000円でございますが、経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、重度の障害のある方に対して医療費の一部負担金分を助成する重度心身障害者医療支給事業、ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を目的に医療費の一部負担金分を助成するひとり親家庭等医療費支給事業、国民健康保険事業の円滑な運営を図ることを目的に、必要な経費を国保特別会計に繰り出しを行う国民健康保険事業と

なっております。

内容でございますが、第20節扶助費では、重度心身障害者、ひとり親家庭等における医療給付費の一部負担金として、第28節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰り出しで、保険基盤安定繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金の繰り出しを行うものがございます。

次に、第4目老人保健費の本年度予算額1億1,767万3,000円でございますが、後期高齢者医療事業を対象とした一般会計分の経費を支出するもので、具体的な内容といたしましては、第13節委託料は、被保険者の健康診査に係る経費、第19節負担金、補助及び交付金では、埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定分の負担金、第28節繰出金でございますが、事務費分や法令に基づき、基盤安定負担金として後期高齢者医療特別会計に繰り出しを行うものがございます。

次に、60、61ページをお開きください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費の本年度予算額1,996万2,000円でございますが、乳幼児及び児童生徒さんの保健の向上と経済的負担の軽減を図ることを目的に、医療費の一部負担金分を支給することも医療費支給事業で、具体的な内容といたしましては、第20節の扶助費で、乳幼児から高校生世代までの医療費の一部負担を行う負担金分となっております。

次に、第3項国民年金費、第1目国民年金総務費の本年度予算額67万9,000円でございますが、国民年金制度の啓発及び各種届け出の申達、年金相談への対応を目的とした費用となっております。新規事業としては、年金生活者支援給付金の支給に伴う改修及び届け出証等の電子媒体化促進に伴う国民年金システム改修業務委託料33万1,000円でございます。

次に、62、63ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費の本年度予算額265万3,000円でございますが、狂犬病予防注射や空き家対策に係る衛生一般事業、ごみの減量化、リサイクルの推進や、不法投棄対策を進める廃棄一般事業でございます。

具体的な内容といたしましては、第1節の報酬は、空き家対策推進協議会委員の報酬で、第13節委託料の長瀬町環境美化業務委託は、河川や道路沿いの清掃、不法投棄廃棄物の撤去、春秋のごみゼロ運動で回収されたごみの処分などの業務を委託するための費用、第19節負担金、補助及び交付金では、生ごみ処理機購入の助成となっております。

次に、第2目環境衛生費の本年度予算額は1,051万円でございますが、地球温暖化抑制に取り組んでいる温暖化対策事業、首都圏歩道の維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、秩父広域で共同処理をしている火葬業務等に係る斎場費事業などとなっております。

具体的な内容としましては、第13節委託料は、平成27年3月に役場前駐車場に設置しました急速充電施設の保守点検と首都圏自然歩道の管理委託料で、第19節負担金、補助及び交付金では、太陽光発電システム5基、高効率給湯器2基分に対して補助金を交付するとともに、秩父広域市町村圏組合負担金では、火葬業務等に係る費用を負担するものがございます。

ページを1枚おめくりいただき、64、65ページの下段になりますが、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目塵芥処理費の本年度予算額5,154万9,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合のごみの収集、運搬処理業務に対します負担金となっております。

次に、第2目し尿処理費の本年度予算額2億8,211万7,000円でございますが、皆野・長瀬下水道組合が行っております下水道事業、し尿処理事業、浄化槽事業に係る経費で、具体的には66、67ページになりますが、第19節負担金、補助及び交付金でお示ししてある下水道し尿処理の運営に係る負担金でございます。

浄化槽市町村整備型は、公共下水道計画区域外に組合が浄化槽を設置、維持管理する事業の負担金でござい
ます。合併処理浄化槽個人設置整備事業補助金は、従来の個人設置型の浄化槽を設置する場合に町が助
成する費用となっております。

次に、第4款衛生費、第3項上水道費、第1目上水道費の本年度予算額8,562万2,000円でございますが、
上水道事業に係る費用として、秩父地域広域水道事業統合に関する覚書で示された経費の負担や、地方公
営企業繰り出し基準に基づく地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費を計上させていただきますし
た。

第19節負担金、補助及び交付金では、簡易水道に関する不採算経費補助金ですが、こちらは負担金名称
変更によるもので、第24節投資及び出資金では、簡易水道償還元金出資金は負担金からの名称変更による
ものでございます。これらは、生活基盤施設耐震化事業出資金でございますが、秩父圏域の上水道の安定
供給を図るため、それぞれ繰り出し基準に基づき負担及び出資を行うものでございます。

以上で、平成30年度一般会計予算の町民課関係の主な事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（染野光谷君） 次に、健康福祉課長、お願いします。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 続きまして、健康福祉課関係の主なものにつきましてご説明いたします。

予算説明書の52、53ページをお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会総務費1
億9,578万3,000円でございますが、心身障害者等補助事業、障害者自立支援給付費事業、社会福祉協議会
やシルバー人材センター、民生児童委員活動費補助、世代間交流支援センターや高齢者障がい者いきいき
センターの運営管理などに関する経費でございます。

第8節報償費は、健康福祉推進委員会委員への報償費で、第7期高齢者福祉計画等の策定終了により減
となっております。

第13節委託料は、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理料などのほか、新規事業として、平成31年
度に策定する子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施123万2,000円と、総合福祉シス
テムSWANのシステム改修96万7,000円を計上しておりますが、第7期高齢者福祉計画等の策定により
減となっております。

第19節負担金、補助及び交付金は、次のページ、54、55ページにかけてとなっておりますが、障害者自
立支援給付費事業、介護給付費・訓練等給付費負担金、自立支援医療負担金、民生児童委員活動費補助金、
社会福祉協議会とシルバー人材センターの運営費補助金などのほか、新規事業として、県が実施します婚
活事業、SAITAMA出会いサポートセンター協議会負担金3万3,000円を計上しております。

第20節扶助費は、在宅重度心身障害者手当、日常生活用具や補装具給付費を計上しております。

次に、54、55ページ中ほどの第2目老人福祉費1,295万9,000円でございますが、在宅高齢者に対する事
業、老人保護措置や老人福祉施設運営に関する経費でございます。

第13節委託料は、老人福祉施設への保護措置委託料、緊急通報システム管理委託料などを計上しており
ます。

第14節使用料及び賃借料は、特別養護老人ホームながとろ苑の敷地借上料と緊急通報システム機器借上
料を計上しております。

第19節負担金、補助及び交付金は、老人クラブ連合会や単位老人クラブへの補助金などのほか、新規事
業として介護支援専門員更新研修負担金を計上しております。

次に、58、59ページをごらんください。第5目介護保険費1億865万1,000円でございますが、介護保険

特別会計への繰出金などに関する経費でございます。

第28節繰出金は、介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費分で1億775万1,000円を計上しております。

次に、ページ中ほど、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費3億7,455万7,000円でございますが、保育所運営委託料、認定こども園施設型給付、放課後児童クラブ、子育て支援事業、多世代ふれ愛ベース長瀬の運営管理、本野上地区公園整備や児童手当などに関する経費でございます。

第7節賃金は、放課後児童クラブの指導員・子育て支援員の賃金を計上しております。

第8節報償費は、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業の講師などの謝金を計上しております。

第11節需用費は、放課後児童クラブ室の施設及び備品の修繕などのほか、多世代ふれ愛ベース長瀬設置に伴う光熱水費を計上しております。

第12節役務費は、多世代ふれ愛ベース長瀬の電話・ネットワーク使用料を計上しております。

第13節委託料は、保育所運営費の委託料1億7,932万4,000円、認定こども園運営費委託料3,349万9,000円、民間放課後児童クラブ委託料などのほか、新規事業として、多世代ふれ愛ベース長瀬の設備、保守点検、警備、休日の管理委託等、146万5,000円及び本野上地区公園設計委託240万円、管理業務委託160万円を計上しております。

次に、60、61ページをごらんください。第14節使用料及び賃借料は、各種システムの利用料やAEDリース料などのほか、多世代ふれ愛ベース長瀬コピー機借上料及びAEDリース料を計上しております。

第15節工事請負費は、新規事業として、社会資本整備総合交付金を受けての多世代ふれ愛ベース長瀬の隣に、約900平方メートルの本野上地区公園設置のための工事費1,300万円を計上しております。

第19節負担金、補助及び交付金は、低年齢児や障害児の受け入れ、1歳児保育に関する保育士加配を助成する安心・元気！保育サービス支援事業補助金、延長保育事業補助金などを計上しております。

第20節扶助費は、児童手当を計上したほか、子育て支援金は支給額の改正により101万円増額して計上しております。

次に、64、65ページをごらんください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費2,161万1,000円でございますが、保健センターの維持管理、救急医療に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会などに関する経費でございます。

第4節共済費、第7節賃金は、育児休業保健師の代替職員の社会保険料及び賃金を計上しております。

第11節需用費、第13節委託料、第14節借上料は、保健センターの維持管理のための費用や土地の借上料を計上しております。

第19節負担金、補助及び交付金は、救急医療に関する秩父広域市町村圏組合負担金、ちちぶ医療協議会への負担金などを計上しております。

次に、66、67ページをごらんください。第4項公衆衛生費、第1目予防費2,878万3,000円でございますが、各種がん検診、健康教育等の成人健康推進、妊産婦訪問、乳幼児健診等の母子保健や各種予防接種などに関する経費でございます。

第4節共済費、第7節賃金は、子育て世代包括支援に係る臨時職員の社会保険料及び賃金を計上しております。

第8節報償費は、事業実施に伴います医師、看護師などへの謝金を計上しております。

第13節委託料は、各種がん検診、人間ドック、妊婦健診、各種予防接種に伴います医療機関等への委託

料を計上しております。

次の68、69ページにBCG予防接種委託料3,000円が新規となっておりますが、BCGは集団接種でございまして、その集団接種が受けられなかった場合、個別接種にて打てるように個別接種委託料として計上させていただいております。

第19節負担金、補助及び交付金は、結核予防に関する秩父広域市町村圏組合負担金、人間ドックや予防接種を契約外期間で受診した場合の補助金、骨髄移植ドナー助成金、不妊、不育症治療費補助金などのほか、新規事業として、産後1年以内に受けた乳房マッサージ等の費用に対して、1万円を上限に助成を行う母乳ケア補助金5万円を計上しております。

なお、早期不妊検査費補助金4万円は、当初予算では新規となりますが、昨年9月議会で補正計上している事業でございます。

第20節扶助費は、未熟児療育医療費を計上しております。

以上で、健康福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（染野光谷君） 次に、産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、産業観光課関係の当初予算の主なものにつきましてご説明申し上げます。

平成30年度当初予算書70、71ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費17万3,000円でございますが、労働者の雇用の安定や拡大を図るための事業を行うものとするもので、関係機関や団体への負担金や補助金となっております。

次に、72、73ページをごらんください。第6款農林水産費、第1項農業費、第1目農業委員会費471万7,000円でございますが、農業委員会の全般的な運営事業や農業者年金の加入促進、受託事務、ふるさと農園等の管理を行うものでございます。

第13節委託料59万4,000円は、新規事業として、農地情報公開システム改修費で、農業委員会法の改正に伴い、インターネット上に公開することが義務化されたため、改修を行うものでございます。

次に、第2目農業総務費72万8,000円でございますが、関係団体への負担金や補助金を支出するものでございます。

第3目農業振興費1,679万3,000円でございますが、次の74、75ページをごらんください。具体的には、有害鳥獣駆除委託料や生産団体規模拡大などへの助成、遊休農地解消対策事業の農業振興地域整備促進協議会経費と井戸地区公園整備ですが、町の総合的な農業振興に関する経費でございます。

主なものとしまして、第13節委託料225万2,000円でございますが、有害鳥獣捕獲業務の長瀬町狩猟クラブへの委託料、新規事業といたしまして井戸地区公園の測量設計業務を行うものでございます。第15節工事請負費1,184万8,000円につきましては、新規事業として、現在ある井戸地区公園の整備工事費でございます。第19節負担金、補助及び交付金223万9,000円につきましては、説明欄にあるとおり関係機関や団体への負担金、補助金となっております。

第4目緑の村管理費704万6,000円でございますが、緑の村関連施設等の維持管理や土地の借上料、花の里づくり実行委員会への補助金となっております。

第2項林業費、第1目林業総務費113万円でございますが、次の76、77ページをごらんください。森林緑化事業や宝登山四季の丘公園整備など、森林保全のための経費でございます。主なものとしまして、第14節使用料および賃借料は、園地四季の丘の共有地借上料、第15節工事請負費は、埼玉県緑化推進委員会

からの委託金による花木の植栽工事でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、関係機関や各種団体への会費や補助金でございます。

次に、第2目林業振興費57万6,000円でございますが、松林の維持や景観の保全のため、例年どおり行っております松くい虫の予防剤の注入等を実施するものでございます。

第3目林道費104万3,000円でございますが、町が管理する林道の維持管理を行うものでございます。

次のページ、78、79ページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費909万3,000円でございますが、町商工会への助成や事業者への利子補給を実施することで、商工業の振興や消費者の生活向上を図ろうとするものでございます。主なものとしましては、第19節負担金、補助及び交付金872万5,000円でございますが、町商工会が行う小規模事業指導に対する補助金、中小企業融資制度資金の借入金に対する利子補給、住宅リフォーム資金助成事業補助金を計上しております。

続きまして、第2目観光費2,367万6,000円でございますが、観光公衆トイレの管理、観光情報館指定管理委託、観光振興を行う各種団体への助成に係る経費でございます。主なものとしましては、第11節需用費490万4,000円でございますが、花いっぱい運動を推進するための消耗品や花の苗代で、光熱水費は、観光トイレなどで使用します電気、上下水道料となっております。

第13節委託料967万3,000円でございますが、観光用公衆トイレ清掃業務委託料、観光情報館指定管理委託料、桜管理業務委託料、新規事業としまして、2年前に作成した観光パンフレットをリニューアルするための観光パンフレット制作業務委託料162万円を計上させていただいております。

第14節使用料及び賃借料48万6,000円は、観光情報館や観光案内所案内灯3基の敷地の借上料となっております。

第19節負担金、補助及び交付金800万3,000円でございますが、町観光協会船玉まつり実行委員会を初め各種観光関係団体への負担金や補助金を計上させていただいております。

以上で、産業観光課関係の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、建設課長にお願いします。

建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、建設課関係の当初予算につきましてご説明いたします。

平成30年度当初予算書の82、83ページをごらんください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費736万4,000円でございますが、設計の積算システム等の保守業務や道路照明灯の維持管理、各種期成同盟会等への経費を計上いたしました。新規事業といたしまして、第15節工事請負費265万1,000円で、道路照明灯灯具LED化交換工事費を計上いたしました。水銀による環境の汚染の防止に関する法律の公布により、水銀を使用したランプの製造、輸入が平成32年12月31日以降原則禁止となるため、このため灯具に水銀ランプを使用しております道路照明灯をLEDランプに変更するものでございます。

次に、第2目道路維持費2,931万7,000円でございますが、道路維持補修、町道補修工事、交通安全施設整備工事や行政区への原材料支給など、町道を維持していくための経費を計上いたしました。

第13節委託料1,928万5,000円は、町道の除雪作業、道路台帳の補正業務、道路愛護保全管理業務等の委託料でございます。

次の84、85ページをごらんください。新規事業といたしまして、橋梁点検結果をもとに、橋梁長寿命化修繕計画により、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判断されました4橋の修繕設計を行うものでございます。

次に、第15節工事請負費600万円のうち町道補修工事400万円につきましては、道路の老朽化が進み、舗装等の傷みが激しい路線が多く、新規改良事業では対応し切れない箇所への補修工事や舗装の打ちかえ工事等を実施していくものでございます。交通安全施設整備工事費200万円につきましては、危険箇所へのガードレール、転落防止柵、道路反射鏡、グリーンベルト等の交通安全施設の設置工事費でございます。

次に、第3目道路新設改良費5,900万円でございますが、町道の新設改良の工事を行うために必要な経費を計上いたしました。工事箇所につきましては、事前に配付されております平成30年度建設課主要事業箇所をごらんいただきたいと思います。

この地図にお示ししてありますのは、赤文字が道路改良工事箇所、緑文字が魅力あるまちづくり総合整備計画、茶色の文字が町営住宅の工事箇所、青文字が水路整備工事箇所、紫色の文字が橋梁修繕工事箇所でございます。赤文字の道路改良工事の説明をいたします。まず、図面右上の矢那瀬24号線道路改良、延長81メートルの改良工事を予定しております。継続事業となっております。次に、その左側、幹線8号線道路改良、延長83メートルの改良工事を予定しております。継続事業で、平成30年度で道路改良工事が完了する予定でございます。次に、幹線8号線の下側、岩田6号線道路改良、延長200メートルの測量設計を予定しております。新規事業となります。次に、図面の中央部、幹線27号線道路改良、延長80メートルの測量設計を予定しております。ここは未改良部分となっております。

予算書の85ページに戻っていただき、第13節委託料1,500万円につきましては、先ほど説明いたしました岩田6号線、幹線27号線の測量設計業務委託料でございます。

第15節工事請負費3,950万円につきましても、先ほど説明いたしました2路線の工事費でございます。

第22節補償、補填及び賠償金450万円につきましても、先ほど説明いたしました道路改良工事に伴います電柱移設等の補償費でございます。

次に、第4目まちづくり推進費96万2,000円につきましては、建築確認達業務、都市計画基礎調査業務、道路後退に基づく測量及び用地買収を行うために必要な経費を計上いたしました。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費312万1,000円でございますが、河川の維持管理、水路整備を行うために必要な経費を計上いたしました。先ほどの平成30年度建設課主要事業箇所をごらんいただきたいと思います。青文字の水路整備工事の説明をいたします。新規事業といたしまして、図面の中央部の大字井戸地内、銅ノ入沢の護岸整備工事に伴う延長80メートルの測量設計業務委託を予定しております。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費1,319万8,000円でございますが、町が管理しております4カ所の町営住宅の維持管理を行うために必要な経費を計上いたしました。

第11節需用費371万2,000円のうち施設修繕費300万円につきましては、主に老朽化などにより室内の修繕や、入居者が退去した空き部屋等の修繕費でございます。

次の86、87ページをごらんください。第15節工事請負費245万1,000円は、塚越団地の空き家対策のモデルケースといたしまして、団地内の2戸の浴室等改修工事を行うものでございます。新規事業となります。

次に、第4項都市再生整備計画事業費、第1目道路整備費5,500万円でございますが、魅力あるまちづくり総合整備計画により、国の交付金を活用し実施するもので、幹線1号線、南桜通りの改良を行うための必要な経費でございます。

第15節工事請負費5,000万円は、もとの小沢商店の脇から下った丁字路から幹線2号線、旧大正館のところの進入路までの延長292メートルの道路改良を行うものでございます。

第22節補償、補填及び賠償金500万円は、支障電柱の移設補償費でございます。

以上で、建設課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 最後に、教育次長にお願いします。

教育次長。

○教育次長（福島賢一君） 続きまして、教育委員会関係についてご説明申し上げます。

平成30年度当初予算書の92、93ページをごらんください。第10款教育費でございますが、全体で2億6,144万円を計上いたしました。前年度と比べまして221万8,000円の減となっております。

まず、第1項教育総務費の第1目教育委員会費68万6,000円でございますが、教育委員の報酬や旅費の負担金などがございます。

次に、第2目事務局費1億5,160万1,000円は、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費を計上させていただきました。主なものにつきましては、第1節報酬の新規につきましては、新たに国、県の補助を受けて実施いたします放課後子供教室事業及び中学生学力アップ事業の運営要綱により運営委員会を設置するため、その委員報酬になります。

続きまして、第2節の給料から第4節の共済費までと第9節の旅費につきましては、教育長及び事務局職員16名の給与と旅費関係でございます。

第7節賃金は、中学校へ配置しておりますさわやか相談員1名と、通常学級において特別に配慮が必要な児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かい指導と学習支援体制を図るため、特別支援教育学校支援員を第一小学校に3名、第二小学校に2名、中学校に1名の計6名配置いたします。また、放課後子供教室、中学生学力アップ事業実施に伴います学校教育指導員1名及び活動指導員5名の賃金、通勤費でございます。

次に、第8節報奨金ですが、秩北建設組合長瀬支部へ小中学校施設修繕作業の謝金、また中学生学力アップ事業講師謝金でございます。

次に、94、95ページをごらんください。第13節委託費ですが、学校職員の健康診査や中学校公務員派遣業務、小中学校への英語講師派遣事業、矢那瀬地区児童の登下校の安全対策としての送迎委託、続いて新規といたしまして、29年度までは、矢那瀬地区PTA及び行政区の役員の方により通学路の除草作業を実施していただき、謝金を支払っていましたが、30年度からは長瀬町シルバー人材センターへ業務委託を行うものでございます。

次に、第14節使用料及び賃借料は、児童生徒の情報活用能力を育てる学習に資するため、小中学校にコンピューターを整備しているもので、5年リースを基本に、継続して活用しているパソコン機器やソフトのリース料や、小中学校、中央公民館に各1台AEDを設置しており、その4台分のリース料、また矢那瀬地区児童の送迎用車両のリース料でございます。

次に、第15節工事請負費300万3,000円ですが、第一小学校の校舎西側の3階図工室屋上より雨漏りがするため、防水改修工事を実施するものでございます。

次に、第18節備品購入費7万円ですが、中学生学力アップ事業で使用しますホワイトボード1台を購入するものでございます。

次に、第19節負担金、補助及び交付金につきましては、加盟団体への負担金と、次の96、97ページをごらんください。小中学校修学旅行補助金や、町内の幼稚園、保育園3園への国際理解教育費補助金と、中学生、高校生電車通学者通学費補助金であります。新規といたしまして、数検受検料補助金につきましては、小中学生の数検の受検機会の拡大と学力向上を目的に、1年度に1回、1,000円補助するものでござ

います。また、秩父地区PTA活動推進事業負担金につきましては、30年度から、秩父地区1市4町のPTA連合会が廃止され、秩父地区PTA連合会に1本化されるのに伴い、事務局職員の人件費等を関係市町の児童生徒数で案分し負担するものでございます。

次に、第20節扶助費は、要保護、準要保護児童生徒援助費として、給食費や新入学児童生徒学用品、修学旅行費などを支給するものです。また、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などの2分の1の額を援助する特別支援教育就学奨励費でございます。続いて、小中学校入学祝い金ですが、小学生1万円を51人に、中学生3万円を50人の計201万円を計上いたしました。

次の第3目育英費でございますが、経済的な理由により就学が困難な方に学資を貸与する育英奨学金と、大学等の入学準備金の調達が困難な方に対して貸し付けを行うもので、育英奨学金は私立大学の場合、月額3万円で、年間36万円の貸与でございます。継続分はございませんので、新規分を3名見込んで108万円を計上いたしました。入学準備金は、入学時における一時金で、私立大学入学者へは40万円を貸与しておりますが、2名分の80万円を計上しております。

次に、第2項第一小学校費と第3項第二小学校費及び第4項中学校費につきましては、それぞれの学校の運営や維持管理のために必要な消耗品費、光熱水費を初め施設管理の業務委託や備品の購入費、各種加盟団体への負担金等を計上したものでございます。

第2項の第一小学校費は、956万8,000円を計上いたしました。

次の98、99ページをごらんください。第3項の第2小学校費は、610万3,000円を計上しております。

次の100、101ページをごらんください。第4項の中学校費は1,248万円を計上しております。

次に、102、103ページをごらんください。第5項幼稚園費でございますが、私立幼稚園に通園するお子さんの保育料を援助する私立幼稚園就園奨励費補助事業を国庫補助を受け実施するもので、30万8,000円を計上しております。

次の第6項社会教育費、第1目社会教育総務費167万2,000円は、社会教育委員への報酬や人権教育、成人式祝賀会、家庭教育学級の実施に伴う報償費や需用費などと、第19節文化団体連合会や人権教育推進協議会への補助金などを計上しております。

次に、第2目公民館費1,481万5,000円でございますが、次の104、105ページをごらんください。中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、それぞれの運営や施設の維持管理に必要な需用費、委託料、土地の借上料などを計上しております。なお、11節需用費の施設修繕費116万2,000円は、公民館ロビーの雨漏り修繕のための屋根の防水シートの張りかえ、また明かり取り部分のコーキングなどを行うものでございます。

13節委託料のうち、施設管理業務委託料217万円ではありますが、平日夕方の5時15分から夜の9時15分までと、土日祝日の朝の8時半から夜の9時15分までの受付管理業務をシルバー人材センターに1名委託するものです。また、施設管理業務派遣委託料233万3,000円につきましては、平日の朝8時半から夕方の5時15分までの受付、清掃業務を初め職員からの指示業務をシルバー人材センターに1名委託するものです。

次に、第3目文化財費683万3,000円でございますが、文化財保護審議会委員の報酬を初め、文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のための経費と、遺跡発掘調査などに必要な経費で、次の106、107ページをごらんください。11節需用費の印刷製本費172万8,000円及び15節工事請負費70万4,000円でございますが、新規事業で郷土資料館の展示スペースの改修工事を行うもので、展示台、展示板の設置、

ピクチャーレールの取り付け工事などの改修に合わせて、写真解説文の展示パネル台の作成費でございます。

次に、第13節委託料の旧新井家住宅及び郷土資料館管理業務委託料217万6,000円でございますが、受付管理業務をシルバー人材センターに1名委託するものです。

次の第4目青少年健全育成費48万2,000円は、青少年育成推進委員4名への謝金と長瀬町民会議及び青少年育成会への補助金でございます。

次に、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費274万6,000円は、スポーツ推進委員への報酬やスポーツ事業の開催に必要な経費と、次の108、109ページをごらんください。第19節負担金、補助及び交付金は、体育協会へ120万円、スポーツ少年団へ35万5,000円の補助金などとなっております。

次の第2目体育施設費86万7,000円は、総合グラウンド、塚越グラウンドの維持管理を行うための経費と、第15節工事請負費15万2,000円でございますが、新規で中学校屋外照明施設電撃殺虫器取り付け工事ですが、特に夏場、消灯後に虫が民家の明かりに寄っていつてしまうため、殺虫器1台を取りつけるものです。

次に、第3目の学校給食費5,129万5,000円でございますが、学校給食センターの臨時職員12名の賃金や社会保険料、通勤費と施設の維持管理のための需用費や委託料などを計上いたしました。

また、11節需用費にあります賄い材料費2,633万6,000円でございますが、これは給食費を財源とするものですが、このうち平成30年度におきましても、引き続き子育て支援として保護者の負担を軽減するため、小学生4,100円の給食費に対し1,200円分を、中学生4,800円に対し1,500円分の補助を行い、総額635万9,000円を公費で負担することにしております。

次の110、111ページの第18節備品購入費31万2,000円は、連続炊飯器用の炊飯釜が、長年の使用でコーティングが剥がれてきたため、8台全部の入れかえを行うものでございます。

次の第4目の町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プール管理棟部分の土地借上料で10万4,000円を計上しております。

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（染野光谷君） これで各課長、教育次長の説明が終了いたしました。

暫時休憩。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時30分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を議案といたします。

先ほど内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） まず最初に、町長にお伺いをしたいと思います。

町税と人件費について、人件費は町民1人当たりの割合を教えてくださいたいと思います。

次に、観光のビッグデータ、町長は覚えているでしょうか。毎回私は、観光のお客さんが多くなって、

税金の収入、あるいは町長も270万円という数字を使って観光が非常に盛り上がっているというお話をしているのを私も聞きましたので、入り込み客数がふえたり売り上げがふえて税金にどんな効果がビッグデータ効果であらわれているのか、ちょっとここをお伺いします。

それから、少子高齢化のこの町で、この予算を組むのに、町長、教育費、子供たちに1人当たりの予算、どのくらいかけたか、もしあれだったら計算してもらってお答えください。

それから、町税が減になっています。この減になっている要因は町長はどういう予測をしているか、お願いをいたします。

また、公共交通の関連で、高齢者が住みなれた場所で生活することがいいという言葉があちらこちらで出てきている今、この予算の中でも子供の送迎の議題も出ています。中学生が電車通学で一部定期代の補助がある。こういうのを考えてこの公共交通関連で、もっと子供たちの送迎拡大を考えているかどうか、お伺いをします。

次に、移住定住の問題で、町長、事業の件数、それから問題点はなかったのか。今回2棟ですか、お試しでやるという話がありますから、今までの移住定住でこの町に来た人、そういう人が何件ぐらいあって、問題点はなかったかどうか、ちょっと町長に質問しておきます。

それから、これはどうしても町の町民の方が言ってくれという意見の中で、町の窓口で町民の方が来たときに、対応する人はすごく感じはいいのだけれども、窓口の奥のほうにいる、お偉いさんという言葉その方は使うのですけれども、お茶を飲みながらこの対応をじっと見ている、見られているので行きにくくなると、そういう指摘がありました。これについて町長にお伺いをいたします。

続いて、総務課関係にお聞きをします。

地区の公民館等の問題で、防火管理者を選任するというのが最近出ているのです。今回この予算にはないのだけれども、公民館のあれがありますから、関連でこれを聞いてみたいと思うので、この地区の公民館は以前は、例えば井戸にはこの職員が担当でつくというのがありました。そういうので、防火管理者制度に町がかかわっていけないかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、Jアラートの問題がありましたけれども、Jアラートを私が一般質問でやったときに、あれが鳴ったらうちの中に逃げて、ガラス窓から離れてほしいという答えがあっただけで、その程度だったら機械をかえなくても今のままでも、Jアラートが鳴れば私は十分だと思うので、このことでお伺いをいたします。

続いて、企画財政課に伺います。

公共施設マネジメント事業で、積立金見たのですけれども、あの程度の積立金だけだと、これ考える中でどんなことができるかどうかというのが、私あれでは少な過ぎるような気がするので、一般質問でもやりましたけれども、早く百人委員会、スタートの地点からもう一度考え直して、早く公共施設の検討に入っていただきたいと思うのですが、お考えをお願いいたします。

それから、情報系システム事業の内容についてちょっと細かく教えてください。

それから、先ほど町長にも質問をしたので、定住自立圏の移住定住は全員協議会で説明会のときにも課長は聞いてもらったと思うので、町長に補足があれば、移住でどんなあれがあったか教えてもらいたいと思います。

続いて、税務課にお伺いをします。

固定資産税が減になっているという、そういう固定資産税が減になっている中で、所有者不明な土地や

建物などがどのぐらいあるのか。それと、かなりこの町も高齢化が進んでいて、こういう土地建物がスムーズのうちに名義が変更できていなければ、代がかわってくるとわからなくなるので、この固定資産税が随分減っているの、これをお聞きをいたします。

それから、コンビニ収納、あるいはコールセンターでの事業のコストの検証をちょっとしたいと思うので、どの程度の費用をかけてメリットがあったのか、教えてください。

続いて、町民課については、保険証の資格証明書の発行枚数、あるいは今まで私が聞いている中では、資格証明書は今まで発行したことがないというのは、毎年そんな答えで非常にいいのですけれども、今回はもう一步踏み込んで、短期の保険証の発行枚数を教えてください。

それから、今度は健康福祉課にお聞きをいたします。

貧困の連鎖を早く食い止めなければいけないということで、生活保護世帯の収入に等しい世帯の状況把握をどの程度しているか。前にも一般質問でやって、この問題は課長にもお願いしてあるので、生活保護世帯に等しい状況をちょっと教えていただいて、どんな手当があるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、いきいき館の利用状況、これをちょっと発表しておいてください。きのうの一般質問も、私は、ひのくち館は広報に掲載されていろいろ事業をやっているのはわかるのですけれども、いきいき館は全然わからないと。前にも課長に質問をしたのですけれども、あるお年寄りが「元気な年寄り行っちゃだめなんだとよ」という質問をしました関係で、どんな状況になっているか、お聞きをいたします。

それから、ふれ愛ベース長瀬の運営管理費203万1,000円ですか、予算書に出ています。これは、毎年この200万円はコストでかかっているのか、また土日営業で担当者はシルバーという話でありましたけれども、そのシルバーの人はどんな仕事をするのか、シルバーを頼むのであればどういう役割を果たすのか、教えてください。

それから、この予算書でいくと児童手当が減になっているのですけれども、減になっている理由をちょっと教えてください。

続いて、観光に移ります。

観光課でパンフレットを新しく委託で160万円かかると。私は、前にも、南課長の前は横山課長ですか、そのときにも言ったのだけれども、160万円で委託するのではなくて、つくって渡してやったほうが枚数が多くできるのですよ、絶対に。160万円もらって160万円やる人は多分いないと思うので、こういう委託を何とか役場で、業者に頼んで委託はしないというのが私はいいと思うので、この観光パンフレット、この観光パンフレット新事業のほかにもう一個パンフレット委託料がありますよね。増刷するというのが出ていましたけれども、それをできるかどうかをお答えをお願いいたします。

それから、井戸の農村公園整備事業、これは公園をつくるのはわかっているのですけれども、どんなあれでつくるのか、お金が結構かかっているの、この内容についてお願いをいたします。

続いて、みどりの村の事業の費用ですけれども、これは周辺の土地代もあるのだというのは私も毎年聞いているのでわかっているのですけれども、みどりの村はもうそろそろ跡地問題を考えるのだという話で来ていますので、私も商工会のほうから利用する何か、人がいたらという広告をもらいました。町では、この跡の跡地利用の問題、今現在どの程度になっているか、お聞きをします。

それから、観光協会のこれは中に入っているのだと思うのですけれども、駅前のモニュメント、これが壊れたまま放置されている、これの足かせがあって壊せないのか、それともあれをどうにか利用するのか、私以前観光協会長とこの話をしたときに、このモニュメントのお金は幾らでもないのだよという程度でお

答えなので、幾らでもと言ったって、税金を私たちは使われているのだったら、そういう答弁では困るので、壊れたまま置いておいて私はいいと思いませんので、状況を教えてください。

それから、観光情報館は指定管理をしています。この観光情報館は、観光協会以外に貸し出したり使用してもらっている状況があるかどうか教えてください。

建設課に質問をいたします。南桜通りの費用が出ております。南桜通りは、工事は今度、工事の最終地点は私はわかっているのだけれども、そこまでやるとなると、出入り口、以前に私はこれ質問をしています。長瀬駅前踏切の南桜通りの入り口、これ非常に危険だから、工事が進んでいる最中にあの出入り口、「とまれ」、あるいは信号機、警察とどんな相談をして、どこまで来ているのか教えてください。

それから、橋梁工事の問題ですけれども、この町内総点検をして、ことしはどこどこをやるのか、教えてもらいたいと思います。

最後に、教育委員会に質問でございます。

パソコン整備事業、これ金額が大きいのですよね。去年のも私調べてきたのですけれども、去年とことしで約1,000万円を超えるのですけれども、これリースにする理由を教えてください。あれだけの費用があればパソコンを買ってやったほうがいいのか、以前にも私、教育委員会にこの質問をしました。現在どういう内容でリースがいいのか、教えていただきたいと思います。

それから、放課後子供教室、学力アップ事業の内容について教えてください。

それから、給食費の材料が今相当値段が高くなっているのだと思うのです。野菜が高騰して、先ほど給食費負担、発表してもらいました。かなり痛手になっていると思うのはわかるのですけれども、この高騰対策についてお聞きをしたいと思います。それと同時に、給食センターの施設、あるいは備品、先ほど釜が総入れかえだという問題ありましたけれども、ほかには問題はないのかどうか。私のお願いは、給食費にこの高騰が響かないようにぜひともお願いをしたいと思います。この質問をしました。

それから、今上田知事が一生懸命推奨している、子供たちにフッ素の薬品が入ったうがい薬、これを押し進めて、あと県内でも幾つかの学校で、ほかはほとんどがやっているという状況の中、この長瀬はやっていない中に入っているのです。医療費の削減にもつながることなので、これは健康福祉課とも絡む話になるかと思いますが、フッ素の薬品が入っているうがい薬、これを使う気があるかないか、お聞きをします。

それから、これは父兄の方から言ってくれというリクエストがあったので、これ言います。今テレビ報道でも、東京でアルマーニの制服の問題が出て、麻生財務大臣が「8万円高いな」と言っている状況の中、長瀬町の中学校の制服もかなり高いのだと。以前私これ質問をして、それから父兄の方にもいろいろ意見を聞いてという答えをいただいていますけれども、それからもう結構長い間時間がたっています。

父兄の中で、卒業をする生徒の制服が奪い合いになっている状況があるというのを聞いていますので、何かいい対策でもあればお話をしてもらいたいと思います。

以上、いろいろありましたけれども、お答えをお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

たくさんございました中には、私はちょっと答えられないなというようなものもございまして、こちらにつきましては担当課のほうからお願いをしたいと思いますので、よろしくお聞きいたします。

まず最初に、町税に対する人件費でございますけれども、この人件費は全体でしょうか、職員だけでし

ようか、よくそこのところがちょっとご理解できないのですけれども。

○7番（関口雅敬君） この予算についての人件費の金額でいいので、簡単だと思います。

○町長（大澤タキ江君） わかりました。全体でいいですね。それでは、まず最初に、町税、人件費につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

平成30年度長瀬町の一般会計当初予算において、町税は8億3,065万2,000円を見込んでおります。その中で、人件費につきましては、6億6,809万2,000円、予算書に載っておりますので見たとおりでございますけれども、平成30年2月末現在の人口が7,254人でございますので、住民1人当たりのコストといたしましては、予算ベースでは9万2,100円となっております。

しかし、この人件費につきましては、皆さん、議員さんの報酬のほか、行政委員、消防団員、学校医、非常勤職員など、全てを含めたものでございます。

続きまして、ビッグデータについてのご質問でございますが、平成27年度に実施いたしましたビッグデータが町の観光振興や入り込み客数にどのように反映されているのかということだと思います。その中で、以前議会にもお出しいただきましたので、そのときのご回答と同じになると思いますけれども、この観光マーケティング事業というのは、町全体を観光地化するための青写真となる全体計画を策定するためのデータ収集と観光客のニーズに沿った着地型観光旅行、商品等の開発が主な目的でございます。

こちらにおける調査結果につきましては、平成28年度からものつくり大学との連携協定により実施してきたわけでございますけれども、長瀬町における観光資源の活用を目的とした意識調査、これが平成30年度に終了いたしますので、これらの調査結果をもとに、平成31年度には中長期的な観光振興計画の策定に着手したいと考えております。

また、この調査結果から、長瀬観光におけるさまざまな問題が可視化されました。特に広域での当町の認知度の低さが課題として挙がっておりましたので、調査終了後、直ちに観光協会と連携し、マスメディアへの積極的なPRに努めるとともに、インターネット環境における情報発信の充実を図るなどの対策を講じてまいりました。それらの成果、それからまたもろもろが相まって今日の観光客の増加に結びついてきたものと思っております。

しかしながら、議会でもよく取り上げられますけれども、費用対効果という点につきましては、なかなか全て税金もプールで出ておりますので、どこまでが生粋の観光業者さん、純粋な観光業者さんの税収かというのが把握できておりません。しかしながら、私は観光協会の皆様方にお会いしたとき、そしてまた観光協会の主催の事業に参加いたしましたときに、たくさんお金をもうけていただいて、たくさん税収を、税金を払ってくださいということは、常々はっきり申し上げております。最近、私の顔を見ますと、「税金は町長うんと払うのだよね」という観光業者も出てまいりました。これは、私がやはり言わなければならぬ立場かなと思っておりますので、今後もしっかりと観光業者さんにはその旨をお伝えしたいと思っております。

それから、少子化の中で、子供1人当たりの教育費というご質問でございますが、こちらにつきましては、私の手元にはそのデータはございませんので、教育委員会のほうにお願いをしたいと思います。

続きまして、町税の減収につきましてでございますけれども、今まではなかなか滞納処理というのをいたしませんでしたけれども、県のご指導をいただく中で、もうどうしてもお支払していただけないような税金につきましては、不納処理をしたほうがよいということでそうしたご指導をいただいております。そうした中で、いつまでもお金を払っていただけないものを残しておくのではなくて、そちらのほうを処理

をさせていただいております。

また、ここ二、三年、長瀬町といたしましては大きな事業所でございますけれども、そちらの経営が不振になってまいりまして、こちらが現在なかなか滞納ということで、職員は一生懸命努力をしていただいているのですが、なかなかお支払いいただけないという事案が出てまいっております。こちらにつきましても、県ともいろいろ協議をしながら今進めているところでございますので、そのうち結果が出るのではないかなと思っております。

続きまして、公共交通につきましてでございますが、昨日の私の施政方針でも申し上げさせていただきましたけれども、今現在矢那瀬地区の子供さんを送迎をいたしております。その中で、公共交通につきましては、調査を進めている中で、でき得れば、多分議員さんも同じ考えかなと思うのですけれども、朝遠くの子供さんを送迎して、昼間は一般の皆さんにご利用いただけるような、そうしたシステムが構築できないかなといろいろ調査をしているところでございますので、こちらにつきましては可能か不可能かはまだちょっとわかりませんが、そのようなことで今現在調査中ということでございます。よりよい方向に行けたらいいなと私なりに思っているところでございます。

続きまして、移住定住のお話でございますが、人数につきましては私の手元にはございませんので、企財のほうにお願いをしたいと思います。

問題点というお話をいただきました。大きなトラブルの話は入ってまいりませんが、多分ご近所トラブルですとか、小さなことはどちらに住んでいてもそうですけれども、そのようなことはあるのではないかなと思っておりますが、私のところにはそういう話は入っておりません。移住をされてお店をやっている皆様方は、長瀬に来てよかったという話はいただいております。

それから、先ほど、移住定住のお試しでございますが、今回進めようと思っておりますのは1件でございます。初めての経験でございますので、どういうことになるかわかりませんが、これにつきましては県のほうでも、県の施策としてそのようなことを進めていただいておりますので、県のご指導を仰ぎながらやっていきたいと思っております。

続きまして、窓口対応、職員の窓口対応でございますけれども、お茶を飲みながらというお話をいただきました。どの程度だったか私もわかりませんが、冬の乾燥した職場の中でペットボトル、もしくは自分で持ってまいりました、昔は水筒と言いましたけれども、そうしたものを飲みながら、体調管理をしながら仕事を進めている職員も多分おられると思います。そうしたものがちょっと目立ったのかなと思いますけれども、こちらにつきましては体調ということもございまして、余り堂々とはなくてというようなことで、今後職員のほうには話をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、なかなか職員もそうした部分に対しましては気を使っていたいておりますけれども、どうしても町職員というのはサービス業と同じでございますので、目立つ部分があるのかなと思っております。これから気をつけるように職員には指導してまいりたいと思っております。

何か抜けている部分がありましたら、もう一度お願いいたします。

以上です。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 関口議員さんのご質問にお答えいたします。

集会所の防火管理者の選任についてのご質問でございます。消防法に基づきまして、不特定多数の人が集まる施設ということで、その場所は、消防計画書を作成し、防火管理者を選任しなければならないとい

う規定がございます。

今年度から消防庁から各消防署に対しまして、郡内市町村の集会所についても査察を行うようにというこの通知が来た関係から、本年度から各集会所の査察を消防署のほうで実施しているようでございます。

各行政区にある集会所は、ほとんどが行政区のほうに管理委託をお願いしております。こうしたことから、防火管理者はその施設を維持管理する組織から選任しなければならないということになっておりますので、行政区の中から選任していただくということになりますけれども、新たに防火管理者を選任することで、行政区のほうの負担がふえますことから、消防署の査察で指摘された場合には、まず町としてもかかわっていきたいと考えておりますので、まず総務課のほうに相談をしていただければと考えております。

それから、2点目の全国瞬時警報システム新型受信機装置設置業務委託でございますけれども、いわゆるJアラートでございますが、全国の地方公共団体の現行受信機が、平成22年に定義いたしましたハードウェアを、要件がそのままに現在までソフトウェアのみ更新してきたことから、処理できる能力の限界に達している状態でございます。

このため、総務省消防庁では新型受信機へ切りかえを決定いたしまして、現行の受信機では平成31年度から情報を受信できなくなることから、新型受信機を導入するものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

3点あったかと思うのですが、まず公共施設整備基金が少ないので、これでどんな事業ができるのかというようなご質問でございました。今現在公共施設整備基金1億円ございます。それに今年度の予算を認めていただければ1億1,000万円となる予定でございます。全てをこの基金と一般財源でやるわけではなくて、もしやる場合につきましては、公共施設等適正管理推進事業債というのを借りることができます。

この事業債につきましては、事業の90%を充当できるということで、そのうちの50%は交付税に算定されるという大変有利な起債でございまして、国でも力を入れている事業でございます。

例えばの話ですけれども、事業費が10億円かかるとすると、何も特定財源を入れなければ9億円まで借りられると。その9億円を借りたうちの4億5,000万円については交付税が算定をされるという大変有利な、実質45%の補助金と同額になると考えております。

そのようなことですので、基金が多ければ多いほど一般財源になり借金が減るわけですが、この基金、まだ何年かありますので、できれば多く積んでいきたいと考えております。

それと、計画を早く進めるために百人委員会等を開いたらどうかということでございますが、町長もきのう答弁をされておりますが、スケジュールに沿ってやっていきたいと。ことし30年度につきましては、町内の検討、31年度から町民を含めた検討会を実施する予定で進めてまいりたいと考えております。

次に、情報系システムの内容ということでございますが、情報系システムにつきましては、主に職員が利用するインターネットや、国と県との連絡に使います総合行政ネットワークシステムの利用、また町のホームページ、それと職員間の情報共有を図るための庁内LANシステムの事業でございまして、その機器の借上料やシステムの利用料、保守料、そういうものが入っております。

最後に、定住自立圏での移住定住の問題、何かあったかということでございますが、昨日行われました説明会の折でも、空き家バンクの関係で、売っただけでその後の追跡調査がないということも出ておりましたので、今後売った場合でも、その後の追跡調査をすれば今後の参考になるということでありましたので、事務局のほうから担当のほうに連絡をするということになっておりました。私の知る限りでは、そのくらいかなということでございます。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） 移住の人数というのは、住宅取得の人数でよろしいのでしょうか。

○7番（関口雅敬君） 移住してきた件数。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 移住してきたのはわからない。ちょっとうちのほうでは、ちょっとわからないです。

○7番（関口雅敬君） 後でそれ調べて教えてください。

○議長（染野光谷君） 税務課長。

○税務課長（田嶋俊浩君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、固定資産税の減の要因というふうなご質問だったと思います。固定資産税につきましては、評価がえごとに評価が下がる傾向にございます。土地はここ数年、2%程度の下落傾向にございまして、家屋は、新築家屋につきましては減少しているものの、サービス付高齢者向けの住宅等の建築により増となつてございますけれども、既存住宅が経年の経過というところで減になっております。

こうしたことから、前年比1,600万円の減ということで予算を上げさせていただきました。また、ご参考までに、前回27年度の評価がえでは、当初予算ベースで前年比1,340万円の減、その前の24年度は同様に前年比3,110万円の減というような状況でございました。

それと、2点目、土地の所有者についてのご質問だったと思います。土地の所有者につきましては、全ての方に固定資産税を賦課するような形をとらせていただいております。また、所得についてでございますけれども、死亡届の際に税務課のほうも窓口のほうに伺いまして、相続人の代表者を選定していただいております。その後、代表者の方に固定資産税のほうは賦課のほうをさせていただいているという状況でございます。また、名義変更についても、できるだけ早急に変更のほうをお願いをしております。

次に、コンビニ収納についてのご質問ですが、その他の使用料で162万円、通信費で6万2,000円、合計168万2,000円当初予算で計上させていただいております。例年特徴を除くコンビニ収納を利用された方は、特徴を除きました収納のうち約10%程度になっておりますので、大変高い収納率になってきております。引き続きこういった形で収納できるように努めてまいりたいと思います。

次に、コールセンターの関係だったと思いますが、コールセンターにつきましては178万2,000円ということで委託費を計上させていただいております。こちらにつきましても、コールのうち納付了承、あるいは納付というところで6割ぐらいをお願いするようにを用途に事業のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。コールセンターの目的につきましては、町税等の納付忘れなどを防止して、累積の滞納をできるだけ未然に防ぐというところで事業を進めておりますので、引き続き実施してまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、関口議員の資格証明書発行枚数の件について、こちら毎回答えさせていただきますけれども、こちらの発行枚数の件数に関してはゼロ件でございます。

それから、短期保険証の発行枚数なのですけれども、ただいま手元にちょっと資料がございませんので、後ほど調べましてお知らせをしたいと思います。

こちらのほうに関しましては、税務課のほうとともに納税相談を実施いたしまして、月に何回か来てくれるとか、3カ月に1編でとか、そういう納税相談をちゃんと実施してお出ししておりますので、資格証明書に関しては枚数はゼロということですのでよろしくお願いいたします。

それから、移住の人数というのは、転入してきた人数でよろしいですか。では、それもまたお調べしまして、ご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

貧困の関係で、収入の把握ということでございましたが、個々の調査は行っておりません。これらにつきましては、早期に対応して、貧困になる前から取り組んでいくという必要がございますので、地域包括支援センターや福祉の窓口等に相談してもらえるように周知を図っていく必要があると思っております。

次に、いきいき館の利用状況でございます。いきいき館につきましては、高齢者と障害者の施設という位置づけでございます。29年度のデータはちょっとありませんが、28年度は高齢者の利用が延べ6,000人、障害者であちらで働いている方は14名ということになっております。

また、町の事業が載っていないのではないかなというようなご質問でございましたが、いきいき館におきまして町が主催する事業があれば載せる、載っていないようであれば載せるように是正してまいりたいと思います。

また、元気な年寄りが行ってはいけないかなということのご質問があったかと思いますが、これは前の議会でも答えているかと思いますが、対象者が限定されている事業もありますので、各種事業の周知をよりわかりやすいようにして、その辺のトラブルをなくすような工夫をしてまいりたいと考えております。

また、次に、ふれあいベースの運営管理についての経費の関係だったと思いますが、これらにつきましては、節電、節水などコスト削減を図っていき、利用状況によっては増というところもあるかと思いますが、コスト削減を図ってまいりたいと思います。

また、土日のシルバーへの委託のシルバーの役割ということでございますが、主催する事業、職員が出勤しない日はシルバーに委託ということで想定しております。受付など公民館に準じたような形で考えております。

次に、児童手当減の理由ですが、これにつきましては28年度で9,800万円、29年度も、先ほど3月補正のほう出ましたが、今年度の支出9,400万円ぐらいになるということで、以前からちょっと見積もりが過大であったということを精査しましてこの金額とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、関口議員の質問にお答えをいたします。

5点ほどあったかと思いますが、まず最初のパンフレット、リニューアルの製作費なのですが、2年前

に「ナガトロ+」という、観光大使でもあります今井華さんの画像を使ってつくったパンフレットがございます。それをリニューアルするために162万円を計上させていただいております。委託費で計上しておりますので、これは町が直接発注をかける予定で考えております。

それと、次が井戸公園についてでございますが、井戸公園の事業につきましては、測量設計費を計上しております。工事に当たり設計をする必要がございますので、その費用を計上しております。それに伴いまして、概略で今、工事請負費のほうの工事の概要でございますが、外周の擁壁、フェンスの工事、地面の改良工事、遊具の整備、既存のトイレの解体、それと防災倉庫1棟の設置を今予定をしております。

続きまして、みどりの村のプールの件かと思いますが、現在秩父鉄道と商工会等の関係団体と検討会議を立ち上げて検討をしているところでございます。期限内に間に合うように方向性を見出し、結論を得たいというふうに考えております。

それとあと、モニュメントのことですが、このモニュメントは、宝くじ協会からの助成をいただき、平成14年度に建設されて使用しているものでございます。ちょっと県のほうに、県経由で行っていますので、県のほうに照会をしたところ、この各種事業の助成が、平成22年度に事業の廃止がされているとの連絡を受けました。廃止後の取り決めについては、宝くじ協会と埼玉県で22年度までに定めるということになっているようなのですが、現時点で埼玉県のほうが詳細ちょっと不明ということの連絡をいただいております。その後、もう少し詳しく調べてほしいということをお願いをしておりますので、時間をもう少しいただきたいと思っております。それによって、どうするかを最終的に決定をしたいかというふうに考えております。

それと、観光情報館の会議室の利用団体ですが、P V等のメディア関係の会社、それとイベント等に合わせて、いってんべえウオークの会議等、あと県の観光課の会議等で使われております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

幹線1号線の関係の公安委員会との協議の件ですが、現在まで3回実施しております。その間、その都度図面等の作成をし、提出をしております。

また、その間に警察等から、ここを修正してほしいという連絡がありました場合には、そういった修正した図面を提出しております。

今後ですが、公安委員会のほうから連絡がありまして、改良工事が完成する時点で最終の協議と立ち会いをされると言われております。

それとあと、橋梁の修繕の関係でございますが、場所ですが、先ほどありました建設課主要事業箇所 of 図面の中の紫色の箇所の4橋の修繕の設計業務を平成30年度に実施し、その後31年度から工事のほうを実施していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、町長のほうに聞かれました1人当たりの教育費なのですが、当初予算額で、構成比率でいきますと8.1%になっております。この児童生徒1人当たりなのですが、学校管理費で見ますと、やはり子供の人数の違いがありまして、あと季節を維持していく上では維持管理、これは同じぐらいかかってしまいますので、一概に1人当たり比べるというのには至りませんが、まず第一小学校

なのですけれども、来年度全校で222人、1人当たり学校管理費でいきますと4万3,099円、第二小学校がちょうど第一小学校の3分の1に当たります74人で、1人当たり8万2,473円、中学校が176人で7万909円というような1人当たりの教育費の額になります。

続きまして、パソコン整備事業ですけれども、こちらのリースの理由ということですが、リース契約をしている理由としては、初期購入費用を軽減し、費用の平準化を図れることや、リース会社が動産保険に加入するので、落雷や火災でパソコンが使用できなくなった場合などの補償がついています。

また、年月がたつにつれまして、こういったOA機器については性能のよいパソコンが出てくる関係で、5年リースの期間が終われば、新しいパソコンにかえて授業や先生方の事務といった、そういったものを使用できるということで5年リースとしております。

昨年と金額が上がっているということですが、昨年ちょうど途中でリース期間が切れるのがありまして、その3分の1の額を昨年度払っていきまして、こしは丸々払っている関係で、その差が出ているのかと思います。

現在パソコンなのですけれども、第一小学校に児童用38台、先生用で23台、第二小学校に児童用28台、教師用で12台、中学校に生徒用41台、教師用26台が整備され、合計で児童生徒用107台、教師用61台の5年リースを行っております。

続きまして、放課後子供教室、中学生学力アップ事業の内容ですけれども、こちらにつきましては、国の放課後子ども総合プランということを推進しております関係で、長瀬町も来年度から行うものでございます。

まず、目的といたしまして、放課後における児童の安全な居場所を確保するとともに、多様な学習、体験活動を通じて豊かな人間性を育てることが目的でございます。

この事業を実施するに当たりまして、事前に7月を中心に子供たちの保護者にアンケートをとりました。長瀬第一小学校、長瀬第二小学校、それぞれ学校ごとに利用したいかどうか、簡単な質問だったのですけれども、長瀬第一小学校でいきますと、ぜひ利用したい、条件が合えば利用したいというのが80%、第二小学校で86%、いずれも高い結果を得ましたので、実施するには十分価値があるということで判断し、30年度実施することにしました。

細かい内容ですけれども、対象児童は1年生から3年生に絞った形でまず募集を行っております。大体一小で30人程度、二小で15人程度を希望してくればと思って、現在募集中でございます。活動場所はできるだけ学校施設で、学校のほかに迷惑をかけない範囲で活用させていただければと思っております。学校の空き教室、または図書室を利用させていただきまして、火曜と金曜日の放課後を開設ということになっております。

まず、内容なのですけれども、集まって宿題、読書等をした後に、全員がそろってから集団遊び、またそれぞれ企画行事、細かく言いますと、ボランティアさんに来てもらって折り紙教室ですとか、あとはスポーツ、体を動かすこと、あとは昔の遊びとかそういったものを計画します。また、特別企画として、夏休み中に、本来の子供教室とは時間が違うわけですが、3日間、理科のおもしろ実験教室というものを今のところ予定しております。さらに、2学期については、通常の火曜、金曜の時間帯で絵画教室や郷土芸能教室も開催する予定でおります。

入室基準なのですけれども、1つは帰り時間が遅くなります関係で、保護者の方が迎えに来られる方ということでございます。時間は、放課後から4時50分まで。それで、利用料金なのですけれども、基本的

には無料で、傷害保険に加入する関係で800円徴収させてもらおうと思っております。

指導員については募集を行いまして、2名は応募がありまして、それと学校支援員さんと合わせて8名体制で、第一小学校に3人、第二小学校に2人ということでローテーションを組みまして開催したいと思っております。

続きまして、中学生学力アップ教室ですけれども、こちらもアンケートをとりました。アンケートをとった結果で、中学生と小学校6年生にとりまして、ぜひ利用したい、条件次第で利用したいということがやはり85%ありましたので、こちらも実施する方向で計画いたしました。

こちらにつきましては、開設につきましては、土曜の午後の1時20分から3時半まで、8月の初めから2月の頭までということで、年間20回を予定しております。場所につきましては、中央公民館の2階の会議室を使いまして、対象生徒につきましては中学校3年生の希望者。どうして3年生かといいますと、高校入試を目指した子供たちを、そちらのほうの基礎的な内容をもとに、学習内容は数学と英語、やはり学習の積み上げが重要な教科に当たるこの2教科に絞らせていただきました。こちらも利用料は無料で、保険料を800円取らせていただく予定であります。

講師におきましては、学習塾の講師を頼みまして開催したいと思っております。こちらのほうは、新年度になってから募集を開始する予定であります。

以上が、放課後子供教室と学力アップの内容です。

続いて、給食費の材料の高騰対策なのですけれども、なるべく安い材料でおいしい給食を提供ということで、地元の農協や地元の業者さんから必要な数だけ購入しまして、なるべく無駄を省いて安い材料を購入しております。

それと、施設備品なのですけれども、学校給食センターは昭和56年3月に完成し、ことしの3月31日で37年がたとうとしております。この間、ガスの配管工事ですとか給排水の配管工事等を実施しておりますが、今のところ特に雨漏り等もなく、建物については目立ったものはないのですけれども、やはり37年が経過しているということで、ことしになりまして、教育委員会でも建てかえか修繕かというような方向で今検討を始めているところでございます。

それと、備品なのですけれども、やはり厨房機器の備品、やっぱり長年使用しております関係で、買い換えが必要になってくるものもあります。こちらは、厨房機器というものはやはり高いもので、そういったものを計画的に買いかえたいと思っております。やはりそうした施設のほうも古くなってきておりますので、そういったものも検討しながら今後また考えたいと思います。

あとは、配送車のほうももう20年がたつわけでございますので、そちらも含めまして今検討しているところでございます。

続いて、子供のフッ素洗口なのですけれども、こちらもやはり埼玉県知事が進めているということで、ことしになりまして、県の保健医療部の健康長寿課長さん、副課長さんが町長のところに見えまして、実施していない市町村、関口議員のほうで幾つもないと言ったのですけれども、まだ未実施の市町村が30市町村あります。全小中で実施している市町村が6市町村、小学校だけしているのが6市町村、小中のいずれかでしているのが21町村というふうな、県からそういったデータをいただいております。

長瀬町といたしましても、養護部会というのがありまして、学校の小中の養護の先生と町の保健師、あと教育委員会担当者のほうで、このフッ素洗口につきまして会議を持ちました。長瀬町につきましては、1歳6カ月健診、3歳2カ月健診で、希望者にフッ素塗布をしております。そのような関係もありまして、

長瀬は、虫歯も12歳で見ますと、1本以下を維持している状態です。県内でも、28年度の資料ですと、9番目に虫歯の本数が少ないというふうになっております。これは、日ごろ給食後の歯磨きの実施、また家庭においても朝晩の歯磨きをしているということですので、この養護部会では、大人になっても歯磨きは大切なので、子供のうちから正しい歯磨きの仕方を覚えて、いつまでも続けられるよう、町内3校では学校医にも相談しまして、歯磨き指導に力を入れましょうということになっておりますので、フッ素洗口のほうは今のところ考えておりません。

続きまして、最後になると思うのですがけれども、中学生の制服ですけれども、こちらなのですが、今の制服を採用したのは平成9年度からです。ことしで4月になりますと21年目になります。現在の価格ですと、男子がブレザー、ズボン、ネクタイ、ワイシャツで3万9,096円、女子がブレザー、スカート、ベスト、リボン、ワイシャツで4万1,904円となっております。これはいわゆる冬服です。夏の服は、スラックスに半袖になりますと、男子、女子とも約1万5,000円となっております。こちらのほうは、隣の皆野中学なんかでは学生服、女子がセーラー服ですけれども、学生服、参考として調べたのがありまして、学生服で上下とワイシャツで3万7,546円、女子のセーラー服で、スカートとベストとネクタイで3万1,900円というふうな数字となっております。

卒業生の制服の対策ということですが、今のところそういった対策は考えておりませんが、今後、そういった関口議員からも言われましたので、学校、またPTAの役員さんと相談しながら、譲っていただける家庭、また物にもよりますけれども、そういった相談しながら検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 観光のビッグデータの件で町長、再質問したいと思うので、ビッグデータというのを使っている業者はわかっているのですか。うちが使っていますよという観光業者を把握しているのかどうか。さっきの町長の答弁でいくと、このビッグデータというのは本当に生き物で、今ワーカーマンと何だ。

○町長（大澤タキ江君） メルカリ。

○7番（関口雅敬君） そうそう、町長よく知っているではないですか。そうやって、赤いセーターが検索が多い、赤いのを準備したほうがいいよという話でいけば、長瀬を検索して、もう今度の土日にこのぐらいいるよ、このぐらい饅頭買うよ、このぐらい氷屋さんに行くよという、そういうのを生のデータをやっているというので、では使用状況、600万円かけているのですから、これ予算が。観光業者がどの程度使っているのか。

さっきの町長の答弁でもわかるのだけれども、600万円という予算を使って、観光でお金をもうけて税金に納めてくれよというのは、もう私町長がやっているのはわかっています。ただ、600万円もかけたデータを本当に有効活用、観光の人たちが使っているのだろうか。ただ、ビッグデータ、JTBが絡んで、これやるといいですよといって予算を組んで600万円を入れて、観光の人たちがどの程度使っているかというのは、町長わかりますか、それ。再質問で聞きたいと思います。

それから、公共交通の話で、町長さっきも私の質問ちょうど終わったときに、ピンポンポンで「3時だから、これから地域の皆さん」という放送を毎日やっているのです。

さっきも言ったように、中学校の生徒は、上長瀬、長瀬から乗る人いないでしょうね、多分。そういう定期代を負担してあげるのに、矢那瀬の子供は第二小学校まで送り、送迎する。では、例えば上長瀬から歩いて子供が第一小学校まで来る。私は、山道だとかそういうのではなくて、前井戸の子供たちもそう、

岩田の子供たちもそう、そういう不便さがありますよと、町長もこっちの議席にいたときに、私が前町長にこの話をしたと思うのだけれども、この公共交通問題、本当に中学生に定期代を負担してあげるという予算を組んであるのだったら、この公共交通もうちょっとスピードアップして、子供たちが毎日3時になると、ピンポンピンポンでお世話になりますと言っているけれども、あれ訳すと、「早く迎え来い」と言っているのと同じなので、もう悲鳴なのだと思います。

だから、上長瀬から電車へ子供が乗ったって、第一小学校は、長瀬でおりても、野上でおりても、結構また歩かなくてはだから、私が毎朝歩いてみて、この辺から歩いていくのは大変だなというのを痛感しますからこれ言っているの、ちょっと検討を早めていただきたいというのがありますので、お願いいたします。

それから、公共施設の問題で、予算、それだけ有利な補助金があるのだったら、もっと早く検討委員会を、庁舎内で若手職員8名、課長でやって手順決めてなんて言っているのだったら、早く百人委員会でも開いて町民の意見もすぐ取り入れてやっていったほうが私はいいと思うので、もう一度企画財政課長、お答えをお願いいたします。

それから、あと1個、移住、定住の話なのだけれども、町長、お試しでやったり、体験型で来ていますよね。バスで食事しながら、長瀬町でどこがあいているかどうかを見せて、長瀬に来てください、大事なこれ施策の一つなのだと思います。東京のほうから、長瀬という知名度を持っていて、長瀬に住んでみたいといって長瀬に引っ越してきて、隣近所のトラブルはあるかもしれないとか、わからない状況なのだと思いますのだけれども、そういう来た人に町長1回ぐらいは会って、長瀬どうですかと聞く必要あると思います。せっかくこの長瀬を第2のふるさとで選んできてくれるのだから、人ごとではなく、町長、それで、さっき秩父1市4町でやっている定住自立圏の事務局しか知らないではなくて、長瀬に移り住んだ人と町長が1回ぐらい顔を合わせて、どんなものですかねという、わかっても私はいいと思うのです。

あとまた、いろんな議員が質問すると思いますので、それだけお答えをお願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

ビッグデータにつきましてでございますけれども、私はどの程度利用しているかは把握はしておりません。しかしながら、まだこれから起業、長瀬でしようかなという方たちにとりましては大変参考になると思っております。

昨日もお話しさせていただきましたけれども、今長瀬に企業参入したいという業者さん、興味をお示しいただいている業者さんが4企業いらっしゃいます。そうした方たちにとりましては、非常に参考になっているのではないかと。また、そういうものを見て、長瀬にホテルと建てたいとか、そういうこともあるのではないかなと推察をしているところでございます。

それから、公共交通につきましては、調査中でございますけれども、多分議員は、なぜ矢那瀬地区にバスを配置したかという事情をご承知だと思いますけれども、やはり通学路が矢那瀬は大変悪うございます。その中で、矢那瀬地区だけはということで始めさせていただきました。これからは、よく調査をいたしまして、本当に必要かどうかということを精査させていただきたいと思っております。

それからまた、先ほど3時に「子供さんがこれから帰ります」という放送をいたしましたけれども、この放送につきましては、実は私が進めた事業でございまして、学校からとか保護者からということではございません。ぜひこのちょうど3時ごろのこのいい時間に、地域の人たちに関心を持っていただく、散歩

でもしていただく、そういうような、よそのまちを参考にさせていただいて、長瀬町もぜひそのようなことをということでやらせていただいているところでございます。

それからまた、移住、定住でございますけれども、この事業3回現在行ったところでございますけれども、このときには必ず私も出向いて、皆様方とお話をさせていただき、交流は深めさせていただいております。

それからまた、移住、定住につきましての冊子もできておりますけれども、これ多分関口議員も見ているのではないのでしょうか。実際に長瀬に移り住んでいただいている方たちとの対談もさせていただいております。お試しでこれからやらせていただこうと思っておりますけれども、これにつきましてもししっかりと私たちもかかわってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

公共施設整備事業についてもっと早目にとということでございますが、先ほども答弁させていただきましたが、現時点では予定どおりに進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長、私町長に相反する意見を言いに来ているわけではなくて、町長がさっき移住、定住の件数わからないと言ったので、そういう会談したりなんなりしているのだったら、何件来ているか、もうわかっているわけでしょう。

○町長（大澤タキ江君） いや、わからない。

○7番（関口雅敬君） だって、会談しているのでしょうか、来た人と。いいですよ。

だから、私は言っている。移住でこのまちを選んで来た人のために、町長、ぜひ住んでしまった後に、そういう体験話聞いて、次にまた移ってくる人のために、問題点があったらそういうのがないようにという、私は建設的に町長に意見しているので、聞く耳持ってやってみてください。

それから、矢那瀬の通学の話もわかっています。町長もこちらにいました、そのとき。だから、私はわかってこれ言っているのであって。今3時に放送やっているのは、もう皆野で先にやって長瀬がやり出したのも、私は散歩しながら十二分にわかっています。

だから、さっき言うように、中学生は電車で定期代補助してもらっている。あの通学の話が出たときに、私は前の町長に言ったのは、「じゃ、井戸のほうでそういう電車がねえんだから、靴代をじゃあ負担、補助をしてくれ」という、議会で言ったことがあるのです。だから、上長瀬から歩いてくる子供たち、結構距離あります。危なくない、通学路がどうのこうのではなくて、やっぱり今交通が激しかったり、矢那瀬のその問題は私もわかっています。通学路の峠越えではないけれども、私も民教の委員長として、前々教育長と一緒に行ってきました。ハチの巣の退治も私は行ってきました。

だから、わかって言っているのであって、それちゃんと町長、聞く耳持って、私が言っていることが違うのだったら、違うでいいのです。参考になるなと思ったら参考になって、執行部の皆さんにやってみてください。そこをお願いなのですから。

それから、ビッグデータの話、私知りませんと町長、それは無責任です。600万円の予算は町長がつけたのですよ。

〔発言する人あり〕

○7番（関口雅敬君）　そして、600万円つけて誰が使ったかわからないという答弁をしては、私はこれ不誠実だと思います。600万円も使っているのだったら、観光協会で誰がどういうふうに使って、有効に効果が少しでもあれば、もうそれが十分だといふのでいかないと。そういうことです。

公共施設の企画財政課長は、予定どおりいきます。それ以上もうこれ聞いても同じだろうけれども、それだけのすばらしい予算があるのだったら、なるべく早く検討して、きのうも一般質問でやりましたけれども、よその土地まで行ったりいろいろしている状況なので、考えて、いいか悪いかを検証しながらやってみてください。

私はこれで終わりにします。

〔発言する人あり〕

○7番（関口雅敬君）　いいですよ。

○議長（染野光谷君）　暫時休憩。

休憩　午後3時50分

再開　午後4時10分

○議長（染野光谷君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号、ほかに質疑はございますか。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君）　きのうも一般質問でしたのですが、どうも消化不良だという感じで、私自身が供給単価と水道料金の問題を混同していたみたいなのがあって大変申しわけなかったのですが、改めて、私はやっぱり最初に議員になったときに、町民の皆さんが水道料金が非常に高いということがあって、これを値下げしてもらいたいという大きな要求があったわけです。

それで、改めて議会の中で、執行部のほうで、これは平成28年3月定例会で述べているのですが。

〔「今予算だから、議長、違います」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君）　質問が関連しているからいいでしょう。

○議長（染野光谷君）　2番、田村君。

〔「だめですよ」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君）　だめなの。

〔「予算なのだから」と言う人あり〕

○2番（田村 勉君）　要するに私が質問をしたいのは。

○議長（染野光谷君）　違うことを言ってください。

○2番（田村 勉君）　きのう途中で終わってしまったのですが、要するに平成33年度に料金が統一されるといったときに、必ず下がると前に答弁しているわけです。それが本当にそうなるのかということが一つ聞きたいのです。

○議長（染野光谷君）　田村君、ちょっと座ってください。だから、ほら問題が違うから。

〔「予算について聞く」「予算。ここの中のことを言わない」と言う人あり〕

○2番(田村 勉君) 予算の中でも水道料金の問題は述べられていますから、それは全然関係なくはないのですよ。

〔「質問の場所じゃないですよ」と言う人あり〕

○議長(染野光谷君) だから、どういう。

田村勉君。

○2番(田村 勉君) いいですか。

そうしたら、この予算の中で、まず最初に30ページのところに水道衛生債ということでもって、本年度と前年度の額が出ています。これは水道向けの起債ですよ。

こういうのが、私が調べたところによると、ご承知のように平成27年度というのはまだ広域化されていないのです。そのときに、秩父地域水道広域化準備室負担金というのが、これはもっと額が小さいのですけれども、全体としてこれは平成27年度が1,857万1,000円、その中に秩父地域水道広域化準備室負担金というのが822万9,000円あるわけです。平成28年、平成29年、それからこの平成30年と、これだけいわゆる予算ベースで出ているわけですが、平成28年度は、この平成27年度を100%とした場合、196%なのです。それから、平成29年度は実に351%。

今回は、金額を言いますと、平成27年は1,857万1,000円で、平成28年は3,644万5,000円、そして平成29年度は6,521万3,000円、今回は8,562万2,000円と。とにかくこれを見ると、平成27年度を100%にして、28年度は196%、29年度は351%、そして平成30年度、今年度は461%なのです。何でこんなに上がってしまっているのかと。広域の中で、それぞれ構成している自治体がこれを決定する段階で、広域の長を含めてしっかり議論したのかどうなのか。これでやっていったら本当に水道料金が上がっていくということになると思うのですけれども、この辺に対する考え方はどういうふうに考えているのか、ちょっと教えてください。

〔「ちょっと暫時休憩してもらえますか」と言う人あり〕

○議長(染野光谷君) 暫時休憩。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時21分

○議長(染野光谷君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号、ほかに質疑はありますか。

2番、田村君。

○2番(田村 勉君) いろいろとご迷惑をおかけして済みません。

ことしのこの平成30年度の予算書の中では、衛生費として上水道のお金が……

〔「マイク入っていない」と言う人あり〕

○2番(田村 勉君) これ、ではまたやり直し。これは私の責任ではないでしょう。

○議長(染野光谷君) そのまま続けてください。

○2番(田村 勉君) 水道の料金というか、その水道債含めて非常に膨大な額になっているのです。先ほど申し上げたように、この3年間の間に、なぜこうなっているのかということと、前も答弁したように水

道料は上がらないのか。この辺のところを明確に、そういう立場でやっているかどうかをひとつお願いしたいと思います。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 田村議員のご質問にお答えします。

詳しい資料を後ほどお示ししたいと思いますので、町民課のほうに来ていただければと思います。申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

〔「水道料金は」と言う人あり〕

○町民課長（若林 智君） 水道料金が下がるということは、それもあわせてご説明のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○2番（田村 勉君） しょうがないか。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田です。それでは、説明の聞き逃しもあるかもしれませんが、11点について伺います。

1点目が、当初予算の概要の8ページ。新規事業の公共施設等マネジメント事業に個別施設計画を策定するとありますが、個別とは、何カ所、何施設の計画を予定しているのか伺います。

2つ目が、同じく8ページの地方創生事業では、コミュニティバスに関するプランの検討とありますが、たしか調査についてはものづくり大学か何か、どこかで行っているのかと思いますが、この調査が終わったということなのか。また、終わっていて、このコミュニティバスを進める方向で検討することになっているのか、こちらについて伺います。

3つ目が、11ページの認定こども園事業ですか、一番下。こちらについて、平成27年度予算では幼稚園補助金526万円程度だったものが、28年度には認定こども園運営費委託料になって1,837万円となり、今回はさらに1,510万円増額となりましたが、こちらについては幼稚園や園児がふえたわけではないと思いますが、理由を教えてください。

4つ目が、12ページの新規事業の、こちら多世代ふれ愛ベース長瀬運営管理事業ですが、203万1,000円は人件費なのか、それとも光熱水費や維持管理費なのか、こちら詳細を伺えればと思います。

5つ目が、同じく12ページの本野上地区公園整備事業。こちらは、社会資本総合整備交付金を受けるようですけども、これはふれ愛ベースの敷地内なのか、どこにどのような公園を整備することを考えているのか伺います。

続いて、14ページ、新規の住宅整備事業ですが、こちら以前にも質問したときに答弁もございました、入居希望者のニーズに合ったりリニューアルに当たると思うのですが、こちら給湯設備と浴槽を設置するなどありますが、今後この改修を行った部屋に、その他の追加の改修なども行う予定があるのか伺います。

7つ目が、16ページ、長瀬町郷土資料館整備事業。こちらは、展示物及び内容の充実を図るため、展示スペースの改修を実施とありますが、展示スペースがあれば展示するものはたくさんあるということなのか伺います。

続いて、予算書の17ページ、分担金及び負担金の児童保育費負担金。こちらは、前年度より250万円増額となっておりますが、この理由は園児がふえたということなのか、こちらについて伺います。

次に、29ページ、雑入の中の臨時職員等社会保険料掛金受入金ですか、こちら前年は105万7,000円が今

回375万1,000円と約270万円増額していますが、これは職員、臨時職員が増加したということなのか伺います。

次に、45ページの使用料及び賃借料ですか、お試し移住定住用住宅借上料、こちらがありますけれども、昨日町内の空き家だとかという説明があったと思いますが、こちらはどこの住宅とかという予定があるのか伺います。

最後、55ページです。真ん中より上の新規事業S A I T A M A 出会いサポートセンター協議会負担金、少しご説明がありまして、県がどうのこうのということでしたが、これは実際どういったことを行う協議会なのか、こちらについて、以上の11点について伺いたいと思います。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、概要書8ページの個別施設計画は施設は何カ所ぐらいかということですが、55施設でございます。それを個別計画を一個一個つくっていくことになります。

それと、2つ目が、コミュニティバス調査終わったのかということと、今後はどういうふうにするのかということですが、アンケート調査を実施、完了いたしました。内容を簡単にご説明しますと、利用意向では、運行した場合は70%の方が利用したいという回答でございます。また、税金の投入についてもお聞きしたのですが、税金使ってもすべきというのが18%、高齢者のためならある程度投入する必要があるというのが73%ということで、かなりの方が、このような結果からある程度の需要、それと公共交通の理解があったため、平成30年度は町民を交えたワークショップを開催しまして、運行の方法やルートの検討など意見を求めまして、またコミュニティバスの最適な運行を検討するため協議会を設置いたします。これは法定協議会になりますので、それを設置しまして、実証実験の準備を進めていくための計画を立てていく予定でございます。その計画により、平成31年度には実証実験をしまして、実証実験の結果、実施が可能ということがわかれば、その翌年から本格稼働ということになる予定でございます。

それと、3つ目のお試し移住の空き家でございますが、予定はまだ決まってはおりません。今後空き家の調査をしていますので、そこで使えるような物件を探しまして、所有者がいますので、所有者の承諾が得られたらそこを借りて拠点にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

まず、認定こども園の増額理由でございますが、昨年度制度開始ということで、対象の児童を非常に少なく見積もっておりました。このため、今回は対象の人数を定員で見込んでおりますことから増額という形になっております。また、保育園のほうもそうですが、保育士の処遇改善というのが今出ていまして、今回補正なんかでも処遇改善費を載せさせていただきましたけれども、来年度も処遇改善が上がるという見込みが出ておりましたので、そのところも含めた形で予算計上させてもらっているため増加しております。

次に、多世代ふれ愛ベースの運営の関係でございますが、上下水道使用料、電気使用料、それから自動ドアや消防設備の保守点検委託料、それから電話やネットワークなどの回線料等が含まれているものでございます。

次に、本野上地区公園の関係でございますが、現在建設しております多世代ふれ愛ベースの南側があい

ております。あそこにおよそ900平米程度の公園をつくるということで計画をしているものでございます。

次に、児童保育費の負担金の増は、先ほど認定こども園もふえたということですが、保育園のほうも利用者のほうが多いものですから、その辺のところの対象者増も含めた形で歳入のほうも見込ませていただいております。

それから、SAITAMA出会いサポートセンターの負担金でございますが、金額的には3万3,000円と少ないのですが、参加する市町村が3万円プラス18歳から49歳までの人口割合という形であります。民間の結婚相談所とかあると思うのですけれども、そのような形を県が立ち上げて広域的にやっていきたいと。それから、民間の事業所なんかも入った形で、県が独自の形で結婚相談関係の事業を進めるということで、事業でございまして、この辺だと常設のセンターが深谷あたりにできるというふうな形で今のところ聞いております。結婚の関係は、私どもがやっているのは、県のこの出会いサポートセンターの所管課が少子政策課がやっております関係から、私どものほうでこの予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、岩田議員の質問にお答えいたします。

当初予算の概要書の14ページ、住宅整備事業に関連することでございます。一応工事のほう予定しておりますのが、現在浴室がブロックの打ちっ放し状態のところユニットバスを入れて保温等を考えております。それに伴いまして、隣にあります脱衣所の床の張りかえ、それと洗面台の新設、それに伴いますガスの給湯器、大型の給湯器を入れる予定でおります。また、これにほかの追加については現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

当初予算概要書の16ページの長瀬町郷土資料館整備事業246万2,000円ですけれども、こちらのほうは郷土資料館の展示スペースが今のところマンネリ化しておりまして、それを何とかできないかということで文化財保護審議委員さんが企画をいたしました。

この展示スペースなのですけれども、まず4つのテーマに分けます。1つ目が太古、2つ目が原始から古代、3つ目が中世、4つ目が近世から近現代と、時代ごとに4つのエリアに分けて、またさらにそれを大中小とテーマを分類しまして、そのテーマに沿って現在保管しております展示物、ものがありますので、そちらの展示をしたり、展示物がない場合は写真を使ったり、また解説文をつけたりということで、改修スペースが70万4,000円ですか、そのほか、先ほど言いました写真とか解説文の展示パネルが172万8,000円となっております。

町の特徴を生かした魅力ある展示をしたいと考えております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

予算書29ページの第2節雑入、説明欄の臨時職員等社会保険料掛金受入金でございますけれども、役場のほうで再任用職員等の短時間勤務の職員は、社会保険料のほうに加入することとなって、制度が変わっ

た関係からなりました。本年度、平成29年度は、当初予算では再任用職員を1名で積算しておりました。平成30年度は、4名を予定していることから増加となっているものでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありませんか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点かについて質問させていただきます。

まず、総務課は少ないので、ちょっと総務課さんの歳出のほうでお伺いしたいと思います。

まず、予算の中で、町のほうでは財政健全化計画というので、こういうふうに言っているのです。「定員管理の適正化、特に定員適正化計画を作成する。その中で、定年退職者の不補充、新規採用者の抑制等による職員数を削減を実施、定員管理の適正化に努めます」というふうなことを言っています。先ほど質問があって、職員の給与に当たるところを町民1人当たり幾らかというご質問があったわけです。

それでなくて、私のほうでは今現在の町職員さんというので、総数、先ほどこれも町長、副町長、教育長は3名だと、教育委員会関係で16名だと。あと、農業関係の方を含むというふうなお話で、その人数はわかったのですが、あとこの要するに予算書の中で見ると、本当に職員さん何人いるのだというのは、要するに一般会計で多分66人とかそういうことになっていると思うのです。私がちょっと調べさせていただいたら、本年度84名でいいのかなという気がしているので、もしかしたらちょっと違うところがあるかもしれないので、実際に職員さんが教育関係でこのぐらいとかという数字が出せたら、お聞きできれば、予算の上で、なるほどな、こういうお金がかかっているのだということが知れますので、その点についてお伺いします。

もう一点、総務課について、歳出のほうでお伺いします。

これ私が予算の中でどこで見ていいかわからないので、葬祭費になるのかどうかちょっと疑問なのですが、葬儀があった場合に、葬儀、お葬式があった場合に町からの弔電というのが読まれることがあるのです。読まれないこともあるのですよ。あれっ、同じ町民なのに弔電があつたりなかつたりするというのは、これどういうのかなと。同じ長瀬町の住民であれば、全部出すとか出すなとかいうことではなくて、一律ではないと不公平ではないのかなという気がするのです。そこのところの予算をどうに組んでいるのか。やはり、あとはもしやっているとしたら、お金かけなくても紙を持って行って読んでくださいでも、全員やるとすれば、そんな方法でもすれば予算もかからないし、やるとやらないと。例えば村田徹也が死んだとき、来た、来なかったとか、ちょっとそこの点について、どういう考えのもとでやっておられるのかと、非常に不公平だと思いますので、お聞きしたいと思います。

それから、今度は歳入のほうで19ページなのですけれども、障害児入所給付費等国庫負担金というのが、障害児入所医療給付費等国庫負担金が年々減っているのです。28年度かな、83万7,000円。続いて29年度は74万9,000円、30年度予算だと37万9,000円。これは、国の負担というのは減って行って仕方がないことなのかどうなのか。これ減っているのはしょうがないと思うのですが、どんな理由なのかなというところをお聞きしたいと思います。

それから、これもちょっと重複してしまうのですが、公共施設の個別施設計画等策定業務委託料ということで、これ55カ所というお話を聞きました。多分長瀬町にある公共の施設ですか、55カ所について個別に立てるのだというふうなことだと思うのですが、大変55カ所というこれぐらいのお金かかるのかなという気がするのですが、どんな方法で業者に委託するのかということ。あとは、町のほうである程度、前

もってこういう建物についてはというのは当然出したと思うのですが、やはり簡単なそういう策定をしてあって業者に振ったのかどうかという点。

それから、長瀬の地区公園の整備事業なのですけれども、多分29年度は5,000万円予算とっていたと思うのです。多分ではなくてそうだと思います。30年度に1,681万1,000円繰越明許というふうなことになったと、これは間違いないところだと思います。来年度8,299万8,000円の予算をとっていると。これで多分事業が終わるのではないかなと思います。これそうなると、魅力あるまちづくりの計画の当初予算より大分ふえているのではないかなという、いろんな事情があると思うのですが、そのどれだけふえたかという点について、せっかくつくるのだからこういういいものにする、検討を加えた結果こういうことになるというふうなことで、ぜひやっていただけたらと思います。

それから、45ページ。これ新たな事業なのですが、45ページの19番、モンベルフレンドエリアというふうなところで90万8,000円の予算を上げています。モンベルというのは一般企業ですよ。これについては、今現在北海道から九州まで85の地域がこのモンベルフレンドエリアというふうになっているということで、これは町長が今年度ですか、年が前になると思いますが、モンベル本社に行って契約をされたということは承知しています。契約したのだからその負担金がかかるということだと思いますが、ちょっとモンベルで会員さんがどのぐらいいるかわからないのですけれども、よく考えると、モンベルという会社があると、その会社が要するにモンベルのPRですか、のパンフレットを配ったり、インターネットで会員にいろんなことを知らせると。その負担金を長瀬町で90万円出すという。多分目的は、そのことによって来客される方々がモンベルに来るけれども、それがほかのところの観光にも寄与するところが多いということで、とっていただいたのだと思います。

ただ、その中を見ると、もうインターネットでも出ているのです。見ると、フレンドショップとして7店、長瀬町の中に7店だけそこに紹介されているのです。この中、モンベルの中で。おかしくないかなという気がするのですけれども、申しわけないのだけれども、その1つの会社モンベルさんに負担金を払うと。それで、そこでインターネット上で出ているのが、7つのいろんなお店が出ています。ちょっと固有名詞は避けます。見ていただければわかります。そうすると、長瀬地区の商店街でとかいう紹介の仕方ではないわけです。

どうしても1つの業者に対しての、幾らほかのところ長瀬を含めて85カ所もやっているということなのだけれども、そういうお金を出していいのかなと。申しわけないのですけれども、これもほかのちょっとラフティング関係とカヌー関係の方に聞いてみました。来る人の90%以上はモンベルに行きますと。ただし、モンベルを出てほかに行くかどうかは、そのお客さんの動き次第ですということで、ではないのですかということを書いていました。この予算は、もう協定を結んでしまったのなら認めないわけにいかないからという感じがしますが、私個人的には1つの業者に対しての負担金というのはおかしいのではないかなと。長くなって済みません。

あと、53ページの第1項の社会福祉費というところがあります。53ページの1項。社会福祉費が本来ふえて当然だと思うのですが、2,843万5,000円全体的に減少しているのです。だから、あれ、福祉の後退になるのかなと、ちょっと私の見方が間違っているのかわからないのですけれども、社会福祉費の後退というのはどういうところだと。

あと、児童福祉費、61ページです。児童福祉費、本野上地区公園建設、これも先ほど質問に出たところなのですが、ここのところは総額1,700万円になるのです。要するに測量、設計代が240万円だったかな、

それから業務の管理というふうなのでかかると、それから工事費でかかると、1,700万円かかると。先ほどの答弁でも、遊具を置いたりとかいうことがありましたが、あそこのところを今、ほぼ多世代ふれ愛ベースができていて、その奥ではないのかなと思うのです。広場があるのですけれども、あそこはローラーでガラガラと固めてもらって、高齢者がグラウンドゴルフでもできると、子供たちがあそこでキャッチボールができると、あとは南側に少し木を植えてもらおうと。そのくらいで、測量設計なんかなし、町の測量で大丈夫。そうすれば1,000万円くらい削減できるのではないかなと思いますので、あそこにわざわざ測量、設計代を出して公園をつくる必要は私はないと思います。もしつくるとしたら、減額して平地でそういうことでぜひやっていただきたいと思います。

それから、61ページの19番、19番ではいけないのかな、ちょっと今予算書見る時間がないので、多子世帯保育料軽減事業費補助金が昨年度144万円だったのが300万円と倍額になっているのです。あれ、多子世帯とそんなにふえている、それとも何かほかの補助があるのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

あと、67ページ、公衆衛生費で、妊婦の健康診査委託料というのが101万円減っているのです。おかしいな、ふえるのではなくて減っているのかなと、その理由。

それから、69ページの19項ですか、負担金、補助金の不妊不育治療費補助金が29年度30万円だったので。以前何か会議で出ましたが申請者が1人だったということです。多分そうだと思います。それからふえたかわかりませんが、せつかくの事業なので、これはちょっと広報不足ではないのかなと。もしかしたら不妊でお悩みの方もいらっしゃるのではないかなというふうなことで、もう少しこれも子育て支援事業の一つだと思うのです。不妊調査をするとか、もう少しパンフレットを出すとかいって、不妊で悩んでいる方にももう少し手厚い予算がとれないかというふうなこと。

あと、75ページの13、井戸公園についてです。これは、29年度に73万8,000円計上されていました。これは、多分測量設計代だと思います。30年度に185万2,000円、また測量設計を計上されていると。農村公園といいます、要するに財源が農林水産省だからという公園だと思うのです。これが都合で1,184万8,000円かな、先ほどの六百何万円で土地を買ったというのがあります。よく考えてみたら、あそこにもまた、先ほどもありましたが、遊具を置いたりするというふうなお話だったですね。あそこは、蓬莱島があって、蓬莱島の駐車場の下に藤の木の棚があるのでよね。あの棚の下のちょっとブロックが敷いてあるあたり、あの辺に遊具でも置けば、蓬莱島に来た人はそこでできるということで、それで十分ではないのかなと。なおかつ、土地も購入してありますので、井戸地区にはあるのかな、ちょっとグラウンドゴルフとか、元気プラザではやられる方ありますけれども、今度は公園にというところは、グラウンドゴルフができるかどうかわからないけれども、余りお金をかけずに、あそこでそんなふうな広場にして、高齢者がグラウンドゴルフでもできるような公園にしたほうがよろしいのではないかと思いますので、その変更が可能かどうかということ。

あと、87ページの道路整備費。幹線1号線の工事は以前の栃木屋さんというか、あそここのYの字まで今度は来るということで5,000万円計上されていました。多分過去において3,600万円、5,000万円、2,500万円、5,000万円というふうなことで、1億6,100万円今までにかかっているということで間違いはないでしょうか。そうしたら、あそこから今度は来年度あたりに長瀬の駅まで来るという予定だと思うのですけれども、当初予算よりこれももう大分オーバーしていると思いますので、わかれば、どれだけオーバーして、あと最後まで行ったときどのくらいかかるかなと。30年度予算にかかわるところなので、わかればその

ところもお願いしたいと思います。

放課後子供教室運営と中学生学力アップ運営云々というところなのですが、これは当初の地方創生総合戦略とは大分内容が変わってきたというふうに思います。多分目安が児童生徒が100人とかになっていて、これを教えるのは退職した先生方をお願いして、それで学力アップ等という予定だったわけですよ。それが、そういう退職して暇でいる、暇でいると言ったらいかぬけれども、幾らかそれでは子供たちと接してみようかというふうなことを当たってこういうふうな事業に変更になったのか、それとももうどうせ無理だから、教員というのはろくなのがないから、こっちに切りかえたというふうなことで変わってしまったのか、そこのところをお願いします。

あと、もう少しですが、97ページに英検にプラスして数学検定補助金が3万円予算化されました。これは、なぜ小出しにするのでしょうか。国語検定とか漢字検定とか、理科検定とか社会科検定とかありますよね。出したら切りがないというところはあると思うのですが、予算の都合でこしは数学をプラスしましたよということか、できれば平等性に欠けるので全部一緒にやったほうがいいのではないかなというふうなことについてお伺いしたいと思います。



◎会議時間の延長

○議長（染野光谷君） ここで、会議時間を延長いたします。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、定員管理の現在の職員数でございますが、一般職が66名、教育委員会の職員が16名、特別会計の職員が4名ということで配置されております。平成29年度現在86名となっております。

それから、2点目の葬儀の弔電についてでございますけれども、町では町内在住者の方が亡くなった場合、基本的には弔電をお送りしております。ただ、遺族の方の希望により弔電は不要というようなケースがございまして、そのようなケースの場合にはお送りしていない状態です。

それから、3点目の長瀬公園の総事業費が膨らんでいるのではないかとご質問でございますけれども、確かに当初では総工事費で約1億6,200万円ほどを予定しておりました。来年度までの平成30年度までの予算を足し込みますと、総額では確かに2億2,000万円ほどになります。この増加している理由ですが、これはオリンピック等々の影響が大きいかと思うのですが、非常に資材単価、あと人員、技術屋さんの単価が非常に高騰してございまして、それらの影響等々が、もろもろの影響等が考えられると思います。

総務課からは以上です。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員の質問にお答えさせていただきます。

19ページ、障害者の負担金が減っているということでございますが、毎年度障害者関係につきましては、不用額がかなり残ってしまうということで、監査のほうからもいろいろ言われておりますので、算出方法等を見直した結果、歳出が減ったことに伴い、障害者、当然それに対する負担金も減っているという形になります。

それから、53ページの減の理由、これも社会福祉総務費でございますが、社会福祉総務費全体ですと、私どもと町民課という形になります。社会福祉総務費であれば、第7期の高齢者福祉計画の策定減に伴う事業費の減です。それから、先ほど言いました負担金補助交付金ですと、昨年の決算ですと、19節は2,000万円の不用額が出ているということで、対象者の推計を精査したという形で全体が減っているということでご理解いただきたいと思えます。

それから、61ページの本野上地区公園の関係でございますが、実施方法につきましては今後検討してまいりたいと思えます。

それから、61ページ、多子世帯保育料軽減事業補助金の増ですが、これにつきましては、多子世帯が現在制度がどんどん大きくなっていますよね。乳幼児の無料化というような形で、この多子世帯はさらに県が上乘せしているやつでございますが、最終的には、その年度の所得とかに応じた形でも出るものなので、概数という形で今回試算した結果がこの金額という形になっております。

それから、67ページの妊婦健診減っているということでございますが、妊婦健診につきましては、母子手帳の交付がことは少ないということから、実数から推計させていただいていると。今後ふえれば、当然補正とかで対応させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

以上です。

○5番（村田徹也君） 不妊は違いますか。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 不妊につきましては、今年度は1件という形でございます。これは、議員のご指摘がありましたとおり子育て支援の一環でもございますので、いろいろな子育て支援事業等含めて周知を、いろんな工夫をして、今回、去年9月に補正した検査費等ありますので、工夫して周知を図って、利用していただけるようにしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。2点あったかと思えます。

1点は、公共施設計画55カ所、委託する方法や内容はどういうものかということでございますが、現在、現在というか今庁内の検討委員会で各施設の基礎調査を実施して、それを今取りまとめているところでございます。その基礎調査によりまして業者を選ぶわけですが、入札による選定になろうかと考えております。

この事業は2カ年です。2年ですので、大体1,000万円近くはかかってしまうかと思えます。

続いて、2つ目でございますが、モンベルフレンドエリアの関係でございますが、議員もホームページ等見ていただいたとおりなのでございますが、まず初めに、モンベルと昨年10月に官民連携ということで協定をさせていただきました。その中には、いろいろ7項目ほど協定内容がございます。その協定により、今後いろいろな事業というか、官民連携の事業を展開していく予定でございます。まだ事業内容等は決まっておりますが、モンベルも始めたばかりですので、今後この協定内容に基づきまして実施していき

いと考えています。

例えば協定した後に、うちのほうで移住定住のPR事業を行ったのですが、そこでもモンベルの方に入っていて、長瀬アルプスですか、その案内をしていただいたというような事例もございますので、今後その展開をさせていきたいと考えております。

また、モンベルのホームページに観光協会の7店が入っているのはちょっとどうかなということなのですが、モンベルのフレンドエリアに登録する場合に、長瀬町で何か特典をつけてくれということで、長瀬町というか全ての町村なのですけれども、に特典をつけるということで、観光協会と話をして推薦をしていただいた7店舗を掲載をさせていただいております。

モンベルにつきましては、会員が78万人でございます。そこにダイレクトにPRできる冊子等の印刷物に長瀬町を載せていただいてPRを回ると。ハイキングなどのアウトドアを活性化しまして、まず長瀬に来ていただくということをフレンドエリアでは考えて、そこに登録をさせていただいております。

フレンドエリアに登録しているのが、今都道府県と市町村を合わせまして29の自治体でございます。都道府県が3件、市町村が26件ということで登録をさせていただいております。埼玉県では長瀬町が初めてということでございます。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） それでは、村田議員の質問にお答えします。

井戸地区公園の公園整備の工事の内容についてのご質問かと思いますが、現在井戸地区公園につきましては、鉄棒、のぼり棒等の遊具も今設置してあります。利用状況につきましては、蓬萊島で散歩した保育園の子たちが、公園のほうを経由して公園で遊んで帰るというのを見かけております。

先ほど、工事内容につきましては関口議員からも質問ありましたので、内容をご承知かと思いますが、割愛させていただきます。変更につきましては、現状そういうふうな施設になっておりますので、現在のところ、同じような施設にする予定で進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 建設課長。

○建設課長（坂上光昭君） では、村田議員のご質問にお答えいたします。

幹線1号線の工事の関係でございますが、30年度の予算を入れて工事というか事業費は約2億5,000万円かかっております。

今後についてですが、一度概算で出したのがあるのですが、今手元に資料がございませんので、後ほどということでお願いいたします。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

放課後子供教室と中学生学力アップ教室ですけれども、放課後子供教室につきましては、先ほども言いましたとおり、企画行事の中でもとの旧の先生、そういうのも今後計画していきますので、そちらのほうでお願いしたいと思っております。

中学生学力アップにつきましては、当初やはりそういったやめられた先生方等を考えていたのですけれども、ここに来て、やっぱり対象生徒、中学生の3年生、それで学習内容を高校受験に向けたということ

で絞ったわけです。これをボランティアというか、やめられた先生に頼むと負担が重いのではないかとということで、現在現役でやっております塾の先生を頼んで、英語、数学を見てもらうというほうに変更いたしました。

続いて、数検ですけれども、昨年英検の補助金を始めたわけですからけれども、そのときにやはり村田議員のほうから数検はということでご質問がありました。1年間検討しまして、英検のほうは予定どおり今年度50人枠で50人の申請がありました。長瀬中の子が47人、また私立中に通っている子が3人おりました。その関係で、今度は数検なのですけれども、教育委員会としましては、長瀬中学校が準会場として検定会場になる関係で、こっちは数検を入れさせていただきました。今後漢検とか、そういったのは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点かについて質問させていただきますが、まず長瀬公園について、多分当初予算より大分かかっているということは、土はもらって、あれ土を買ってというふうなことになるとどうかなというふうに思うのですが、長瀬公園のちょっとこれ誰とは言いませんが、役場職員さん、ちょっと聞いてみた。というのは、担当課です。どんな設計になっているのですかと言ったら、まだ決まっていないと、正式に決まってないと。遊具をどこに置くとか、防水をどこに置くとか、防水はもう決まっているというようなことは言われました。ちょっと見てみたら、どこに遊具を置くかもまだちょっと決まっていないような、これは私の聞き違いだったかもしれませんが、そういうような状況であったと。

そうすると、例えば以前も言いましたが、遊具一つ、滑り台の大きいのだと1,000万円はかかりますよね。それに設置料がかかってくると。ちょっとしたのだと大分差があると思うのですが、遊具とかスポーツ用具というのは非常にお金がかかるわけですよ。ほかに、当初は高齢者があそこへ行って、少し何か体力をとかうようなことも考えているような、み～な公園にあるようなところかなと想像したのですが、あれはそんなにお金がかからないと思います。やっぱりでも、ああいう器具というのは結構高額なですよ。そうなってくると、やはりお金はかかるのだろうなと思いましたが、あれが2億2,000万円最終的にと。そうすると、今後あそこの公園を維持していかなければならないというふうなところも見越されますので、この公園のこのお金がなければできないのかと。あとは、あそこでグラウンドゴルフとかはできるのかとか、そういうスポーツエリアができるのかどうかということについて再質問させていただきたいと思えます。

あと、本野上公園については、現在基礎調査をやっておられるところだというふうな、これお話聞いたわけなのですけれども、これはこの予算を使うかどうかまだわからないということでもよろしいわけですね。

あと、ちょうど同じように、井戸公園なのですが、井戸公園については、蓬莱島に遊びに来た子供が、帰りながら、あそこの公園で遊んでいる子供さんを見かけたというふうな答弁をいただいたのですが、課長が見かけたのですか。私はあそこで散歩をしたりしているのですが、このごろ余り熱意がないのですけれども、あの辺を散歩する人が、子供があそこで遊んでいるのを見たことがないと、夏になると草がぼうぼうになってしまうというふうなこともあります。

そうならないようにするには、あれを維持するには、多分井戸地区であそこのところを草刈りをやったとか、そんなふうなことをやるのかなと。そうでなくて、やはり町でやっていくのかなと。であったらば、そこに遊具を置かなくても、先ほど言ったように蓬莱島のせっかく来てもらう、蓬莱島に子供たちに

来てもらうというふうなことも含めて、あのスペース狭いけれども、藤棚のところあたりに遊具を幾つか、小さい遊具であれば置けるのではないかなと。そのほうが蓬莱島にも人が寄るのではないかなと思います。それを無理に向こうに持っていかなければ予算的にも少なくて済むのではないかなと思いますので、その点。

それから、モンベルのほうに行きますが、これは登録が、課長があれ26件と言われたかな、ちょっと数字がメモできなかったのであれですが、私が調べたのは、全部言ってもいいのですが、85がネット上に載っています。関東地方では5件載っています。これ間違いありませんよ。きのうの夜も確認したのですから、モンベルさんのほうの。そんな少ないわけではないと思います。北海道4、東北8、関東5、中部16、北陸11、近畿14、中国9、四国8、九州10、合計85。これ自治体ではないかもしれませんが。地域ということが入っているかもしれません。ネット上に掲載されているのは85地域とさせていただきます。

このモンベルさんなのですけれども、例えばコンビニさんと同じように直営のところと直営ではないところありますよね。直営店なんかについては、税金のほうは本社のほうへ行くというふうなお話も聞いているのですが、モンベルさんは多分直営以外やらないよというふうな話を聞いています。

そうすると、モンベルさんのほうに税金が入るのだけれども、それは東京都のほうへ行ってしまうというふうな。モンベルさんの社長さん、大変やり手で、山岳とかこういうことについていろいろ広めて努力している方ということは承知していますが、税金が長瀬町に入らないで向こうへ行ってしまうということであれば、それどうもこれにお金を出すというのは不自然ではないかなというふうな気がします。

あと1点、放課後子供教室のほうなのですが、やっぱり高校受験に向けた塾ではないですよ、これ。町でやるのですから。当然高校受験に向けたって、ちょっと目的が違うのではないですか。英語、数学の基礎知識を上げるとか、そういうことならわかりますけれども、高校受験に向けたということを町でやるのですか。当然塾に行っている子供さんがここへ来て勉強したりすると、最終的な目的は中学3年生だから高校受験ということも考えられるけれども、高校へ行かない人もいますよね。塾へ行っている人も、塾へ行っていない人もいるということでやるけれども、この町でやるのが高校受験に向けたという目的、基礎学力を上げるとかそういうことではないのかなと思って、このことについて再度質問させていただきます。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○5番（村田徹也君） 簡単に答えていただければ。

○総務課長（横山和弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、長瀬公園でございますけれども、遊具を置くスペース、区画割は決まっております、例えば芝生広場とか遊具設置スペースというスペースは決まっておりますけれども、具体的にその遊具をどのような遊具を置くかというのがまだ決定されておられませんので、そのスペースは決まっているのですけれども、その実際に置く遊具によってちょっと設置箇所が変わってくるかと思っておりますので、その辺で決まっていないうことを担当のほうで話されたのではないかなと思います。

それから、そのグラウンドゴルフ広場というのも町のほうで考えているのかということなのですが、広場ということで、グラウンドとしての広場というのは設けてあります。ただ、グラウンドゴルフというのを実際に行きますと、広いスペースが必要で、例えばその競技をしているときに、人がその前を通ったり何だりすると、球が当たってというようなことも考えられますので、グラウンドゴルフとして利用できるというところは、今のところはまだ考えておりません。

以上です。

○議長（染野光谷君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほどの数字でございますが、29自治団体は、包括協定を結んだ自治体の数でございます。メンバーのフレンドエリアに登録されている数は現在87カ所でございます。多分村田議員が調べている2カ所、まだホームページに載っていないところが2カ所ありますので、そこが入っております。

この事業につきましては、あくまでも官民連携の推進ということで、その中で長瀬町のPRの事業を行って、とりあえずは長瀬にまず来ていただくということで始めた事業でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○5番（村田徹也君） 税金についてはわかりますか。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 税金につきましては、ちょっとわからないですね。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

本野上地区公園につきましては、計画には載っている事業でございましたが、29年度は健康福祉課で所管しておりませんで、平成30年度に新たに健康福祉課の事業として整備することになったものでございますので、今後設計から何から改めてやっていくという、計画に載っていない事項は詳細に詰めて建設をしていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員のご質問にお答えします。

実際公園のほうで遊んでいるのを見たかということですが、私本人何回も見させていただいて、保育園本当に行っているのかということのも、あったのを聞き取りとかもしたりして、本当に行っているかということのも確認をさせていただいて、元気に遊んでいる様子は見せてもらっております。

それと、更地でゲートボールができないかということなのですが、ちょっと面積的には狭いのかなというふうに考えております。

あと、蓬莱島にその分のお金を遊具を持っていったらどうかということでございますが、井戸地区公園ということで補助金の申請をして採択をしていただいております関係上、違うところに持っていくということはちょっとできない状況になっているかと思えます。蓬莱島公園のほうは自然公園ということで、目的がまた違ったというふうに思えますので、その辺もご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

やはり目的につきましては、学習支援、学習習慣の確立と基礎学力の定着を目指すということで始めさせているわけです。それに、対象学年をやはり中学3年生ということに絞ったわけですがけれども、村田議員言われるようにやはり今進学率が高くなっております。かといって、高校に行かない子もいるかと思うのですが、そういったまず目的ということで、何か目的を持ってということで、やはり基礎学力ということで3年生、特に数学と英語に絞らせていただきました。そんなようなことです。よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、最後に2点だけ。長瀬公園につきましては、課長が答えられたようなことで私も理解していたのです。だけれども、要するに健康増進とか、あとは歩くところをめぐりにつくるという話もあったのです。外郭といいますか。そんなふうなところは進めるのか。だから、要するに、高齢者といいますか、あそこに行って、少し自分で椅子に座ってでも体操したりとか、ちょっと腕立て伏せではないけれども、そんなようなとか、足踏みをすると、足つぼとかよくやっていますよね。そんなふうなものもあそこに設置をすることなのかということ。

あと1点は、井戸公園については、向こうの補助金であるので向こうにはできないというふうなことなのですが、藤棚があるところは私河川ではないと思うのですよ。だから、あそこにやってくれということではないですよ。あそここのところは、実際問題として、レンガがでこぼこしているのと、途中で1個あれ境界のくいがありますよ。くいがあそこ、つまりくのですよ。だから、ああいうのは黄色く塗るとか、例えばあそこに遊具があれば、つまりくことはないだろうと、そういう意味も含めて言っているのです。遊具を置いてくれということではないのですけれども、できればこの計画でそういうのがよかったということ。

あとは、今の放課後子供教室のほうは、高校受験を目指してということではなくて、学習支援ということで目的だということによろしいわけですね。

以上です。

○議長（染野光谷君） 総務課長。

○総務課長（横山和弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の公園についての歩く周回コースですけれども、グラウンド広場、その周りに、歩いて周回できるコースを設定予定でございます。

それから、健康器具につきましても、遊具とあわせて設置する予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○5番（村田徹也君） 済みません、周回については昔より狭くなったと考えていいわけですね。

○総務課長（横山和弘君） そうですね。公園自体の周回は、駐車場の関係から道路がめぐっておりますので、その内側となります。

以上です。

○議長（染野光谷君） 産業観光課長。

○産業観光課長（南 勉君） 村田議員のご質問にお答えします。

蓬萊島の関係につきましては、再度現地のほうを確認させてもらいまして、どういう状況がいいのか。それが、くいがあるところは多分私が思うには、河川区域のくいになっているかと思っておりますので、その辺の状況も調べたりいろいろしたいと思っておりますので、それを調べた後、後でご報告はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子さん。

○8番（大島瑠美子君） 3点ほど聞かせてください。

この概要のほうの16ページ、長瀬町郷土資料館整備事業で、この246万2,000円で展示スペースの開始を実施するということなのですけれども、これにつきましては、いつの間にやら織物の機屋さんの横山工場

さんから借りているのか、寄贈されているのか、うちのほうでお借りしているのか、わからないのが今倉庫のほうに入ってしまったので、横山さんのほうの、聞きづてにすると、随分ちょっと何だか気分の悪そうなお話を聞いております。そうですので、あの違う横瀬町の資料館なんかに行きますと、何々さんが寄贈したというのが機屋のところには張ってあるのです。そうすると、寄贈というのですけれども、それも張っていない品物ですので、これを機会に、ちゃんとお借りしているものだったら、返すなりなんなりそれを。だって、太古から近代のこれつくるということが、それが一つの機会ですので、返すところ、時期を間違えると、とんでもないことになりすし、それで、もういいですよ、それは横山さんが寄贈してくださると言ったら、横山敬司さんが寄贈したということで張っておけば、それでこれはいいわけですから、そこのところをよく聞いて、それでもし返してほしいと言ったら、それは返すということで、それからあとは、だから、ここのところをよく、もうそろそろ、あそこできてから30年もたっていますので、ちゃんとしたことは長寿の会とか何とかと言うから、それでそこのところをつくったということなのだけれども、いろんな話が今聞こえてきますので、そこのところはちゃんと町としては借りていたのだから、ではお返しします。そうではなくて、寄贈してくださるのなら寄贈してくださるということで、けりをつけておいたほうが後々のためにもいいと思うので、それはよく考えてやってもらって、そしてこの太古から近代とかというようなところでということで、よく聞いてやってください。

それから、学校給食臨時職員等雇用事業というので、何度も何度も聞くわけなのですが、この学校給食というのも子供たちの人格形成だとか何とかと、すごく身体強健にするためのということなのですから、学校給食をすごくいい加減に、おろそかにしているのではないかということのバロメーターというのは、全部臨時職員が多いということは、確かにできるかもしれませんが、今の時代だから。なのだけれども、やっぱり栄養士がいて、普通の本採用が幾人いて、臨時の人が幾人ということになってくると、何だか学校給食がどうでもいいのかいというような感じを与えないためにも、そこのところをよく。だから、本採用は何人いて、臨時の出勤日数は月何人でローテーションはどういうふうに組んでいるかということをお聞きしたいと思います。

それからあと、今度はこの違うほうの予算書の57ページです。社会保険費の繰出金、国民健康保険特別会計繰出金で、これ法定負担分を出してここに計算が載っていると思うのですが、去年から見ると3,000万円ほど少ないのですが、これは後期高齢者のほうに行っているから少ないのでしょうか。

それから、財政安定化支援事業繰出金とかというのが240万1,000円で、ここのところが何だかちょっと少ないような気がするのですが、これで大体、この利率で大丈夫で、町からの繰出金というのがその一般会計繰出金がいつでもそれでどうにかこうにやっていたということあるのですが、これで大丈夫なのですか。そこのところをお聞きしたいと思います。

あと、認定こども園運営費委託料の3,349万9,000円が、岩田議員なんかもお聞きしていますけれども、これは金額が幼児数によりこれ変更があるのかどうかということと、国県の補助率が、一応こんなに金額がすごいのでお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 教育次長。

○教育次長（福島賢一君） それでは、大島議員の質問にお答えいたします。

横山さんの織物機があるということは承知しております。それをいただいたか借りているかというのは、確認してしっかりしたいと思います。

それと、次に学校給食センターなのですけれども、正規職員ですと所長が1名、あと調理員が1名、県費になりますけれども、栄養教諭が1名、3人が正規職員であります。また、臨時職員におきましては、調理員が11名、配送員が1名、計12名、そのうち常に給食をつくるのに7人は必要です。それで、またその調理員の中でも午前と午後、午前中は出られますけれども、午後は出られません、午後なら大丈夫ですという調理員をうまくローテーションを組んで、臨時職員は1日7人で対応しております。

以上です。

○議長（染野光谷君） 町民課長。

○町民課長（若林 智君） 大島議員の国保の繰出金の関係についてお答えいたします。

こちらの計算方法につきましては、30年度からご説明してありますけれども、県のほうに移行されます。

県のほうで示された計算方法で算出をさせていただきましてこの金額が出ておりますので、恐らく。

○8番（大島瑠美子君） 何ら心配することもないというわけね。

○町民課長（若林 智君） ええ。県のほうで示された額をこちらのほうに計上しているのです、その辺のことは心配はございません。

○8番（大島瑠美子君） いいです。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

認定こども園の関係でございますが、今年度から長瀨幼稚園が認定こども園になったということで、今年度当初予算をとる段階で、どのくらいその見込みがあるかということがわかりませんでしたので、非常に少ない人数、3人という形で見込んでいたものを今年度は定員いっぱいまでという形で見込んだのが1点。それと、途中で今年度も補正させていただいたのですが、公定価格、処遇改善の関係で、長瀨幼稚園には年数の長い教職員の方がいらっしゃったということで、かなり公定価格、その処遇改善費が高くなったということもその一つの原因となりまして、それでおよそ300万円ぐらいは増したのではないかと見込まれます。

それと、あと全体的な費用のアップというのが今底上げを国のほうがしていますので、それを含めた形で今回多く見込ませていただいているところでございます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 済みません。この幼児数によって変更があったというわけと、それからあと国県の補助率だとかという、うちのほうの持ち出しがということがすごく一般財源からがうんと出るのではと思っておりますので、国県の補助がどのくらい来るのかなということをちょっと知りたいわけなのですけれども。

○議長（染野光谷君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問ですが、この認定こども園に關します特定財源でございますが、運営費のほうに係る費用の2分の1が国、残る2分の1を半分ずつ県と町が負担いたします。また、そのほかに施設給付費の補助金ということで県から来るものがあります。これがおよそ係る費用の73%の残りの2分の1を県と町が負担する。いろいろ細かいことがあって申しわけないですけれども。

それからあと、一時預かりというような事業をやっておりまして、それは国、県、町がおのおの3分の

1 ずつ負担するというので、経費がふえたということで、それに係る法定割合の歳入のほうもそれに応じた形で見込ませていただいているという形になります。

以上です。

○8 番（大島瑠美子君） わかりました。終わりです。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

討論がありますので、まずは本案に対する反対討論を許します。

5 番、村田徹也君。

○5 番（村田徹也君） それでは、まず一般会計予算が対前年度2,261万4,000円ふえていると。その中で、特に税金等につきましては、町税がマイナス3.1%にもかかわらず、予算総額は0.7%ふえたということが第1点。

なお、町の歳入に占める割合も町債費というのが28年、29年、30年と比較してみますと、7.5%、8%、9.74%とふえているという状況で、将来負担率というのが高くなる、せっかく下がってきたのが高くなってしまわないかという予算組みであると思います。

あとは、中の事業に関して公園整備につきましては、長瀬公園はもう計画されていた段階で進んでいくということなので、ちょっと予算が高いというのはいたし方ないとは思いますが、本野上公園と井戸公園については、やはり私先ほどまで言いましたように、もう少し予算を減額した公園でないとなかなか納得できないということで反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

9 番、新井利朗君。

○9 番（新井利朗君） 平成30年度の一般会計予算について、賛成の立場から発言させていただきます。

町民が安心して暮らせるための必要な事業を実行するために、限られた財源を有効に配分した予算だと思いますので、この予算に賛成します。

ただ、一つ加えさせていただくと、町民が安心して暮らすための道路のセンターラインや区分線が非常に消えております。早目に補正予算等を組んで町道の整備事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、反対討論を許します。

2 番、田村勉君。

○2 番（田村 勉君） どうも説明を受けても、この水道のお金が納得できないのです。後で説明してくれるというのだけれども、質問の中でもこの問題について堂々と答えてもらわないと困ると思うのです。

それから、この金額をこのとおりにふやしていったら、とんでもないお金になってしまうと。やっぱりもう一方で、お年寄りに対する配慮といえますか、例えばこの間敬老会がありました。350ぐらいかな、喜寿以上の人かな、この人たちに平均して3万円、いろいろと段差をつけてやったとしても1,000万円ちょっとぐらいでできるわけです。ところが、この水道は、とんでもないお金なのです。なぜこうなのかと。広域になったらいろいろとスケールメリットがあると、こう言われるのだけれども、これはよく考えない

といけないと。つまり一つ一つの自治体が、やっぱりこの広域化の中で、言葉は余りよくないけれども、やっぱり計画をした、委託をしたところの食べ物になっているというか、そういう側面もあるのだろうと思います。私は、そういう点でもって、今回のこの予算については賛成はできない。反対といたします。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田です。それでは、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

その理由としましては、毎度のことではございますが、平成30年度の予算書等を私なりにしっかりと見させていただき、わからないところなどは質問させていただきました。

また、心配される今後の財政事情につきましては、町の借金とも言える地方債全体では、平成30年の現在高見込み額では30億3,160万円で、昨年度よりも約300万円ほどでございますが、減っております。予算と決算の関係で今後確定しますが、単純に30年度の公債費、返済する金額、3億3,903万3,000円と、新たに借りる金額である起債の見込み額、3億1,480万円を差し引いても約2,400万円返済額が上回っております。今後は、さらに生産年齢人口の減少も見据えながら、計画的に借入れや返済を行わなければなりませんので、長期的な計画に沿って進めていただきたいと思います。

毎年お話をしていましたが、公共施設の老朽化に関する管理計画も進んでいるようですので、こちらもぜひ加味していただき、最善の行政運営をしていただきたいと思います。

そういったことから、私は、起債や公債費、予算全体のバランスを考えても、特に問題がある予算ではないと考えます。また、客観的に見ても、世代、地域、ともに偏り過ぎのない予算だと思えること、基本構想や総合戦略、後期基本計画や町長の施政方針に沿った予算編成であることも確認しましたので、予算に反対するような大きな理由はないと考えます。

これで終わりにしようと思いますが、もう少しだけちょっとお話をさせていただきたいのですが、先ほど反対討論にありました水道のこと、また公園などの目節などについては、納得できないなどの理由もございました。皆さんご存じのとおり、提案された予算、すなわち議決の対象となるのは、予算科目中の款項までであり、目節の内訳については、予算書に関する説明の一つにすぎません。よって、先ほどのような目節を変更することは、議決の対象外となると考えます。また、予算の趣旨を損なうような修正は、長の予算提案権の侵害となると解すともあります。

こういったルールがあるということからも、私は賛成の立場で賛成としたいと思いますので、皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号 平成30年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎次会日程の報告

○議長（染野光谷君） 次の日程、ご報告をいたします。

明日9日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいますようお願いいたします。

なお、議事日程は、開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承願います。



◎散会の宣告

○議長（染野光谷君） 以上をもちまして本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後5時45分

平成30年第1回長瀬町議会定例会 第3日

平成30年3月9日（金曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、平成29年請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

1、請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、平成29年発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（10名）

1番	井	上	悟	史	君	2番	田	村	勉	君	
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田	務	君	
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子	君	
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平	健	司	君
教育長	野	口	清	君	会 管 理 者	福	田	光	宏	君	
総務課長	横	山	和	弘	君	企 画 財 政 課 長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	田	寫	俊	浩	君	町 民 課 長	若	林	智	君	
健康福祉課長	中	畝	康	雄	君	産 業 観 光 課 長	南	勉	君		
建設課長	坂	上	光	昭	君	教 育 次 長	福	島	賢	一	君

事務局職員出席者

事務局長	中	畝	健	一	書 記	青	木	正	剛
------	---	---	---	---	--------	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長（染野光谷君） 皆さん、おはようございます。

前日に引き続き出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（染野光谷君） 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長（染野光谷君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、自由をお願いいたします。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第1、議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。それでは、早速議案の説明をさせていただきます。

議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ8億4,953万1,000円となり、前年度予算と比較し2億4,231万2,000円、22.19%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） おはようございます。

議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。

まず、ご説明に入ります前に、議員の皆様も既にご承知のことと思われませんが、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から県へ移行され、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、国保制度の安定化を目指すこととなります。

以上のことによりまして、平成30年度当初予算編成におきましては、例年と比較いたしまして、予算科目の変更と予算規模が大幅な減額になっておりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

まず、被保険者等の状況についてご説明いたします。平成30年2月末現在、国保世帯数が1,200世帯、対前年比マイナスの23世帯、被保険者数は1,993人、対前年比マイナスの88人となっており、これらの方々に保険業務を行おうとするものでございます。

それでは、平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計予算書の125ページをごらんください。先ほど町長が申し上げましたとおり、第1条に歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,953万1,000円とするものでございます。平成29年度と比較いたしますと、額にして2億4,231万2,000円の減額、割合にいたしまして22.2%の減となっております。

内容につきましては、予算説明書に基づきご説明させていただきます。130、131ページをお開きください。最初に、歳入予算につきましてご説明させていただきます。

第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億3,204万1,000円を積算させていただきました。

第1節医療給付費分は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

第2節後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度の財源として埼玉県に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額となっております。

第3節介護納付金は介護納付金に充てるもので、こちらも所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

第4節から第6節までですが、第1節から第3節までの滞納繰り越し分でございます。

次に、第2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、162万4,000円を積算させていただきました。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を第1目一般被保険者分と同様に積算させていただきました。

なお、平成30年度におきましては税率等の変更はございません。

次に、1枚めくっていただき、132、133ページをごらんください。第5款国庫支出金におきましては、平成30年度からはそれぞれの事業費分において県へ直接交付されることとなりますので、それぞれの項目について廃目整理を行いました。

次に、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金6億5,741万7,000円を積算させていただきました。

第1節普通交付金、第2節特別交付金は、それぞれ新設された項目となっておりますが、第1節普通交付金は、市町村が行う保険給付の実績に応じて交付されるもので、第2節特別交付金は、糖尿病等の重症化予防事業や保険税収納率向上等に対し交付されるものでございます。

次に、134、135ページをごらんください。第8款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金5,642万1,000円で積算させていただきました。第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と第2節保険基盤安定繰入金

(保険者支援分)は法定負担分を、第3節事務費繰入金は国保担当職員の給与費を含みます事務費として、第4節出産育児一時金等繰入金、第5節財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分の繰り入れを行うものでございます。

以上が収入の主なものでございます。

続きまして、歳出でございますが、140、141ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の予算額は2,578万2,000円で、主な事業としては、国民健康保険事業を運営するための職員の人件費、国保連合会へ支払う手数料や負担金、レセプト点検業務委託料等となっております。

第2項の徴税费は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、1枚めくっていただき、142、143ページをごらんください。第2款保険給付費の予算額は6億3,587万7,000円で、予算全体の約75%を占めております。第1項療養諸費5億6,007万2,000円は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うもので、第2項高額療養費7,144万1,000円は、一般被保険者や退職被保険者が同一の月内に病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金等が限度額を超えた場合に支給する高額療養費となっております。

次に、1枚めくっていただきまして、144、145ページをごらんください。第4項出産育児諸費336万2,000円は、被保険者の出産に対し、その世帯主に出産育児一時金42万円を支給するものでございます。

第5項葬祭諸費100万円は、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に対し5万円を支給するものでございます。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金の1億6,162万円でございますが、平成30年度より新設された項目となっており、市町村が支払う保険給付費等の全額を県が市町村に交付する保険給付費等交付金のための財源として県が市町村から調整するもので、各項目を納付金として県へ納付するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、146、147ページをごらんください。第5款保健事業費の1,137万5,000円でございますが、主な事業は次のページ、148、149ページの上段にあります第13節委託料にあるとおり、被保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者の方を対象とした特定健診、特定保健指導等に係る費用が主なものとなっております。

次に、第6款第1項基金積立金、第1目国民健康保険財政調整基金積立金の942万円でございますが、国民健康保険事業の運営を健全に行うため必要な額を積み立てるものでございます。

なお、初めにご説明申し上げましたが、平成30年度国民健康保険特別会計予算編成積算におきまして、各項目の必要のない項目につきましては廃目整理を行いました。

以上で、議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計予算についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(染野光谷君) これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(染野光谷君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(染野光谷君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 平成30年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第2、議案第23号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

○町長（大澤タキ江君） 議案第23号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億4,995万5,000円となり、前年度予算と比較し608万5,000円、0.82%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第23号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の161ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,995万5,000円とするものでございます。平成29年度当初予算7億4,387万円と比較しますと、608万5,000円、0.8%の増となっております。

歳入歳出の詳細につきましては、予算説明書によりご説明いたします。

予算説明書の166、167ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料1億6,568万3,000円でございますが、現年賦課分につきましては、保険料改正に伴う増、それと昨日の介護保険条例のときもお話ししました法定負担割合が22%から23%に改正されている、そこを含めて見込んで、増を見込んでおります。

次に、第3款国庫支出金1億6,835万8,000円でございますが、この款に係る歳入は、介護給付費等の財源として法定割合分に応じて交付される国庫負担金や調整交付金でございます。

次に、第4款支払基金交付金1億9,329万3,000円でございますが、保険給付費等の財源として、社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じ交付されるものでございます。

なお、ここが減になっております要因は、先ほどの保険料が1%ふえた分、こちらが28%から27%と変更になった分、減という形で見込ませていただいております。

次に、第5款県支出金1億947万1,000円でございますが、介護給付費等の財源として法定割合分に応じ

て県から交付されるものでございます。

次に、168、169ページをごらんください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金1億775万1,000円でございますが、保険給付費等の財源としての法定割合分、また事務費として一般会計から繰り入れるものでございます。事務費繰入金の増加につきましては、介護保険システム改修があり増加いたしております。また、第2項基金繰入金367万1,000円でございますが、保険給付費に要する保険料の不足分を介護保険給付費支払基金より繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございます。172、173ページをごらんください。第1款総務費1,417万6,000円でございますが、第1項総務管理費は、被保険者証の発行や介護保険システムの保守点検委託料など一般事業に係る費用で、法改正に伴うシステム改修分141万4,000円が増額となっております。

第2項徴収費116万7,000円は、保険料賦課徴収のための費用でございます。

次に、174、175ページにまたがっております第3項介護認定審査会費は、介護認定調査に係る費用や介護認定審査会運営のための負担金でございます。

次に、第2款保険給付費6億8,911万2,000円でございますが、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る費用で、居宅の要介護者が自宅を中心に利用するサービス、住みなれた地域での生活を継続するための地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等での施設サービス、手すりの取り付けなど住宅改修等の費用でございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスで、要支援者の方が要介護予防サービスを受けた場合に係る費用で、在宅要支援者の指定介護予防サービスや認知症対応型介護サービス等の費用でございます。

次に、176、177ページをごらんください。第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費は、各サービスで自己負担額が一定の上限を超えた場合に支給される費用でございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費については、入所負担の軽減を図るための費用でございます。

次に、178、179ページにまたがっております第4款地域支援事業費4,349万2,000円でございますが、高齢者が地域で自立した生活を送るためのサービスを受けた場合に係る費用で、第1項介護予防生活支援サービス事業費は、生活機能の低下が見られる方に介護予防や生活支援のサービスを提供する費用でございます。

次に、第2項一般介護予防事業費でございますが、比較的心身ともに健康で自立した生活を送ることができている人の介護予防に係る費用でございます。

次に、180、181ページにまたがっております第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、要支援者のケアマネジメントやサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの運営費用、地域ケア会議推進事業、紙おむつ支給事業、成年後見制度利用支援事業、生活支援体制整備事業に係る費用でございます。

新規事業といたしまして、秩父在宅医療連携拠点事業負担金といたしまして、1市4町秩父郡市医師会で進めている本事業の負担を計上させていただいております。

以上で、議案第23号 平成30年度長瀨町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 平成30年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第3、議案第24号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第24号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ1億329万2,000円となり、前年度予算と比較し1,088万円、11.77%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（若林 智君） それでは、議案第24号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

この制度の運営は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっております。町では、その財源となる保険料の徴収や保険証の引き渡し、制度の啓発等を行うものでございます。平成30年2月末現在の被保険者数は1,326人で、昨年同時期1,297人と比較して29人の増となっております。

初めに、予算書の192ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億329万2,000円とするものでございます。平成29年度当初予算9,241万2,000円と比較いたしまして1,088万円の増額で、割合にいたしまして11.8%の増となっております。

次に、予算説明書により主なものについてご説明させていただきます。

初めに、歳入でございしますが、197、198ページをごらんください。第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料でございしますが、7,628万円を積算させていただきました。この保険料につきましては、埼玉県後

期高齢者広域連合の後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者の均等割額の合算額で、年金からの特別徴収保険料は5,538万5,000円、普通徴収保険料は2,063万5,000円で積算しております。

保険料については、法律により広域連合がおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料率を改定しておりますが、平成30年度が改定の年に当たります。

改定における基本的な考え方でございますが、被保険者数の増加や1人当たりの医療費の上昇に加え、後期高齢者負担率の引き上げなどの影響により保険料の上昇が避けられない中、消費税率の引き上げなど、高齢者の生活が厳しくなることが予想されております。そのため、被保険者の生活に十分配慮し、急激な負担増とならないよう、現行の保険料額と同程度となるよう保険料率が設定されております。

保険料は、保険料増加抑制策として、剰余金107億円を活用することや、均等割軽減の拡充、賦課限度額の引き上げなどの配慮がなされております。

これによりまして、平成30年、31年度の保険料でございますが、均等割額が4万1,700円で、平成28、29年度と比較いたしまして370円の減、所得割率が7.86%で、平成28、29年度と比較いたしまして0.48%の減、軽減後の1人当たりの保険料額は7万4,018円で、平成28、29年度と比較いたしまして3円の減となる予定でございます。

次に、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございますが、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修事業として55万円を積算いたしました。

第4款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、保険料徴収等に係る経費に充てる事務費繰入金、低所得者の保険料の軽減分の補填財源として繰り入れる保険基盤安定繰入金として2,542万円を積算いたしました。

次に、第5款第1項第1目繰越金でございますが、平成29年度からの繰越金として80万円を積算しております。

続きまして、歳出でございますが、201、202ページをごらんください。第1款総務費の165万5,000円でございますが、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受け付けなどの事務費用に要する費用に充てるものでございます。

この中で、新規事業といたしまして、後期高齢者医療システム改修業務委託料でございます。このシステム改修事業費は、全額国庫補助で行うこととなっております。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の9,983万2,000円でございますが、これは被保険者からいただきました保険料と、一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

次に、第3款諸支出金の保険料還付金20万5,000円でございますが、所得の変更や被保険者の死亡などにより生じた保険料の還付に充てるものでございます。

以上で、議案第24号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 平成30年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第4、議案第25号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての提案理由を申し上げます。

埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第25号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明申し上げます。

提案理由は、町長が先ほど申し上げましたとおりでございます。平成30年3月31日付で埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

以上で、議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第5、議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての提案理由を申し上げます。

平成30年4月1日から入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（横山和弘君） それでは、議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

提案理由は、町長が先ほど申し上げましたとおりでございます。

平成30年4月1日から、入間東部地区消防組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

規約の変更内容につきましてご説明申し上げます。

参考資料、議案第26号新旧対照表をごらんください。

別表第1、第3条関係は、組合を組織する地方公共団体を掲げており、また別表第2、第4条関係は、組合の共同処理する事務で、そのうち第4条第1号は常勤の職員に対する退職手当の事務で、それぞれ表中、脱退する「入間東部地区衛生組合」を削り、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、この規約の施行期日でございますが、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。

- 議長（染野光谷君） これより本案に対する質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第26号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎平成29年請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（染野光谷君） 日程第6、平成29年請願第3号 放課後等デイサービスの設置に関する請願を議題といたします。

この平成29年請願第3号は、平成29年12月定例会において総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされております。

会議規則第93条の規定により、報告書が議長に提出されました。

ここで総務教育常任委員会委員長に報告を求めます。

1番、井上悟史君。

- 1番（井上悟史君） それでは、総務教育常任委員会に付託されました平成29年請願第3号 放課後等デイサービスの設置に関する請願について、請願審査報告をいたします。

12月22日金曜日、1月17日水曜日の2日間、委員全員の出席により委員会を開催し、同請願を審査いたしました。

委員会での審査は、まず請願の紹介議員である岩田議員から請願内容とその理由を聞くとともに、請願者、所管課である健康福祉課から現状や課題について聞き取りを行い、慎重に審査し、請願は妥当であるとの意見の一致を見ました。

付託された請願を審査した結果は、別紙の請願審査報告書のとおりで、平成29年請願第3号 放課後等デイサービスの設置に関する請願は、全会一致で採択と決定しましたので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

以上です。

- 議長（染野光谷君） ただいま総務教育常任委員会委員長から報告なされました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。
質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより平成29年請願第3号 放課後等デイサービスの設置に関する請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、平成29年請願第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第7、請願第1号 「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出の請願を議題といたします。

紹介議員、村田徹也君に趣旨説明を求めます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、請願第1号 「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出の請願についてご説明いたします。

現在厚生労働省で、年金支給水準を2013年から物価特例水準解消で2.5%削減、2015年にはマクロ経済スライドの発動による0.9%の削減、2017年度も物価変動を理由に0.1%削減と、この5年間で3.5%年金支給が下げられました。そして、今後ますます年金受給者はふえていき、年金受給者の高齢化による貧困が課題となります。

また、若い世代の方々は、今後年金受給者のために税金を払っていかなければならないという負担は大きくなりますが、この年金受給年齢が上げられていくと、今負担している若者世代は、いつ年金を受け取れるようになるのか。また、年金額がどのようになっていくのかということ、将来の生活設計に不安を感じるような年金制度であると。そのようなことから、1番、隔月支給の年金を国際水準である毎月支給に改めること、2番、年金支給開始年齢のこれ以上の引き上げは行わないこと、3番、マクロ経済スライドは廃止すること、4番、全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に創設すること。

このような趣旨で、埼玉県秩父市品沢209番地、全日本年金者組合秩父支部長金子寛次様から提出された請願の内容説明とします。

○議長（染野光谷君） これより本請願に対する質疑に入ります。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ただいま請願について紹介がされたところでありますが、幾つか質問をさせていただきます。

請願者が秩父市在住の方であります、住所地の秩父市議会に同様の請願がなされているか、お聞きいたします。また、その結果についてお聞きします。

また、意見書の要望項目に幾つかありますけれども、毎月支給にすると年金財政が安定し、若者が魅力を持つようなものになるのでしょうか。

次に、支給開始年齢を引き上げないで、年金財政は安定し、若者が同じく魅力を持つようなものになるのでしょうか。

次に、マクロ経済スライドを廃止すると、同じく年金財政が安定し、若者が魅力を持てるのでしょうか。

次に、全額国庫負担で、若者や高齢者が安心できる最低年金保障制度のシミュレーションを示していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（染野光谷君） 次に、質疑ありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、ただいまの質問につきまして、請願提出者ではございませんが、紹介議員としてお答えいたします。

まず、請願について。請願が秩父市に出されたのか否かと、またその結果はという点につきまして、秩父市では昨年12月議会で請願が出されたようです。そこで、議会では否決となったと聞いております。

なお、この3月定例会におきまして、横瀬町、皆野町、小鹿野町にも同様の請願を出されていると聞いておりますが、その結果についてはまだ、ただいま議会中とのことで、結果は私のほうでは存じ上げておりません。

次に、毎月支給にかかわるご質問だと思えますが、毎月支給になると経費等で費用がかかってくるという課題はありますが、日本では月払い給与ということで、勤労者は事業所等に勤めているときにそういう生活形態であったと。それが、2カ月に1回という収入になると、どうしてもロング、長い期間ですので、後半になると生活状況が圧迫されるとか、そのようなことがあって、月々支給、給与所得者と同じようなシステムでやっていければ生活が見越しやすいというふうなことはあるのではないかと思います。

また、支給開始年齢を引き上げないでいると若者に魅力が持てるのかどうかと、そのようなご質問であったかと思われまます。今の生産年齢の方々、例えば生産年齢の方は15歳から64歳というふうなことで規定されていますけれども、20歳の今、現役世代の人が、いつ年金をもらえるようになるのかという不安が非常に大きくなるということはあると思えます。

現在20歳ですと、30歳、40歳、50歳、60歳、65歳で年金もらえない、70歳になってしまうと、50年間年金を支給されるまでにかかってしまうと。それまでに、どういう年金制度になっていくのだろうかというふうな不安がかなり広がるというふうなことは見受けられ、特にこの請願については、若者世代に負担はかかる、これは国の年金制度がそういう制度になっていると。

我々も今、高齢で年金を受給されている方々に、我々が払った年金が我々に還元されると思っていましたが、実際にはそういう年金制度ではないというふうなことで、現在の若い人たちが今に使われています

が、その将来的な不安というのは若者世代に非常に多いのではないかと考えられます。

また、マクロ経済スライドについてですが、この内容についてはなかなか周知されていないと思いますので、簡単にご説明申し上げます。

まず、簡単になかなか言えないのですけれども、例えば物価の上昇を加味して年金をスライドさせるといふようなことなのですが、例えば景気がいいときと景気が悪いときと、デフレになったときといふようなこと、まずデフレ状態を考えていただいて、よろしいですか。物価が0.5%引き下げられると。これは、一昨年の年金法改正によって、デフレ状態でもスライド経済を認めるという法律に改正されました。

したがって、デフレのときに、このマクロスライドの0.9%をここに持ってくると。物価は0.5%下がったと。しかし、0.9%下げられた。実質的には、ここでマクロスライドを持ってこられると、年金受給者は実質的に0.5%マイナス0.9%は0.4%の減額になると、こういうふうなことになります。

若者がこれを廃止したから安心できるかどうかということについては、私のほうではなかなか将来展望が見受けられませんので、その日本の経済状況がどういふふうになっていくかということで、大変違いはあろうかと思えます。

最後に、全額国庫負担で若者や高齢者が安心できる最低年金制度のシミュレーションを示してくださいというふうなご質問であったかと思いますが、これ国政レベルでありませぬので、何兆円かかってどうか、そのようなシミュレーションは私にはできませんが、ある程度のお答えになるかどうかわかりませんが、まず全国で政令指定都市市長会さんで、無拠出で一定年齢に達したら受給できる最低年金制度を創設することというのを提案、国に対してされました。そして、現在この最低保障年金制度を創設することについての意見書が、全国45%自治体から意見書として国のほうに出されているという現状があるということは、ここで答えになるかわかりませんが。

あと追加といたしますと、今現在高齢者で無年金の人が60万人に上がっているそうです。これがちょっと何年後だかに、百何十万人、2年後とかですかね、そのような数値を見たことがあります。現在月額平均が5万円ぐらいの国民年金、基礎年金ですか、この人が大体日本で900万人おられるそうです。

9番議員の質問に対しての私のお答えとさせていただきます。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 12月議会で秩父市議会に提出した後、それが否決されたということですが、理由について述べられていないので、もし理由がわかりましたらお聞かせいただきたいということ。

それから、毎月支給になると、確かに月給制のなれた人にとっては結構なことかと思うのですけれども、すごい人数の支払いをするのに準備とか、それから手間とか機会とかいろんなものから考えますと、非常に経費が増大して年金を支出するのについて経費倒れになってしまうと。倒れるまではいかないでしょうけれども、そういうふうな面で結局余分な費用がかかってしまう。

今でも、二月に1遍年金が支給されることによって、本人が発想を変えれば、毎月15日に行って支給された金額から半分出す、1回目は半分、2回目行ってそのまま残りを出してくれば足りることもあるわけで、同じようなことが毎月支給に考えて、俺はそうしているという人が多分あるのではないかと思いますけれども、またまとめて2カ月分あると便利なところもあると思うので、その辺は無理に変える必要もないのではないかとするのは私考えたところでございます。とにかく経費がかかり過ぎるということでもあります。

それから、今非常に年金財政が逼迫しているということで、よくよく報道されたり討論されたりしておりますけれども、なぜかという、この請願に「若者も」という文字が入っていたらぜひ、若者も壮年層も含めて安心ができるものが欲しいわけです。ですけれども、中身をだんだん見ていくと、今の高齢者が確かに年金が下がっていくのはきついことなのですけれども、これを下げなかったら、もっともつきつくなって破綻になってしまうという可能性もあるわけでありまして。ですから、そういうふうになっていくのを少しでもおくらせる、またそれを防ぐための方策として、今マクロ経済スライドということで一部修正もされているところでありますけれども、いわゆる枠を決めてきたというふうなことであるのですね。

そういうふうなことも含めて、マクロ経済スライドに関しては廃止でなくて、少し改正でより安定するような方向に持って行ってもらう。それが結局受給者に厳しくなるかもしれないけれども、この安定させるためには、若者に魅力を持ってもらうためには必要なのではないかというふうに思ったわけでありまして。

それから、今は年金について、大勢の人が負担金をもってやっている中であってもこれほど厳しいわけです。ですけれども、これを無負担で結局年金が出るようにというふうなことは、さらに考えにくい、考えられないことになると思うのですね。

昭和36年に国民年金法というのが施行され、国民誰もが国民年金をやがてもらえるように、また途中で障害になったり、遺族になったときには、それぞれ支給されるようにというふうなことで国民年金法が改正されました。改正ではなくて年金法が施行されました。それまでにあった職域的なものの年金につきましては、非常に先行的なものでありましたが、国民年金法から除外という形のつくり方でできたのです。

ですから、国民年金に多少でも一生懸命に私たちの親は支払いしながら、やがて年齢に達したときに年金を受給することをしてきました。そういうことも、親の背中を見たり、周囲の人も見たりしてきたわけですが、そういうふうなことを考えて、無年金者が今は本当でいえない状態。結局国民年金法には、収入がない場合には免除の申請があったりとか、また減額というのですか、そういうふうなものがあったりしたわけでありまして。

そういうふうなことも含めて考えれば、今のシミュレーションで、市長会は確かにそういうふうなものを出すかもしれませんが、それは全く不可能に近い。今みんなが抛出しても大変なのに、抛出もしないでできているかと言ったら、なかなかそれが支給されるような状態になってくるものと思われませんので、改めてご回答いただけたらと思うし。

きのう、この質問につきましては、こういうことをぜひ村田さん、紹介議員にお尋ねします、ちょっと調べておいてくださいということで、通告といいますか、お知らせしておいた結果で今、紹介議員には一生懸命調べていただいてご回答いただいたことなのですけれども、重ねてお願いいたします。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 再度のご質問にかかわりまして、私の答えられる範囲でお答えしたいと思います。

秩父市のほうで、どういう理由でと言われましても、私、昨日請願提出者のほうにお電話をいたしまして聞いたところ、そのような回答はあったということですので、理由については全く存じ上げるところはありません。

なお、私が先ほどお答えした点につきまして、きのう通告をいただきましたが、私この意見書の提出議員になるというふうなことで、新井議員に質問いただいたからお答えしたのではなくて、自分なりにはこのことについて調べて、その内容でお答えしました。例えばマクロ経済等についても聞いたことはあるけ

れども、全くわからないという状況です。

内容的にまとめると、若者世代にかなりの負担がかかり過ぎるのではないかというようなご質問と考えてよろしいかと思いますが、多分今現在3.6人で1人の高齢者を若者世代が支えているという状況だと思います。それが、もう20年後だと思いますが、1.6人で1人の高齢者を支えるという時代になります。ということは、この年金制度自体が、このままいけば相当額の税を取らないとやっていけないと、そもそも制度がそういう形になっておると思います。ですから、高齢者に厚くすれば若者はということはありませんが、では今の若い世代の人が1.6人、1.6分の1の1.6人が年金を受給するときは、1分の1の可能性があるので、1人が1人の高齢者を支えると、1分の1ですから相当額のことになると。そのためには、社会保障として国の施策がそこにあるのではないかと私は思います。国が国民のために何をやるか。日本国民が安心して暮らせる、それを守るのが日本の政府ではありませんかということしか、なかなか私は答えられないのですが、特に政党別にシミュレーションを出した結果もあります。例えば現政府の自由民主党、公明党につきましては、この年金制度については現行制度を見直す案を出しております。それから、基礎年金の最低保障機能強化の検討をいたします。

それから、財源は消費税増税というふうなことでうたっております。これは特に年金にかかわることは政府が行うことでありますので、それについてこのような請願が出てきたということで、私が年金生活者であるからということではなく、全体のことを考えて、今のところこれぐらいのご回答しかできませんけれども、またありましたらお願いします。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑ありますか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願については、常任委員会への付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願に対する討論を行います。討論はありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 私は、この請願に賛成する立場から討論させていただきます。

国は100年安心だという……

〔「ちょっと待って」と言う人あり〕

○7番（関口雅敬君） 賛成の立場で。

○議長（染野光谷君） 反対、反対なの。

○7番（関口雅敬君） 賛成です。

〔発言する人あり〕

○議長（染野光谷君） では、座ってください。

討論がありますので、まず本請願に対する反対討論を許します。ここからだ。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほども質疑の時間帯におきまして質問等させていただきましたけれども、この表

題にあります「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出ということでありませぬけれども、先ほど私が質問し、回答を得た内容等含めまして、とっても今の年金制度が破綻方向に向かう、それを助長するような内容に近いものでありますので、私とすれば、この請願につきましては反対をし、意見を取り上げる必要はないというふうなことで、反対の表明をいたします。

○議長（染野光谷君） 次に、賛成討論を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） それでは、賛成の立場から意見を言いたいと思います。

国は100年安心だという話で年金制度を進め、何年もたたないうちにそれが受給者年齢を引き上げたり、年金制度が不安定になっております。そこで、年金を若者が負担していく中でもかなりの不安な状況があるので、私は苦渋の選択というものをに入れて、この請願に賛成の討論としたいと思います。

○議長（染野光谷君） ほかに討論ありますか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 済みません。私は現段階で判断するに当たっては、請願は修正できないので反対とさせていただきます。

理由としては、この記にあります1から4の、特に3と4についての疑問が残るために、この状態ではちょっと難しいかなというところで、反対とさせていただきます。

○議長（染野光谷君） ほかに討論ありますか。賛成のほうだよ。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 次は賛成、賛成ですね。

2番、田村勉君。

○2番（田村 勉君） 私は、この請願第1号について、何か議論が年金者と、それから若者と対立させて考えているというような傾向があるのではないかと思いますので、まずは我々は日本国憲法という一番のものを決めたりするもとの法律があるわけですよ。この日本国憲法というのは、内閣も含めてこれに拘束されているわけですよ。憲法25条というのは、基本的に健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を国民は有するのだと、こう書いてあるわけですよ。この年金制度もその一環に入るわけですよ。それぞれ金を分担しながら、企業が半分、労働者が半分という形でもって積み上げてきてやってきているわけですが、これが今高齢化社会になって崩れようとしているわけですよ。

そういう中で、やはり若者が、考えれば、支給年齢を延ばせば若者の年金負担意欲がなくなるということもあるし、これは若者とお年寄りのこの年金者との間の問題だけではなくて、国自身がやっぱりこの問題に対してきちんとした政策なりを持つことが大事だと思うのですよ。

年金者が長い間社会で働いてきて、いろんな苦勞をしてきて、年金をもらうようになって、それが安定させるような年金の額でなければいけないと思うのだけれども、マクロ経済スライドというのはやるたびに少なくなると。私も年金者ですが、もらうたびに少なくなると。これでしかも2カ月でしょう。先ほど出てきたように、1カ月もらって生活を立てているような人が多いわけですよ。それを2カ月に1回というと、なかなかこれ大変なわけですよ。

そういう意味で、今度の請願については全面的に賛成して、やはり国に対して憲法をしっかり守って、それでそういう立場から年金問題をきちんとしなさいと、若者が大変になるから、年寄りが大変になるかという問題ではなくて、国としてどうするのかと。これは、やっぱり軍事や外交よりも優先するという、

憲法25条に対する判決も出ているのですよね。そういう立場から、ぜひともこの請願を通して長瀬町議会として、町民の気持ちとして、やっぱり国に対してそういう意見を上げるということが非常に私は大事だと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号 「若者も高齢者も安心できる年金制度」を国の責任で創設するための意見書提出の請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本請願を採択することに賛成諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（染野光谷君） 起立少数。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここから、会議の内容を手話通訳者により手話通訳いたします。



◎平成29年発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（染野光谷君） 日程第8、平成29年発議第3号 長瀬町手話言語条例を議題といたします。

この平成29年発議案第3号は、平成29年12月定例会において、総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされました。

会議規則第76条の規定により、報告書が議長に提出されました。ここで、総務教育常任委員会委員長に報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、井上悟史君。

○1番（井上悟史君） それでは、総務教育常任委員会に付託された平成29年発議第3号 長瀬町手話言語条例についての委員会審査報告をいたします。

結果につきましては、別紙の委員会審査報告書の審査の結果と結果のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

経過につきましては、去る12月22日金曜日、1月17日水曜日、2月2日の3日間、各日とも委員全員の出席を得まして委員会を開催し、長瀬町手話言語条例を審査いたしました。

委員会ではまず、提出議員である岩田議員から提出理由や条例の内容について聞き取りを行いました。続いて、質疑では、前文の簡略化、第3条第3号の現実性について疑義があり、検討したところ、削除することにしたほか、法令などの名称、条文の重複箇所、条文内容の実現性などの疑義がある箇所について修正や削除を行い、修正案を取りまとめました。平成29年発議第3号 長瀬町手話言語条例に対する修正案についての討論はなく、挙手採決の結果、全会一致で修正案を決定しました。

それでは、平成29年発議第3号 長瀬町手話言語条例に対する修正案について、ご説明いたします。

修正案は、別紙の委員会審査報告書の2枚目に添付されていますが、わかりやすいので3枚目に添付しています参考資料、発議第3号 長瀬町手話言語条例新旧対照表によりご説明いたします。

まず、前文ですが、状況や国などの動向、意気込みなどに絞って記載することにしたため、現行の下線部分を削除したほか、条例や法律名を引用したことにより下線部分の字句の修正を行いました。

第3条の町の責務では、第3号と第4号中の「及び処遇改善」は実現性に疑義があるため削除をし、第5号中の「手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の整備を推進するために」は、内容が重複しているため削除し、第4号、第5号をそれぞれ、第3号、第4号に繰り下げるものです。

第5条の事業者の役割では、「手話を使用する人が利用しやすいサービスを提供し」が、現実性に疑義があるため削除するものです。

第6条の施策の推進では、見出し中の「方針」を削除するほか、町で障害者計画、障害者福祉計画を策定していることから、第1項中「ための方針を策定する」と、第2項中を削除し、第3項中の「町は、第1項の方針の策定」を「前項の推進」に改め、第3項を第2項に繰り下げるものです。

附則の第2条は、3年に1度障害者計画、障害者福祉計画が策定されているため、見出し及び条文を削除するものです。

以上で、委員会審査報告といたします。

○議長（染野光谷君） ただいま、総務教育常任委員会委員長から報告がなされました。

これより質疑に入ります。質疑については、原案及び修正案について一括して行います。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、2点ばかり質問させていただきます。

平成28年4月1日から施行された障害者差別解消法にのっとった条例ではないかと思います。そこで、議員提案ということで、この手話を広めるために、議員提案ですので議員間のまず手話講習会等行うべきと考えますが、内容にはちょっと外れるかもしれませんが、そういうことができればと思いますが、そのことについて1点。

もう一点は、議員必携のほうで、129ページに請願陳情について、議会が採択した後における実現の可能性について、執行機関に質疑することができるというふうなことで明記してありますので、執行者側にお尋ねしたいと思います。

この条例に規則を設けて、実現性を高めるかどうかということをお尋ねしたいと思います。そのことについて、まず手話通訳に関する条例ではありますが、合理的配慮の提供という点で、手話以外にコミュニケーションボードなどを庁舎に出しておいてすぐ対応できる等、あとは座席の配慮、アナウンスだけでなく身ぶり等でできる、またジョブコーチとして障害者、事業者、そして障害者の家族に対して職場適応に関するきめ細やかな支援をする公的なサポート制度等を規則等で整備していくお考えがあるかどうかについて、これでは執行部についてお尋ねします。

○議長（染野光谷君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のただいまのご質問、こうしたケースは初めてでございますので、この議会の中で執行部としてお答えをするのが適当かどうか私もわかりませんが、町の考え方として代表してご回答させていただきます。

ただいまこの議会で初めてこの条例案、見させていただきました。これをしっかりと精査いたしながら、それにつきましては検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） ほかにございませんか。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 一言申し上げておきます。

採択をされた場合ということで、申しわけございません、よろしくお願いいたします。

○議長（染野光谷君） ほかにございませんか。

4番、岩田務君。

〔「答弁ですか」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 答弁。

〔「質問しますから答えるほうです」「さっきの質問に委員長が答えるのではない」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） いいですか。

○議長（染野光谷君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 済みません、これどなたがお答えになるかわからないのですけれども、委員長が出されたので委員長に答えていただくのかな。または、紹介議員でもそれはと思うのですが、場合によってはどちらでも仕方ないかなと思っております。

〔「ちょっと議長、暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） それでは、村田議員の質問にお答えいたします。

手話通訳の勉強会等を議会などでもできるかどうかというような、これご意見になるのかなと思っておりますが、今回条例のそれは活用に関することになるかと思っておりますので、今後そのような機会がつかれるように、まずは条例を制定していただければと思います。

以上です。

○議長（染野光谷君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより平成29年発議第3号 長瀬町手話言語条例を採決いたします。本案に対する委員長報告は修正です。まず、委員会の修正案について、起立によって行います。委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について採決いたします。

この採決も起立によって行います。修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔何事か言う人あり〕

○5番（村田徹也君） 議長。議事の進行について発言させていただきます。

内容が理解できませんので、済みませんが、もう一度ゆっくりとご説明をいただければ、この条例についてまた賛否を決めることができますので、よろしくお願いします。

○議長（染野光谷君） 改めまして、次に、ただいま修正決議をした部分を除く原案について採決いたします。

この採決も起立によって行います。修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 暫時休憩。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（染野光谷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

改めまして、次に、ただいま修正決議をした部分を除く原案について採決いたします。

この採決も起立によって行います。修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（染野光谷君） 起立多数。

よって、決議した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件

○議長（染野光谷君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元にご配付しましたとおり派遣することに決定されました。



◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（染野光谷君） 日程第10、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



◎閉会について

○議長（染野光谷君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（染野光谷君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会に決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（染野光谷君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会に終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案など26件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただきました。いずれも原案どおりご議決を賜ることができましたこと、まことにありがとうございます。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

また、先ほど言語条例につきましてのご意見をいただきました。これらにつきましても、これから真摯に検討をしてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様にもご協力をよろしくお願いをいたします。

なお、今後の予定でございますが、3月10日の土曜日、中央公民館でスポーツ賞授与式を行います。翌11日には、恒例の公民館ホームまつりを中央公民館で開催いたします。次に、小中学校の卒業式、入学式についてでございますが、中学校の卒業式が3月15日の木曜日、小学校は23日の金曜日、入学式は中学校が4月9日の月曜日、小学校が10日の火曜日でございます。

年度がわりの何かとお忙しい時期ではございますが、議員の皆様方にはぜひご参列をいただき、児童生徒の成長した姿をごらんいただきたいと思えます。

新年度も、当面する事業、課題などに対し、議員の皆様のご指導、ご協力をいただき、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、皆様のますますのご活躍とご健康をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（染野光谷君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、平成30年度当初予算を初め条例の制定、改正等、町政当面の諸議案を審議いたしました。議員各位のご精励により付議された全ての議事が終了し、閉会できますことに感謝を申し上げます。

また、町長を初め執行部各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

なお、各議案の執行に当たりましては、適正な運用をもちまして、町政発展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして平成30年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変長い間ご苦労さまでした。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 6月 8日

議 長 染 野 光 谷

署 名 議 員 岩 田 務

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 野 口 健 二